

平成28年度

包括外部監査結果報告書

市税に関する財務事務の執行について

金沢市包括外部監査人

公認会計士 坂下清司

金沢市議会議長 黒沢 和規 様
金沢市長 山野 之義 様
金沢市監査委員 西村 賢了 様
金沢市監査委員 中村 哲郎 様
金沢市監査委員 田中 展郎 様
金沢市監査委員 松井 純一 様

平成 29 年 3 月 29 日

金沢市包括外部監査人

坂 下 清 司

地方自治法第 252 条の 27 第 2 項に定める、平成 28 年 4 月 1 日付の金沢市との包括外部監査契約に基づき実施した監査の結果について、同法第 252 条の 37 第 5 項の規定により、別紙のとおり報告します。

目 次

第1 外部監査の概要.....	1
1 外部監査の種類	1
2 選定した特定の事件（テーマ）	1
3 特定の事件（テーマ）を選定した理由	1
4 外部監査の方法	1
(1) 監査要点	1
(2) 主な監査手続	1
5 外部監査の対象期間	1
6 外部監査の実施期間	1
7 監査人補助者	2
8 利害関係	2
9 監査の結果と意見	2
第2 監査対象の概要.....	3
1 市税の概要	3
(1) 市税の種類	3
(2) 市税決算額等の推移	4
(3) 賦課徴収費等の推移	11
(4) 金沢市における組織体制	12
(5) 他の中核市の状況	18
(6) 平成17年度包括外部監査の措置状況	21
第3 外部監査の結果.....	25
1 個人市民税	25
2 法人市民税	40
3 固定資産税及び都市計画税	48

4	軽自動車税	66
5	市たばこ税	72
6	入湯税	75
7	事業所税	79
8	収納事務（滞納整理事務を除く）	88
9	滞納整理事務	102
	指摘事項・意見一覧	116

第1 外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び金沢市外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件（テーマ）

市税に関する財務事務の執行について

3 特定の事件（テーマ）を選定した理由

金沢市行政改革実施計画において、「市税収入の確保」は、財政に関する重点目標に掲げられている。

金沢市の平成28年度一般会計当初予算においては、市税が約794億円と、歳入予算全体の約46%を占め、非常に重要な財源となっている。

厳しい財政状況が続く中で、健全な財政運営を確保していくためには、安定した歳入の確保、特に市税収入の確保は極めて重要な課題であり、平成27年度に引き続き、歳入面に主眼を置き、適正かつ効率的な事務がなされているかを検証することは、有益であると考え選定した。

4 外部監査の方法

(1) 監査要点

- ①市税の賦課及び徴収が法令及び条例等に準拠して、適切かつ公平に行われているか。
- ②市税の賦課及び徴収が効率的に行われているか。
- ③市税の徴収が効果的に行われているか。
- ④市税の滞納整理が適切に行われているか。

(2) 主な監査手続

主に質問、閲覧、必要に応じて視察、現物確認等を実施した。

5 外部監査の対象期間

原則として平成27年度を対象とした。ただし、必要に応じて過年度及び平成28年度の一部についても監査の対象とした。

6 外部監査の実施期間

平成28年6月3日から平成29年3月17日まで

7 監査人補助者

塚 崎 俊 博（公認会計士）
深 澤 智 士（公認会計士）
岡 田 裕美子（公認会計士）
細 見 孝 次（公認会計士、弁護士）

8 利害関係

包括外部監査の対象とした特定の事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

9 監査の結果と意見

取り上げるべき点について、是非とも改善すべき点を「指摘事項」とし、より望ましい運営が行われるために有用であると判断した点を「意見」として記載した。

第2 監査対象の概要

1 市税の概要

(1) 市税の種類

地方税法第3条の規定に基づき、金沢市税賦課徴収条例（以下「条例」という。）及び金沢市税賦課徴収条例施行規則（以下「施行規則」という。）が定められている。

市税には、使途が限定されていない普通税と、使途が特定の事業に限定される目的税があり、金沢市においては、条例第3条に、以下のとおり税目が規定されている。

普通税	直接税	市民税	個人市民税と法人市民税があり、均等割と所得に応じて納める所得割（法人市民税の場合は法人税割）の2種類がある。
		固定資産税	土地、家屋及び償却資産の所有者に対して課税される。
		軽自動車税	原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車の所有者に対して課税される。
		鉱産税	鉱物の価格を課税標準とし、鉱物の掘採業者に対して課税される。ただし、金沢市においては、近年課税の実績はない。
		特別土地保有税	一定規模以上の土地の保有、取得に対して課税される。 ただし、平成15年度税制改正に伴い、平成15年度以降新たな課税は行われていない。
	間接税	市たばこ税	たばこの製造者、卸売販売業者等が、市内の小売販売業者に売り渡したたばこに課税される。
目的税	直接税	事業所税	一定規模以上の事業所に対して課税される。 都市環境の整備及び改善等に要する費用に充てる。
		都市計画税	都市計画区域のうち、市街化区域内に所在する土地及び家屋の所有者に対して課税される。 街路、下水道等の都市計画事業等に要する費用に充てる。
	間接税	入湯税	鉱泉浴場の入湯客に対して課税される。 環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設等の整備や観光の振興に要する費用に充てる。

直接税とは、税を負担すべき者が、市に直接納める税のことであり、間接税とは、税を負担すべき者と、税を納める者が異なる税のことである。

(2) 市税決算額等の推移

①一般会計歳入決算額の推移

過去5年間の一般会計歳入決算額の推移は、以下のとおりである。

(単位：千円)

款別	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
市税	77,317,296	76,708,744	77,843,545	79,280,714	79,167,507
地方譲与税	1,328,784	1,251,395	1,196,383	1,141,081	1,199,035
利子割交付金	264,050	260,476	198,096	184,251	148,989
配当割交付金	111,285	115,908	236,137	445,667	348,716
株主等譲渡所得割交付金	32,909	37,282	406,075	272,653	366,449
ゴルフ場利用税交付金	49,068	46,783	47,223	49,747	50,495
地方消費税交付金	4,939,613	4,973,604	4,931,215	5,902,613	9,871,443
特別地方消費税交付金	100	—	—	—	—
自動車取得税交付金	328,222	374,125	401,490	178,847	284,832
国有提供施設等所在市助成交付金	15,615	15,656	15,665	15,321	14,711
地方特例交付金	645,962	287,852	282,221	268,097	272,745
地方交付税	18,468,944	18,253,903	16,835,466	16,097,886	14,019,822
交通安全対策特別交付金	97,702	94,772	89,735	78,712	82,726
分担金及び負担金	3,299,285	3,353,823	3,423,212	3,472,395	2,845,901
使用料及び手数料	3,202,138	3,158,921	3,203,683	3,313,977	3,558,403
国庫支出金	26,675,379	22,822,804	25,725,839	28,207,795	28,078,033
県支出金	8,401,461	7,660,748	8,796,485	8,601,460	10,326,003
財産収入	666,136	503,833	463,183	478,033	453,575
寄附金	64,308	48,224	14,715	196,708	83,844
繰入金	391,908	879,847	336,588	1,558,588	1,889,206
繰越金	2,808,233	2,356,287	2,685,740	3,097,868	2,609,493
諸収入	3,304,399	3,031,714	2,566,627	5,621,968	2,714,226
市債	20,182,300	19,619,800	19,048,800	23,225,000	15,189,000
計	172,595,097	165,856,501	168,748,123	181,689,381	173,575,154
歳入に占める市税の割合	44.8%	46.3%	46.1%	43.6%	45.6%
中核市平均	39.9%	39.6%	39.5%	39.5%	39.3%

市税は、給与所得や企業収益、固定資産の評価替え等により、大きく変動するものであり、約767億円～約793億円で推移している。

歳入に占める割合は、43.6%～46.3%で推移しており、中核市平均と比較するといずれの年度

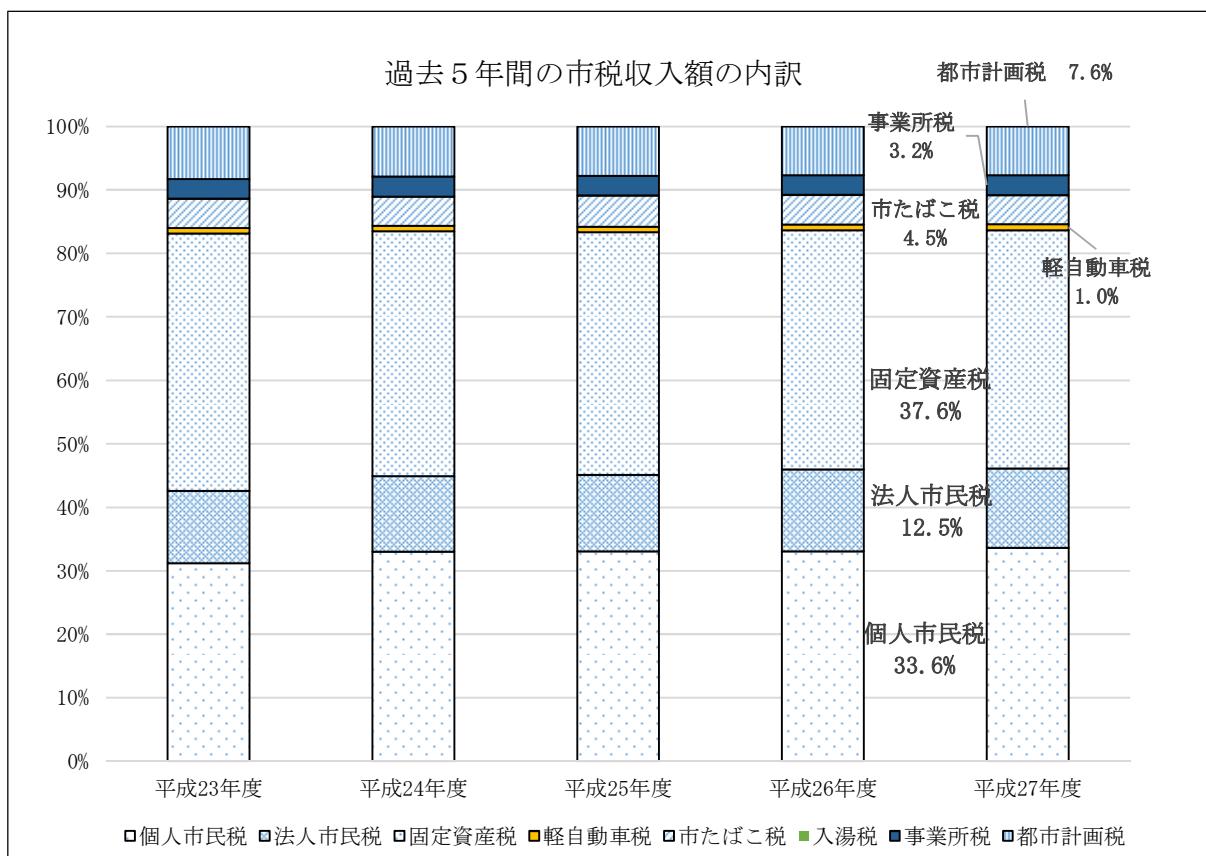
も高い状況にある。

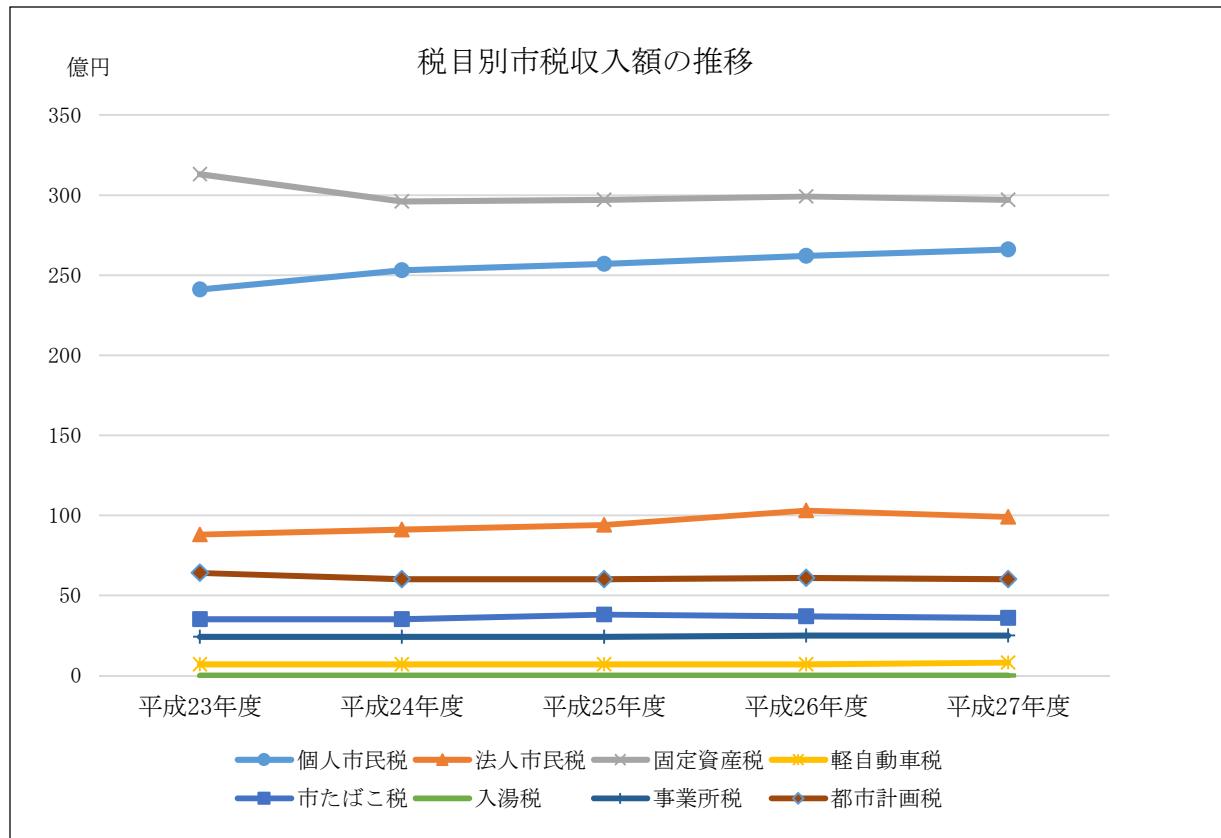
②税目別市税収入額の推移

過去5年間の税目別の市税収入額の推移は、以下のとおりである。

(単位：千円)

税目	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
普通税	68,494,926	68,214,657	69,367,689	70,724,096	70,587,420
市民税	32,949,622	34,455,618	35,141,833	36,427,516	36,486,965
個人市民税	24,122,862	25,312,087	25,718,148	26,172,251	26,619,662
法人市民税	8,826,760	9,143,531	9,423,685	10,255,265	9,867,303
固定資産税	31,327,115	29,578,933	29,714,406	29,878,197	29,737,344
軽自動車税	670,273	688,480	712,523	739,213	762,782
市たばこ税	3,547,916	3,491,626	3,798,927	3,679,170	3,600,329
目的税	8,822,370	8,494,087	8,475,856	8,556,618	8,580,087
入湯税	28,001	27,848	27,286	29,085	31,676
事業所税	2,394,682	2,446,742	2,413,396	2,459,760	2,499,266
都市計画税	6,399,687	6,019,497	6,035,174	6,067,773	6,049,145
計	77,317,296	76,708,744	77,843,545	79,280,714	79,167,507
市民税+固定資産税	64,276,737	64,034,551	64,856,239	66,305,713	66,224,309
市税に占める割合	83.1%	83.5%	83.3%	83.6%	83.7%





過去5年間とも、固定資産税の収入額が最も大きく、次いで、個人市民税、法人市民税と続いている。

この3税目が、市税全体の8割以上を占め、市税の根幹となっている

固定資産税については、平成24年度に3年に1度実施される土地及び家屋の評価替えが行われた影響等により、平成23年度から平成24年度にかけて約17億円減少したが、以降は290億円台で推移している。

個人市民税については、給与所得の増加等に伴い、増加傾向が続いている。

法人市民税については、近年、増加傾向であったが、平成26年度税制改正において、法人税割の税率引下げが行われた影響等により、平成27年度決算は対前年度比で約4億円減少した。

③平成 27 年度市税決算額の状況

平成 27 年度の市税決算額の状況は、以下のとおりである。

(単位 : 千円)

区分	予算額	調定額	収入額	不納欠損額	還付未済額	収入未済額
個人市民税	26, 587, 140	28, 518, 827	26, 619, 662	101, 335	4, 909	1, 802, 739
現年課税分	26, 170, 620	26, 592, 949	26, 191, 319	765	4, 909	405, 774
滞納繰越分	416, 520	1, 925, 878	428, 343	100, 570	0	1, 396, 965
法人市民税	9, 541, 190	9, 944, 652	9, 867, 303	10, 245	40, 968	108, 072
現年課税分	9, 522, 390	9, 825, 286	9, 848, 347	33	40, 968	17, 874
滞納繰越分	18, 800	119, 366	18, 956	10, 212	0	90, 198
固定資産税	29, 628, 970	31, 670, 831	29, 737, 344	166, 760	2, 629	1, 769, 356
現年課税分	29, 178, 070	29, 597, 974	29, 249, 804	1, 870	2, 629	348, 929
滞納繰越分	450, 900	2, 072, 857	487, 540	164, 890	0	1, 420, 427
軽自動車税	762, 230	821, 873	762, 782	7, 057	180	52, 214
現年課税分	749, 790	765, 675	750, 397	15	180	15, 443
滞納繰越分	12, 440	56, 198	12, 385	7, 042	0	36, 771
市たばこ税	3, 596, 130	3, 600, 329	3, 600, 329	0	0	0
現年課税分	3, 596, 130	3, 600, 329	3, 600, 329	0	0	0
滞納繰越分	—	—	—	—	—	—
入湯税	32, 390	31, 676	31, 676	0	0	0
現年課税分	32, 390	31, 676	31, 676	0	0	0
滞納繰越分	—	—	—	—	—	—
事業所税	2, 493, 460	2, 535, 793	2, 499, 266	785	15	35, 757
現年課税分	2, 484, 530	2, 498, 553	2, 491, 539	0	15	7, 029
滞納繰越分	8, 930	37, 240	7, 727	785	0	28, 728
都市計画税	6, 026, 670	6, 447, 718	6, 049, 145	34, 406	540	364, 707
現年課税分	5, 934, 330	6, 020, 026	5, 948, 551	384	540	71, 631
滞納繰越分	92, 340	427, 692	100, 594	34, 022	0	293, 076
計	78, 668, 180	83, 571, 699	79, 167, 507	320, 588	49, 241	4, 132, 845
現年課税分	77, 668, 250	78, 932, 468	78, 111, 962	3, 067	49, 241	866, 680
滞納繰越分	999, 930	4, 639, 231	1, 055, 545	317, 521	0	3, 266, 165

現年課税分は約 789 億円の調定額に対して、約 781 億円が納付され、約 8 億円が収入未済として、平成 28 年度に繰り越されている。

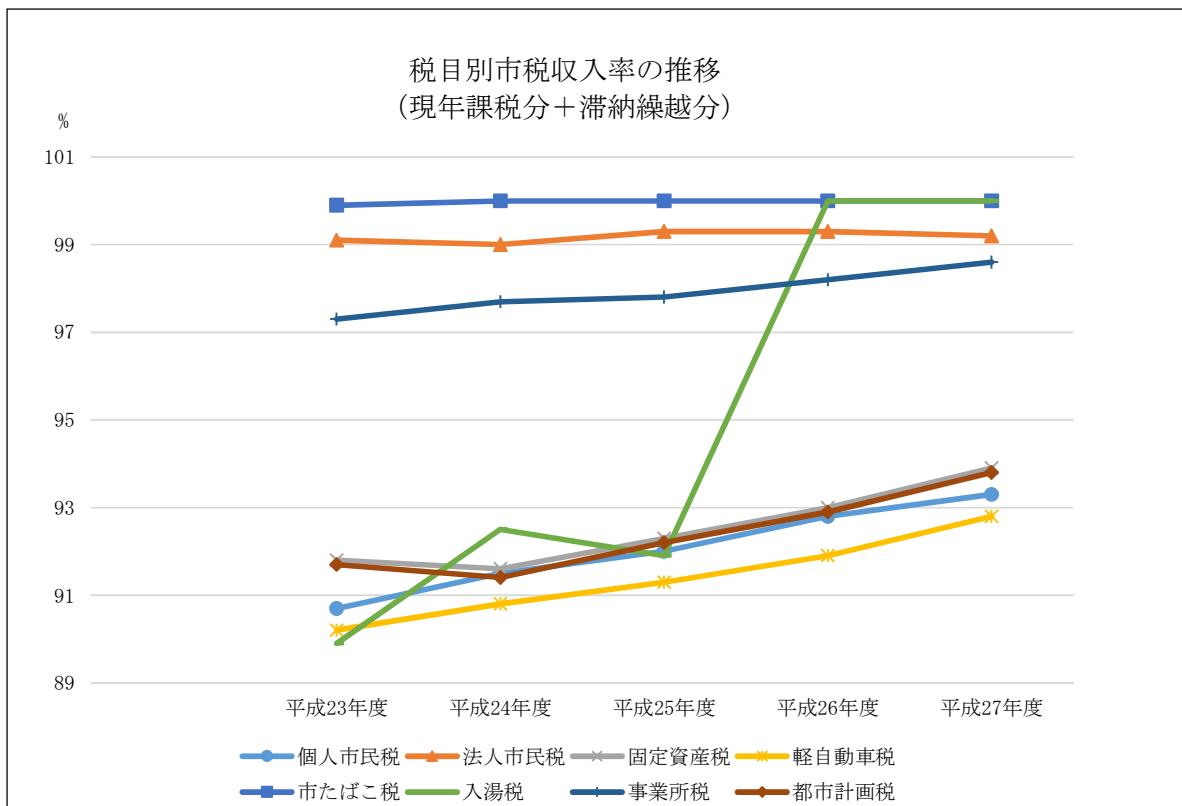
滞納繰越分は約 46 億円の調定額に対して、約 11 億円が納付されたが、約 3 億円が不納欠損となり、約 32 億円が収入未済として、平成 28 年度に繰り越されている。

④税目別市税収入率の推移

過去5年間の税目別の市税収入率の推移は、以下のとおりである。

(単位：%)

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	対23年度比
個人市民税	90.7	91.5	92.0	92.8	93.3	2.6
現年課税分	98.2	98.2	98.3	98.5	98.5	0.3
滞納繰越分	15.8	17.8	19.6	21.0	22.2	6.4
法人市民税	99.1	99.0	99.3	99.3	99.2	0.1
現年課税分	100.1	99.9	100.2	100.0	100.2	0.1
滞納繰越分	18.3	21.7	27.5	27.4	15.9	△2.4
固定資産税	91.8	91.6	92.3	93.0	93.9	2.1
現年課税分	97.6	97.9	98.3	98.6	98.8	1.2
滞納繰越分	20.0	22.5	23.0	22.9	23.5	3.5
軽自動車税	90.2	90.8	91.3	91.9	92.8	2.6
現年課税分	97.0	97.4	97.5	97.8	98.0	1.0
滞納繰越分	17.7	17.6	19.5	20.0	22.0	4.3
市たばこ税	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0
現年課税分	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0
滞納繰越分	37.0	100.0	—	—	—	—
入湯税	89.9	92.5	91.9	100.0	100.0	10.1
現年課税分	93.6	92.4	92.5	100.0	100.0	6.4
滞納繰越分	71.4	93.3	84.7	100.0	—	—
事業所税	97.3	97.7	97.8	98.2	98.6	1.3
現年課税分	99.0	99.3	99.3	99.7	99.7	0.7
滞納繰越分	27.2	28.9	29.8	32.9	20.8	△6.4
都市計画税	91.7	91.4	92.2	92.9	93.8	2.1
現年課税分	97.6	97.8	98.2	98.6	98.8	1.2
滞納繰越分	20.0	22.5	23.0	22.9	23.5	3.5
市税全体	92.7	92.9	93.5	94.1	94.7	2.0
現年課税分	98.2	98.3	98.6	98.8	99.0	0.8
滞納繰越分	18.3	20.7	21.8	22.3	22.8	4.5



市税全体の収入率は、過去5年間で、現年課税分、滞納繰越分とともに、毎年上昇しており、92.7%から94.7%と2ポイント上昇している。

税目別では、個人市民税、固定資産税、軽自動車税、入湯税及び都市計画税が、過去5年間で2ポイント以上上昇している。

現年課税分においては、固定資産税、軽自動車税及び都市計画税が毎年上昇しており、平成27年度においては、市税全体で99.0%という高い収入率を達成している。

滞納繰越分においては、法人市民税及び事業所税で収入率の低下が見られるものの、個人市民税が毎年上昇しており、全体としては4ポイント以上上昇している。

⑤納税義務者数等の推移

過去5年間の現年課税分における納税義務者数の推移は、以下のとおりである。

(単位：人又は法人)

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
市民税	243,165	244,195	245,653	246,797	248,120
個人市民税	226,274	227,440	228,873	230,078	231,366
給与からの特別徴収	128,005	128,427	130,167	131,871	136,516
年金からの特別徴収	29,171	29,955	31,384	32,555	32,849
普通徴収	77,276	79,044	78,742	78,383	77,735
法人市民税	16,891	16,755	16,780	16,719	16,754
固定資産税	170,413	171,113	172,062	172,875	173,993
土地	134,432	135,117	135,950	136,765	137,888
家屋	129,227	130,274	131,381	132,456	133,770
償却資産	5,296	5,103	5,032	4,860	4,815
交付金（注）	17	17	17	17	16
軽自動車税	96,535	97,606	99,436	101,250	102,758
市たばこ税	9	8	8	9	10
入湯税	17	18	18	18	17
事業所税	1,078	1,054	1,053	1,054	1,061
都市計画税	155,164	156,051	157,016	157,971	159,139

（注）国有資産等所在市交付金のことである。

個人市民税における給与からの特別徴収による者が毎年増加しているほか、固定資産税及び都市計画税においても、世帯数の増加により毎年増加している。

また、軽自動車税についても、維持費や車体価格が比較的安価な軽自動車の販売増加により、毎年増加している。

なお、国有資産等所在市交付金とは、地方税法上、固定資産税を課すことができない国及び地方公共団体が所有する固定資産のうち、当該固定資産の性質が固定資産税の課税客体となっている類似の固定資産と同様であることを考慮し、これらの固定資産について、交付金という形式で固定資産税に相当する額の負担を求めるものである。

なお、金沢市における具体例としては、国有資産等所在市町村交付金法第2条第1項第1号の規定に基づく、国又は県が所管する公営住宅、公営駐車場、職員用公舎・官舎等の敷地及び建物がある。

(3) 賦課徴収費等の推移

過去5年間の賦課徴収費等の推移は、以下のとおりである。

(単位：千円)

区分		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
収入額	市税 A	77,317,296	76,708,744	77,843,545	79,280,714	79,167,507
	個人県民税	15,953,790	16,759,512	17,029,591	17,366,090	17,667,916
	計 B	93,271,086	93,468,256	94,873,136	96,646,804	96,835,423
賦課徴収費	報酬	28,228	26,338	26,592	25,979	27,164
	給料	471,641	459,508	434,889	443,806	448,869
	職員手当等	263,459	259,444	257,418	259,578	257,666
	共済費	158,795	155,034	148,015	152,145	151,993
	賃金	1,105	3,716	3,877	4,465	3,438
	報償費	14,269	13,951	12,964	12,250	11,425
	旅費	2,014	2,141	2,260	1,856	1,914
	需用費	33,310	24,353	22,427	24,094	21,976
	役務費	64,739	67,536	71,951	74,879	78,923
	委託料	140,930	137,453	185,125	189,592	220,364
	使用料及び賃借料	12,068	13,404	12,676	12,206	11,344
	備品購入費	377	661	—	136	846
	負担金、補助及び交付金	10,166	10,378	12,057	11,508	12,047
計 C		1,201,101	1,173,917	1,190,251	1,212,494	1,247,969
県民税徴収取扱費		710,154	698,940	699,521	719,045	727,996
市税徴収取扱費 D		490,947	474,977	490,730	493,449	519,973

収入額に対する賦課徴収費の割合

全体 (C/B)	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%
市税 (A/D)	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.7%
職員数	税務職員	147人	145人	145人	145人
	非常勤職員	11人	10人	11人	11人
	計	158人	155人	156人	157人

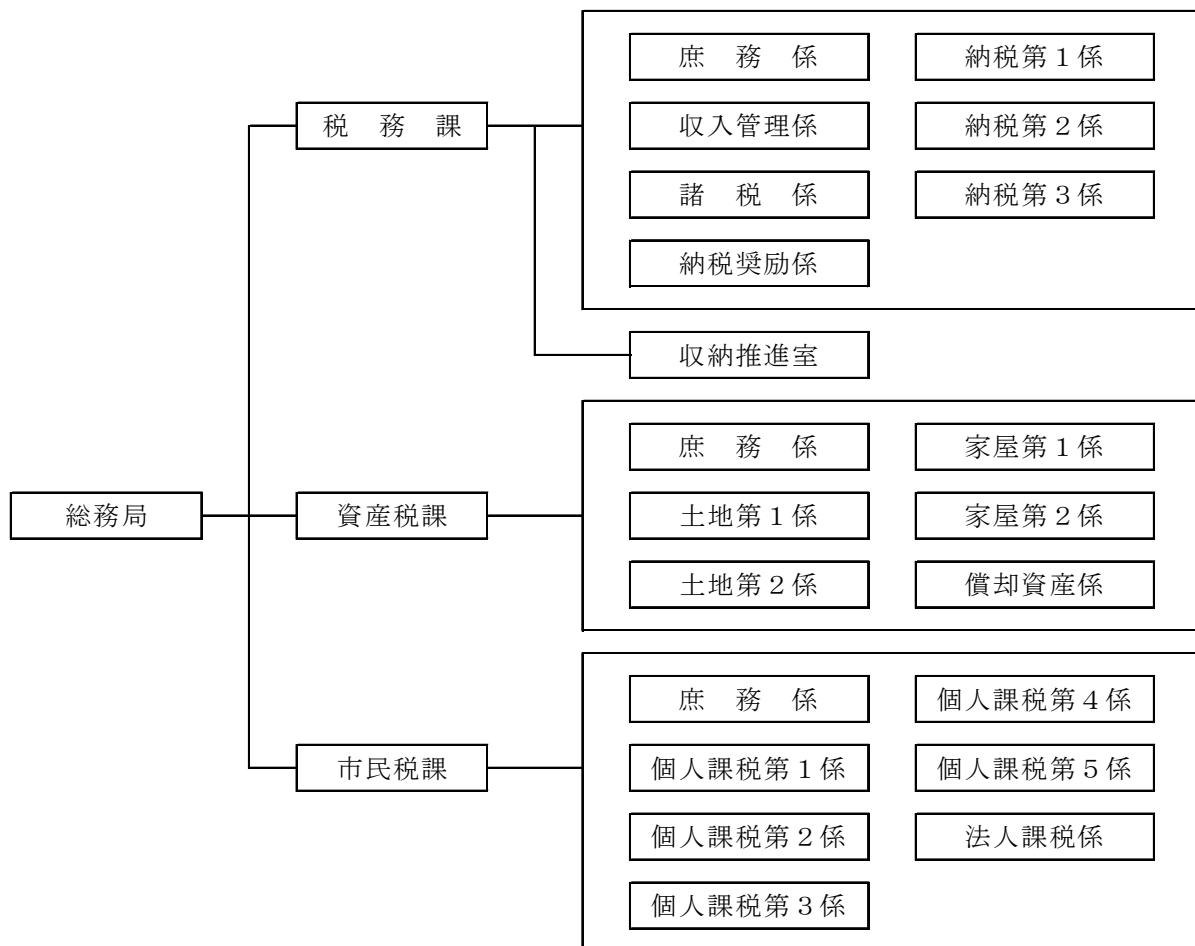
(注) 職員数は、各年度末のものである。

賦課徴収費は約12億円、うち県民税徴収取扱費を除く市税徴収取扱費は約5億円で推移している。また、収入額に対する賦課徴収費の割合は、全体で1.3%、市税で0.6%～0.7%で推移している。

(4) 金沢市における組織体制

①税務組織体制

平成 28 年 4 月 1 日現在における金沢市の税務組織体制は、以下のとおりである。



総務局に、税務課、資産税課及び市民税課が置かれ、この3課が市税の賦課徴収を担当しており、金沢市補助組織及び分掌事務規則第5条において、3課の各係の事務は、以下のとおり規定されている。

課等・係		分掌事務
税務課	庶務係	<ol style="list-style-type: none"> 1 税務の統括に関する事項 2 税務に関する企画及び調整に関する事項 3 地方譲与税、県税に関する交付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する事項 4 市税（県民税を含む。以下同じ。）の収入の整理に関する事項 5 県民税の払込みに関する事項 6 固定資産評価審査委員会に関する事項 7 課の庶務に関する事項 8 税務事務で他課及び他係に属しない事項

課等・係		分掌事務
	収入管理係	1 市税の収納に関する事項 2 市税の過誤納金の還付及び充当に関する事項 3 納税環境の整備に関する事項
	諸税係	1 軽自動車税、市たばこ税、鉱産税及び入湯税の賦課に関する事項
	納税奨励係	1 紳税協力会及び納税貯蓄組合に関する事項 2 口座振替による納税に関する事項 3 市税に係る各種証明及び閲覧に関する事項 4 税思想の普及向上に関する事項
	納税第1係	1 市税の督促及び滞納処分に関する事項（収納推進室が所管する事項を除く。）
	納税第2係	
	納税第3係	(各係は、課長が定める区域の住民等をそれぞれ対象とする。)
	収納推進室	1 市税の高額滞納者に対する滞納整理に関する事項
資産税課	庶務係	1 固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税の賦課に関する事項 2 固定資産課税台帳等に関する事項 3 国有資産等所在市町村交付金に関する事項 4 課の庶務に関する事項 5 他係に属しない事項
	土地第1係	1 土地の評価に関する事項
	土地第2係	(各係は、課長が定める区域等をそれぞれ対象とする。)
	家屋第1係	1 家屋の評価に関する事項
	家屋第2係	(各係は、課長が定める区域等をそれぞれ対象とする。)
	償却資産係	1 儚却資産の評価に関する事項
市民税課	庶務係	1 個人市民税（県民税を含む。以下同じ。）の賦課に関する事項（他係が所管する事項を除く。） 2 課の庶務に関する事項 3 他係に属しない事項
	個人課税第1係	1 個人市民税の賦課に関する事項
	個人課税第2係	
	個人課税第3係	(各係は、課長が定める区分の住民等をそれぞれ対象とする。)
	個人課税第4係	
	個人課税第5係	
	法人課税係	1 法人市民税の賦課に関する事項 2 事業所税の賦課に関する事項

②職員の状況

税務課、資産税課及び市民税課における平成28年4月1日現在の職員の配置状況は、以下のとおりである。

(単位：人)

課等・係	課長	課長補佐	担当課長 補佐	主査	主任	主事	計
税務課	1	1					2
庶務係			1			3	4
収入管理係			1		1	3	5
諸税係				2	1	2	5
納税奨励係				1	1	1	3
納税第1係			1	1	3	2	7
納税第2係			1	1		5	7
納税第3係				2	2	3	7
収納推進室	1	1		1		3	6
税務課 計	2	2	4	8	8	22	46
資産税課	1	1					2
庶務係			1	3	2	5	11
土地第1係				3	2	4	9
土地第2係			1	2	2	3	8
家屋第1係				1	1	7	9
家屋第2係				1	2	8	11
償却資産係			1	2	4		7
資産税課 計	1	1	3	12	13	27	57
市民税課	1	1					2
庶務係				3	1	5	9
個人課税第1係			1		1	4	6
個人課税第2係			1	1	2	2	6
個人課税第3係				1		4	5
個人課税第4係			1		1	3	5
個人課税第5係			1	1	2	2	6
法人課税係				2		2	4
市民税課 計	1	1	4	8	7	22	43
合 計	4	4	11	28	28	71	146

平成 28 年 4 月 1 日現在における税務職員の年齢別内訳は、以下のとおりである。

(単位：人)

区分	20 歳未満	20 歳以上 30 歳未満	30 歳以上 40 歳未満	40 歳以上 50 歳未満	50 歳以上	合計	平均年齢
税務課	0	16	12	8	10	46	36.7 歳
資産税課	1	22	17	7	10	57	35.1 歳
市民税課	0	21	9	7	6	43	34.3 歳
合計	1	59	38	22	26	146	35.4 歳

金沢市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第 6 条の規定に基づき、年 1 回公表されている人事行政の運営等の状況において、平成 28 年 4 月 1 日現在の一般行政職の平均年齢が 41.2 歳であることを踏まえると、税務職員は、比較的若い職員が多いことが分かる。

また、平成 28 年 4 月 1 日現在における税務職員の勤続年数別の内訳は、以下のとおりである。

(単位：人)

区分	1 年 未満	1 年以上 5 年未満	5 年以上 10 年未満	10 年以上 15 年未満	15 年以上 20 年未満	20 年以上 25 年未満	25 年以上	合計	平均 年数
税務課									
税務職員として	9	18	14	2	2	1	0	46	4.8 年
市職員として	4	12	6	6	3	3	12	46	13.4 年
資産税課									
税務職員として	7	25	20	4	1	0	0	57	4.6 年
市職員として	4	16	8	12	5	3	9	57	11.5 年
市民税課									
税務職員として	5	18	15	2	3	0	0	43	5.0 年
市職員として	4	10	10	4	4	5	6	43	11.7 年
合計									
税務職員として	21	61	49	8	6	1	0	146	4.8 年
構成割合	14.4%	41.8%	33.5%	5.5%	4.1%	0.7%	0.0%	100%	
市職員として	12	38	24	22	12	11	27	146	12.2 年

平成 24 年度から平成 27 年度の各年度における 4 月 1 日現在の勤続年数別の内訳は、以下のとおりである。

(単位：人)

区分	1年未満	1年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	25年以上	合計	平均年数
平成 24 年度									
税務職員として	18	66	39	18	4	1	0	146	5.1 年
構成割合	12.3%	45.2%	26.7%	12.3%	2.8%	0.7%	0.0%	100%	
市職員として	8	48	19	17	9	14	31	146	13.1 年
平成 25 年度									
税務職員として	19	70	36	16	5	1	0	147	4.8 年
構成割合	12.9%	47.6%	24.5%	10.9%	3.4%	0.7%	0.0%	100%	
市職員として	10	44	24	17	6	14	32	147	12.8 年
平成 26 年度									
税務職員として	16	64	45	17	3	1	0	146	5.1 年
構成割合	11.0%	43.8%	30.8%	11.6%	2.1%	0.7%	0.0%	100%	
市職員として	10	35	27	24	9	10	31	146	12.9 年
平成 27 年度									
税務職員として	17	68	45	7	7	2	0	146	4.9 年
構成割合	11.6%	46.6%	30.8%	4.8%	4.8%	1.4%	0.0%	100%	
市職員として	12	38	25	20	12	9	30	146	12.3 年

税務職員としての構成割合

区分	1年未満の割合	5年未満の割合	10年未満の割合	10年以上の割合
平成 24 年度	12.3%	57.5%	84.2%	15.8%
平成 25 年度	12.9%	60.5%	85.0%	15.0%
平成 26 年度	11.0%	54.8%	85.6%	14.4%
平成 27 年度	11.6%	58.2%	89.0%	11.0%
平成 28 年度	14.4%	56.2%	89.7%	10.3%

税務職員数については、平成 24 年度以降、大きな変化は見られない。

税務職員としての勤続(経験)年数割合を見ると、5年未満の割合が 5 割以上を占めている。

税務の経験が 1 年未満の職員割合と、10 年以上の経験を有する職員割合が同程度となっており、全体的にバランスがとれている。

③中核市平均との比較

過去5年間の市税収入額、税務職員数及び税務職員1人当たりの市税収入額における中核市平均との比較は、以下のとおりである。

(単位：千円)

区分		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
金沢市	市税収入額	77,317,296	76,708,744	77,843,545	79,280,714	79,167,507
	税務職員数	147人	146人	147人	146人	146人
	税務職員1人当たりの市税収入額A	525,968	525,402	529,548	543,019	542,243
中核市平均	市税収入額	60,939,894	60,691,140	60,800,611	62,347,429	62,506,308
	税務職員数	136人	134人	135人	136人	134人
	税務職員1人当たりの市税収入額B	448,087	452,919	450,375	458,437	466,465
税務職員1人当たりの市税収入額差引A-B		77,881	72,483	79,173	84,582	75,778

(注) 税務職員数は、各年度4月1日現在における職員数である。

税務職員1人当たりの市税収入額は、いずれの年度も中核市平均を上回っている状況にある。

(5) 他の中核市の状況

①平成 27 年度の決算等

中核市における平成 27 年度の決算等の状況は、以下のとおりである。なお、平成 28 年 4 月 1 日以降に中核市に移行した八戸市、呉市及び佐世保市については、比較対象外とした。

No.	区分 市名	決算額			対調定収入率			繰越額 (千円)	不納欠損額 (千円)	滞納者数 (人)	徴税費	
		一般会計 歳入合計 Ⓐ(千円)	市税 Ⓑ(千円)	Ⓑ/Ⓐ (%)	全体 (%)	現年 課税分 (%)	滞納 繰越分 (%)				決算額 Ⓒ(千円)	対市税 Ⓒ/Ⓑ (%)
1	函館市	139,237,414	32,096,591	23.1	94.65	98.65	26.60	1,507,983	306,054	-	1,036,349	3.2
2	旭川市	157,546,603	39,358,806	25.0	93.04	98.49	16.12	2,317,889	628,952	25,637	1,321,109	3.4
3	青森市	120,347,035	34,486,856	28.7	92.88	98.76	13.00	2,385,232	279,081	14,737	1,104,487	3.2
4	盛岡市	110,755,042	42,260,871	38.2	95.92	98.90	33.54	1,552,599	250,692	21,771	626,616	1.5
5	秋田市	139,185,323	43,605,177	31.3	93.94	98.82	22.22	2,511,323	303,871	11,797	1,102,788	2.5
6	郡山市	172,935,727	46,786,286	27.1	94.40	98.83	20.47	2,595,268	179,622	16,610	1,590,546	3.4
7	いわき市	168,409,310	49,185,603	29.2	94.72	98.52	27.34	2,572,212	196,299	22,928	1,617,950	3.3
8	宇都宮市	198,012,852	91,926,020	46.4	94.61	98.71	24.42	4,412,481	830,691	24,693	2,470,212	2.7
9	前橋市	144,370,325	52,204,966	36.2	98.10	99.55	27.07	901,521	111,541	-	1,267,804	2.4
10	高崎市	164,659,461	59,656,912	36.2	95.38	99.10	23.48	2,526,597	361,771	19,804	1,569,322	2.6
11	川越市	109,599,134	55,571,640	50.7	95.39	98.77	27.76	2,489,860	201,060	17,217	1,114,436	2.0
12	越谷市	98,646,071	47,132,872	47.8	97.15	98.95	36.36	1,296,015	95,162	11,340	1,199,114	2.5
13	船橋市	204,665,060	97,527,093	47.7	95.50	98.77	28.71	4,284,845	318,789	37,503	1,445,129	1.5
14	柏市	130,787,069	64,596,937	49.4	96.12	98.91	33.58	2,393,841	217,140	18,387	1,883,512	2.9
15	八王子市	196,178,666	90,416,744	46.1	97.00	99.10	33.00	2,581,776	234,989	19,197	2,274,734	2.5
16	横須賀市	144,787,326	61,243,206	42.3	95.06	98.85	23.52	2,994,029	187,996	14,411	1,686,631	2.8
17	富山市	172,621,916	71,321,455	41.3	93.91	98.86	17.44	4,422,734	210,647	18,533	1,394,153	2.0
18	金沢市	173,575,154	79,167,507	45.6	94.73	98.96	22.75	4,132,845	320,588	18,114	1,598,256	2.0
19	長野市	162,264,921	58,159,273	35.8	97.28	99.08	32.87	1,397,065	230,030	10,785	1,323,346	2.3
20	岐阜市	160,677,758	65,706,774	40.9	91.99	98.36	20.92	5,111,929	627,617	19,576	1,439,892	2.2
21	豊橋市	122,567,528	63,308,684	51.7	94.00	98.75	19.31	3,523,200	534,440	20,616	1,369,638	2.2
22	岡崎市	123,562,341	66,939,790	54.2	96.57	99.11	26.64	2,215,455	179,222	25,001	1,096,553	1.6
23	豊田市	193,966,431	118,955,406	61.3	98.58	99.61	34.37	1,540,489	175,150	20,715	1,483,500	1.2
24	大津市	114,298,130	49,684,785	43.5	94.98	98.79	22.51	2,517,174	122,039	18,657	1,256,485	2.5
25	豊中市	146,608,926	67,004,888	45.7	95.18	98.76	25.07	2,964,944	443,078	25,512	1,505,460	2.2
26	高槻市	119,246,886	50,008,032	41.9	98.26	99.44	40.13	759,838	132,975	7,341	1,059,263	2.1
27	枚方市	135,284,688	55,884,488	41.3	97.85	99.47	33.53	1,133,442	113,074	12,745	2,069,692	3.7
28	東大阪市	212,174,980	75,078,959	35.4	97.30	99.09	43.93	1,740,095	364,461	15,675	1,442,257	1.9
29	姫路市	215,977,624	95,986,971	44.4	95.33	98.94	24.28	4,319,714	380,292	22,239	1,336,015	1.4
30	尼崎市	206,535,275	77,459,503	37.5	94.20	98.66	26.62	4,451,215	326,378	30,504	1,667,205	2.2
31	西宮市	173,458,828	83,460,520	48.1	96.18	99.24	24.23	2,541,912	164,905	13,416	1,193,973	1.4
32	奈良市	127,759,234	51,755,889	40.5	95.11	98.96	35.42	2,428,628	231,101	21,232	1,258,219	2.4
33	和歌山市	151,585,144	58,118,413	38.3	95.31	99.00	24.01	2,631,489	223,566	15,257	1,434,071	2.5
34	倉敷市	189,397,891	81,924,430	43.3	96.36	99.24	27.70	2,620,503	480,136	14,853	1,607,857	2.0
35	福山市	172,001,356	72,640,026	42.2	97.20	99.26	28.22	1,920,245	169,933	10,801	1,711,652	2.4
36	下関市	125,709,161	33,286,393	26.5	96.18	99.20	20.90	1,207,403	118,409	10,982	1,255,957	3.8
37	高松市	163,439,819	63,439,069	38.8	96.47	99.03	27.87	2,146,890	182,363	16,541	1,254,095	2.0
38	松山市	190,102,320	67,564,563	35.5	96.54	99.18	27.02	2,075,512	344,551	17,725	1,723,003	2.6
39	高知市	156,262,674	44,593,169	28.5	96.05	99.23	24.68	1,739,198	104,169	9,887	1,147,669	2.6
40	久留米市	144,339,631	39,980,918	27.7	96.01	98.86	32.53	1,555,834	116,770	14,396	1,109,229	2.8
41	長崎市	214,144,612	55,314,831	25.8	96.58	99.01	35.55	1,832,374	134,560	16,403	1,490,023	2.7
42	大分市	164,817,006	76,397,743	46.4	98.65	99.67	37.40	876,946	189,642	6,534	1,438,777	1.9
43	宮崎市	162,466,006	52,119,100	32.1	95.53	99.07	28.72	1,801,087	655,576	15,147	1,418,861	2.7
44	鹿児島市	250,510,637	85,524,217	34.1	94.89	98.76	24.12	4,337,804	305,965	25,344	2,380,864	2.8
45	那覇市	134,470,000	43,941,491	32.7	97.43	99.16	38.59	1,090,291	131,689	14,770	1,199,850	2.7
	平均	159,554,429	62,506,308	39.3	95.74	98.99	27.66	2,452,438	275,934	17,798	1,443,923	2.4
	金沢市との差	14,020,725	16,661,199	6.3	△ 1.01	△ 0.03	△ 4.91	1,680,407	44,654	316	154,333	△ 0.4

(注) 1. 金沢市以外の網掛けは、当該項目での最高値及び最低値を示している。

2. 滞納者数については、函館市及び前橋市が把握できていないため、43市の平均を算出している。

金沢市は、中核市平均と比較し、一般会計の規模及び市税収入額が大きいことから、繰越額も大きくなっている。また、市税収入率は、平均以下となっている。

NO.	区分 市名	人口 (人)	市長部局 職員数 (人)	税務 職員数 (人)	市民 1 人 当たりの 市税(円)	市民 1 人 当たりの 繰越額 (円)	市民 1 人 当たりの 不納欠損 額(円)	人口100 人当たり の滞納者 数(人)	人口100 人当たり の職員数 (人)	市職員に 対する税 務職員の 割合(%)
1	函館市	266,773	1,382	95	120,314	5,653	1,147	—	0.52	6.9
2	旭川市	343,728	1,565	145	114,506	6,743	1,830	7.46	0.46	9.3
3	青森市	290,721	1,428	127	118,625	8,205	960	5.07	0.49	8.9
4	盛岡市	292,980	1,504	115	144,245	5,299	856	7.43	0.51	7.6
5	秋田市	314,335	1,596	115	138,722	7,989	967	3.75	0.51	7.2
6	郡山市	335,657	1,706	107	139,387	7,732	535	4.95	0.51	6.3
7	いわき市	347,552	1,728	125	141,520	7,401	565	6.60	0.50	7.2
8	宇都宮市	518,712	2,297	194	177,220	8,507	1,601	4.76	0.44	8.4
9	前橋市	338,784	1,687	152	154,095	2,661	329	—	0.50	9.0
10	高崎市	375,035	1,700	163	159,070	6,737	965	5.28	0.45	9.6
11	川越市	350,457	1,787	107	158,569	7,105	574	4.91	0.51	6.0
12	越谷市	337,181	2,320	116	139,785	3,844	282	3.36	0.69	5.0
13	船橋市	623,466	2,860	154	156,427	6,873	511	6.02	0.46	5.4
14	柏市	415,300	1,734	128	155,543	5,764	523	4.43	0.42	7.4
15	八王子市	562,019	2,224	179	160,878	4,594	418	3.42	0.40	8.0
16	横須賀市	403,657	2,082	147	151,721	7,417	466	3.57	0.52	7.1
17	富山市	418,179	2,569	129	170,552	10,576	504	4.43	0.61	5.0
18	金沢市	465,188	1,786	146	170,184	8,884	689	3.89	0.38	8.2
19	長野市	382,141	2,279	129	152,193	3,656	602	2.82	0.60	5.7
20	岐阜市	412,589	2,836	135	159,255	12,390	1,521	4.74	0.69	4.8
21	豊橋市	377,575	2,737	120	167,672	9,331	1,415	5.46	0.72	4.4
22	岡崎市	383,493	2,976	94	174,553	5,777	467	6.52	0.78	3.2
23	豊田市	422,947	2,282	114	281,254	3,642	414	4.90	0.54	5.0
24	大津市	342,163	1,371	86	145,208	7,357	357	5.45	0.40	6.3
25	豊中市	393,688	1,876	128	170,198	7,531	1,125	6.48	0.48	6.8
26	高槻市	354,771	1,510	99	140,959	2,142	375	2.07	0.43	6.6
27	枚方市	404,939	2,009	109	138,007	2,799	279	3.15	0.50	5.4
28	東大阪市	500,067	2,085	140	150,138	3,480	729	3.13	0.42	6.7
29	姫路市	534,605	2,550	128	179,547	8,080	711	4.16	0.48	5.0
30	尼崎市	451,915	1,983	115	171,403	9,850	722	6.75	0.44	5.8
31	西宮市	487,911	2,161	136	171,057	5,210	338	2.75	0.44	6.3
32	奈良市	361,423	2,011	81	143,200	6,720	639	5.87	0.56	4.0
33	和歌山市	362,647	1,900	122	160,262	7,256	616	4.21	0.52	6.4
34	倉敷市	476,984	2,190	134	171,755	5,494	1,007	3.11	0.46	6.1
35	福山市	470,630	2,461	169	154,346	4,080	361	2.30	0.52	6.9
36	下関市	266,225	1,912	121	125,031	4,535	445	4.13	0.72	6.3
37	高松市	419,252	2,148	121	151,315	5,121	435	3.95	0.51	5.6
38	松山市	514,847	2,470	137	131,232	4,031	669	3.44	0.48	5.5
39	高知市	335,914	1,840	126	132,752	5,178	310	2.94	0.55	6.8
40	久留米市	305,993	1,570	149	130,660	5,085	382	4.70	0.51	9.5
41	長崎市	430,350	2,296	166	128,535	4,258	313	3.81	0.53	7.2
42	大分市	478,241	2,203	169	159,747	1,834	397	1.37	0.46	7.7
43	宮崎市	399,996	1,657	187	130,299	4,503	1,639	3.79	0.41	11.3
44	鹿児島市	603,779	2,658	260	141,648	7,184	507	4.20	0.44	9.8
45	那覇市	321,295	1,480	117	136,764	3,393	410	4.60	0.46	7.9
	平均	404,358	2,031	134	152,675	6,042	687	4.42	0.51	6.8
	金沢市との差	60,830	△ 245	12	17,509	2,842	2	△ 0.53	△ 0.13	1.4

(注) 1. 人口は平成28年4月1日現在の推計人口である。また、職員数も平成28年4月1日現在の人員である。

2. 金沢市以外の網掛けは、当該項目での最高値及び最低値を示している。

3. 人口100人当たりの滞納者数については、函館市及び前橋市が把握できていないため、43市の平均を算出している。

金沢市は、人口100人当たりの市長部局職員数は0.38人と、中核市で最低値となっているが、税務職員数及び市職員に対する税務職員の割合は、中核市平均を上回っていることから、市税の賦課徴収業務に重点を置いていると言える。

②過去5年間の市税収入率等

中核市における過去5年間の市税収入率の推移は、以下のとおりである。

No.	区分 市名	市税の対調定収入率														
		全体					現年課税分					滞納繰越分				
		23年度 (%)	24年度 (%)	25年度 (%)	26年度 (%)	27年度 (%)	23年度 (%)	24年度 (%)	25年度 (%)	26年度 (%)	27年度 (%)	23年度 (%)	24年度 (%)	25年度 (%)	26年度 (%)	27年度 (%)
1	函館市	90.92	91.41	92.47	93.60	94.65	97.34	97.54	97.95	98.26	98.65	19.59	22.11	24.22	26.31	26.60
2	旭川市	90.30	90.60	91.22	92.05	93.04	97.92	98.14	98.35	98.30	98.49	18.20	18.02	15.46	14.49	16.12
3	青森市	91.54	91.66	92.06	92.44	92.88	98.27	98.44	98.54	98.59	98.76	13.44	13.57	12.26	12.66	13.00
4	盛岡市	92.01	93.01	94.32	95.41	95.92	98.00	98.27	98.47	98.64	98.90	23.40	26.59	30.00	33.27	33.54
5	秋田市	91.69	91.93	92.64	93.30	93.94	97.78	97.87	98.26	98.60	98.82	18.18	19.40	20.98	20.10	22.22
6	郡山市	91.11	91.91	93.07	93.86	94.40	98.12	98.44	98.61	98.66	98.83	16.91	20.04	19.32	18.82	20.47
7	いわき市	88.37	91.62	92.60	93.83	94.72	97.49	98.17	98.27	98.38	98.52	16.46	24.25	22.45	26.84	27.34
8	宇都宮市	92.66	92.79	93.26	94.03	94.61	97.81	98.01	98.13	98.33	98.71	21.39	20.88	22.95	24.54	24.42
9	前橋市	96.70	96.93	97.27	97.66	98.10	99.06	99.15	99.27	99.43	99.55	28.33	25.10	25.60	26.49	27.07
10	高崎市	91.55	92.63	93.50	94.53	95.38	98.39	98.60	98.81	98.99	99.10	15.61	17.27	18.57	20.49	23.48
11	川越市	93.28	93.64	94.15	95.00	95.39	98.26	98.27	98.53	98.73	98.77	20.19	22.50	25.19	29.35	27.76
12	越谷市	-	-	-	-	97.15	-	-	-	-	98.95	-	-	-	-	36.36
13	船橋市	94.11	94.34	94.71	95.04	95.50	98.35	98.52	98.58	98.61	98.77	24.01	24.28	24.98	25.48	28.71
14	柏市	92.30	92.93	94.01	95.42	96.12	98.05	98.17	98.41	98.73	98.91	19.57	25.20	29.10	34.77	33.58
15	八王子市	-	-	-	-	97.00	-	-	-	-	99.10	-	-	-	-	33.00
16	横須賀市	93.19	93.06	93.70	94.70	95.06	98.34	97.88	98.70	98.80	98.85	22.11	23.45	23.30	24.90	23.52
17	富山市	92.52	92.51	93.04	93.47	93.91	98.36	98.49	98.54	98.68	98.86	16.71	16.97	16.87	17.66	17.44
18	金沢市	92.71	92.92	93.51	94.13	94.73	98.19	98.34	98.60	98.84	98.96	18.29	20.65	21.80	22.34	22.75
19	長野市	95.60	95.89	96.45	96.96	97.28	98.75	98.87	99.02	99.14	99.08	28.22	27.89	31.58	32.16	32.87
20	岐阜市	89.56	89.96	90.50	91.30	91.99	97.72	97.90	98.00	98.20	98.36	15.80	17.13	16.70	18.70	20.92
21	豊橋市	92.13	92.43	92.77	93.38	94.00	98.37	98.46	98.50	98.61	98.75	16.01	17.81	16.22	18.32	19.31
22	岡崎市	94.12	94.61	95.31	96.01	96.57	98.62	98.74	98.87	99.00	99.11	19.23	21.90	26.57	26.94	26.64
23	豊田市	96.06	96.54	97.12	98.23	98.58	99.01	99.17	99.27	99.53	99.61	25.30	27.35	29.22	30.25	34.37
24	大津市	94.89	94.70	94.74	94.93	94.98	98.82	98.61	98.60	98.72	98.79	23.28	21.87	22.89	22.62	22.51
25	豊中市	-	93.22	93.71	94.27	95.18	-	98.42	98.62	98.61	98.76	-	21.06	19.57	19.78	25.07
26	高槻市	96.19	96.70	97.33	97.86	98.26	98.97	99.07	99.23	99.36	99.44	33.99	33.28	37.66	39.96	40.13
27	枚方市	-	-	-	97.25	97.85	-	-	99.35	99.47	-	-	-	32.76	33.53	
28	東大阪市	92.77	93.97	95.20	96.35	97.30	97.28	98.25	98.50	98.69	99.09	32.88	34.48	39.20	42.43	43.93
29	姫路市	93.70	93.67	94.11	94.65	95.33	98.29	98.41	98.58	98.74	98.94	20.81	20.02	22.49	22.78	24.28
30	尼崎市	91.70	91.90	92.34	93.38	94.20	97.90	97.91	98.26	98.39	98.66	23.30	22.86	21.98	27.07	26.62
31	西宮市	94.51	95.08	95.06	95.72	96.18	98.65	98.78	98.17	99.07	99.24	24.07	26.30	29.96	26.14	24.23
32	奈良市	91.35	92.22	92.73	93.30	95.11	98.21	98.42	98.59	98.79	98.96	16.04	19.74	16.85	16.60	35.42
33	和歌山市	93.42	94.21	95.30	95.80	95.31	98.84	98.89	99.00	99.10	99.00	18.17	23.17	24.00	22.50	24.01
34	倉敷市	93.74	94.18	94.89	95.66	96.36	98.56	98.77	98.99	99.12	99.24	17.06	18.26	23.33	23.65	27.70
35	福山市	95.52	95.77	96.30	96.76	97.20	98.82	98.91	99.10	99.19	99.26	23.52	24.96	27.20	26.77	28.22
36	下関市	93.89	94.64	95.42	95.85	96.18	98.63	98.89	99.02	99.10	99.20	19.84	20.61	20.35	20.78	20.90
37	高松市	93.90	94.52	95.37	95.97	96.47	98.48	98.64	98.87	98.98	99.03	21.42	23.80	24.85	26.30	27.87
38	松山市	94.02	94.48	95.15	95.92	96.54	98.27	98.41	98.63	98.89	99.18	27.59	26.58	26.72	28.36	27.02
39	高知市	93.36	93.85	94.45	95.18	96.05	98.53	98.64	98.86	99.07	99.23	21.98	22.78	23.37	24.23	24.68
40	久留米市	90.57	92.25	94.23	95.35	96.01	98.06	98.19	98.53	98.59	98.86	16.95	22.72	32.15	32.73	32.53
41	長崎市	92.83	93.85	94.81	95.66	96.58	98.22	98.46	98.65	98.65	99.01	19.26	25.39	30.12	33.01	35.55
42	大分市	96.58	97.15	97.64	98.16	98.65	99.19	99.28	99.38	99.57	99.67	27.72	30.10	31.18	33.92	37.40
43	宮崎市	91.64	92.35	93.85	94.54	95.53	97.26	98.15	98.60	98.70	99.07	20.82	23.23	31.71	23.52	28.72
44	鹿児島市	93.12	93.53	94.15	94.47	94.89	98.11	98.31	98.52	98.55	98.76	24.84	24.97	24.71	22.60	24.12
45	那覇市	-	-	95.60	96.80	97.43	-	-	98.70	99.10	99.16	-	-	36.80	37.90	38.59
	平均	93.00	93.55	94.29	95.07	95.74	98.28	98.46	98.64	98.82	98.99	21.26	22.89	24.77	25.84	27.66
	金沢市との差	△ 0.29	△ 0.63	△ 0.78	△ 0.94	△ 1.01	△ 0.09	△ 0.12	△ 0.04	△ 0.02	△ 0.03	△ 2.97	△ 2.24	△ 2.97	△ 3.50	△ 4.91

(注) 1. 金沢市以外の網掛けは、当該項目での最高値及び最低値を示している。

2. 中核市移行前の場合は、「-」とし比較対象外とした。

金沢市の市税収入率は、平成26年度の現年課税分を除き、中核市の平均を下回っている。

(6) 平成17年度包括外部監査の措置状況

金沢市においては、平成17年度に「市税の賦課及び徴収に関する事務について」をテーマに、包括外部監査が実施されており、市税をテーマとする包括外部監査は、今回で2回目となる。

ただし、軽自動車税、市たばこ税、入湯税及び都市計画税については、前回監査していないため、今回が初めての監査となる。

平成17年度の監査では、指摘事項が4件、意見が18件であったが、以下のとおり、全て措置済みである。本監査においてはこれらの継続性についても、一部監査することとした。

対象	指摘事項等の内容	措置内容（公表日）
個人市民税	【意見】賦課の網羅性をより確保するため、調査対象を抽出する基準を見直す必要がある。	賦課の網羅性を確保するため、平成17年度に引き続き平成18年度においても、調査対象を抽出する基準の見直しを行い、対象範囲を拡大した。 (平成19年5月11日)
	【意見】未申告者の調査事務に関する判断基準を明確にするための業務マニュアルの整備が必要である。	平成18年度に未申告者の調査事務に関する業務マニュアルを作成し、現地調査時における居住の有無や生活状況に関する判断基準を設けるなど統一的判断を行えるようにした。 (平成19年5月11日)
	【指摘事項】未申告者に対する現地調査の結論が書類（調査票）上不明確であり、調査が終了したのかどうか判断できない。調査の経緯を明確に記載すべきである。	平成18年度に調査票の様式の見直しを行い、現地調査の結論や調査終了事由等が明確になるようにした。 (平成19年5月11日)
	【意見】調査事務が、単年度毎に完結させる形で行われデータの繰越が無いが、より効率性を高めるためデータの繰越しを行う必要がある。	平成18年度から、税総合オンラインシステムの画面に入力することで、調査に関するデータの繰越しを行うようにした。 (平成19年5月11日)
法人市民税	【指摘事項】支店法人については課税客体を積極的に捕捉するための方策が特段とられておらず、網羅性の検証が十分とはいえないのをこれを積極的に行うべきである。	平成18年度に給与支払報告書、電話帳、住宅明細図等と課税台帳との照合を行い、調査対象を抽出し、支店法人に該当するかどうかの確認を行った。 (平成19年5月11日)
	【意見】中間申告あるいは予定申告の有無を会社毎に把握できるように、また、中間申告あるいは予定申告がなされなかった場合に対応するために、体制を整備する必要がある。	平成18年度に中間申告・予定申告の有無を把握するためのプログラムを作成するとともに、月例処理の一環として申告のない法人の抽出、申告納付の指導を行うこととした。 (平成19年5月11日)

対象	指摘事項等の内容	措置内容（公表日）
固定資産税	【意見】課税客体の把握に関する巡回調査が効率的に実施されているとはいはず、巡回実施実績記録の集積による計画的な実施を工夫する必要がある。	平成 18 年度より、未調査物件の把握を対象とした一斉調査を開始した。 巡回実施実績記録の集積には、異動調査で活用する明細図を用い、調査完了区域を記していく、それを次年度担当者に引き継ぎながら、効率的な実施を行うこととした。 (平成 19 年 5 月 11 日)
	【意見】納税義務者を把握するため、法人市民税等の課税資料を活用し、それらとの照合作業を確実に行う必要がある。	平成 19 年度課税より、法人納税義務者の把握を確実化するため、法人市民税課税データを活用し、償却資産課税データとの照合を電算により行った。併せて、法人に係る支店等設立、設置、転入の届出データの活用も取り入れた。 (平成 19 年 5 月 11 日)
	【意見】納税義務者の把握手段として個人市民税の課税資料等を活用するなど、より効果的な方法を検討する必要がある。	平成 19 年度課税より、個人納税義務者把握のため、市民税課が有する営業所得及び不動産所得に係るデータを活用した。併せて、税務署が有する減価償却明細の閲覧を行う方法も採用した。 (平成 19 年 5 月 11 日)
	【意見】減免における、「金沢市固定資産税および都市計画税減免取扱要綱」において、減免申請書の提出期限に関する条例の制約から申請者を救済できる措置を講ずる必要がある。	固定資産税の減免申請書を納期限の 5 日前までに提出することが困難であると認められる場合は、金沢市税賦課徴収条例第 11 条の 2 の規定に基づき、納期限を延長することで救済できることとした。なお、減免に関する事務の透明性を高めるため、「金沢市固定資産税および都市計画税減免要綱」に定めていた事項を規則に規定し、平成 24 年 4 月 1 日に施行した。 (平成 24 年 5 月 11 日)
	【意見】賃貸ビル等の内装設備で、賃借人が納税義務者となるケースについての課税対象の把握方法を検討する必要がある。	毎年所有者に送付するパンフレットに、平成 18 年度より特定付帯設備の取り扱いについて明記した。 また、未調査物件の把握を対象とした一斉調査を開始した。 (平成 19 年 5 月 11 日)

対象	指摘事項等の内容	措置内容（公表日）
滯納整理	【意見】督促状の発送対象及び発送除外となったもののリストをデータ又は帳票として保存する必要がある。	平成 18 年度より、督促状の発送対象及び発送除外となったものをデータとして保存している。また、督促状発行回議簿に印刷及び発送除外理由書を添付し、保管している。 (平成 19 年 8 月 13 日)
	【指摘事項】「領収書」及び「受託証書受領書」の現物管理について、受払管理簿に基づく適切な管理をすべきである。	平成 17 年度末より、年度末及び年度内の職員の担当異動時に、受払管理簿に基づき、管理職による確認を徹底した。 (平成 19 年 8 月 13 日)
	【意見】受託証書の管理について、定期的に金融機関との残高照合を行うこと、受託証書返戻時の領収書を管理担当において管理することを励行する必要がある。	平成 18 年度より手形等の証券の管理については、既存の整理簿のほか、金融機関と調整の上、毎月残高管理を行っている。また、受託証書返戻時の領収書は、管理担当者において管理し、徴収担当者は同領収書のコピーを保管し、内部牽制が効くよう改めた。 (平成 19 年 8 月 13 日)
	【指摘事項】滞納案件については、隨時その回収可能性を判断し、回収不能と判断した時点で適時に執行停止とすべきである。	これまでも、滞納額 500 万円以上の案件については、滞納処分審査会で年 2 回判断しており、500 万円未満の滞納案件については、隨時その回収可能性を判断し、回収不能と判断した時点で適時に執行停止を行っている。 更に、平成 18 年度より、小額滞納整理班を設置し、小額滞納者についても積極的に執行停止を行った。 (平成 19 年 8 月 13 日)
	【意見】時効が成立すれば徴収権そのものが消滅するのであるから、時効が成立する前に執行停止あるいは時効中断の判断を積極的に行う必要がある。	平成 18 年度より、小額滞納整理班を設置する等、徴収体制の強化を図り、時効の成立前に執行停止あるいは時効中断を積極的に行うこととした。 (平成 19 年 8 月 13 日)
	【意見】「分割納付」を認める際のルールの整備が必要である。	平成 18 年度に分割納付取扱要領を制定し、分割納付を承認できる要件、承認するための条件及び承認する期間などを規定した。 (平成 19 年 8 月 13 日)

対象	指摘事項等の内容	措置内容（公表日）
滞納整理	<p>【意見】延滞金の残高管理を行うと同時に、より一層の積極的な徴収を行う必要がある。</p>	<p>平成 18 年度に既存システムを改良し、確定延滞金の毎月の残高管理を行えるようにした。</p> <p>また、平成 19 年度より延滞金の徴収目標を設定するとともに、徴収嘱託員においても確定延滞金の納付奨励を行うことにより、延滞金の積極的徴収を行うこととした。</p> <p>(平成 19 年 8 月 13 日)</p>
	<p>【意見】延滞金減免に関する事務取扱いについて、内規等に添付すべき必要書類を明示する必要がある。</p>	<p>平成 18 年度に金沢市税延滞金減免取扱要綱第 4 条にかかる取扱指針を作成し、申請書に添付すべき必要書類を事由毎に明示した。</p> <p>(平成 19 年 8 月 13 日)</p>
	<p>【意見】差押情報の登録を適切に行うなど、税システムによる一元管理が可能となるような管理体制の構築が求められる。</p>	<p>平成 18 年度に滞納管理システムを開発し、平成 19 年度より、差押情報等の一元管理の体制を整えた。</p> <p>(平成 19 年 8 月 13 日)</p>
	<p>【意見】差押中で、一定期間が経過したものについては財産の強制換価や執行停止などのより進んだ処理の検討を積極的に行う必要がある。</p>	<p>差押案件については、経過した期間の長短にかかわらず、事案に応じ、適時、インターネット公売や執行停止等のより積極的な処分を行った。</p> <p>(平成 19 年 8 月 13 日)</p>
	<p>【意見】滞納者情報の適切な管理は実務上大きな効率性を生み出すと考えられることから、システム変更や補助システムの立ち上げなどを検討する必要がある。</p>	<p>平成 18 年度に滞納管理システムを開発し、平成 19 年度より、滞納者情報のより適切な管理を行うこととした。</p> <p>(平成 19 年 8 月 13 日)</p>

第3 外部監査の結果

1 個人市民税

(1) 概要

①個人市民税の概要

個人市民税とは、市内に住所や事務所等がある者に対して課税するものであり、所得金額にかかわらず定額で課税する均等割と、前年の所得金額に応じて課税する所得割がある。

なお、地方税法第41条の規定に基づき、個人県民税の賦課徴収は、個人市民税の賦課徴収に併せて市が一括して行っている。

ア 納税義務者（地方税法第294条及び第318条、条例第18条及び第33条）

納税義務者	納める税
1月1日現在、市内に住所を有する個人	均等割+所得割
1月1日現在、市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で市内に住所を有しない者	均等割

イ 税率（地方税法第310条及び第314条の3、条例第28条及び第30条の3）

区分	税率
均等割	年額3,500円
所得割	6%

（注）東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律に基づき、均等割の税率については、平成26年度から平成35年度までの10年間、防災事業の財源を確保するため、年額500円引き上げられている。

なお、所得割の額は、地方税法第313条及び条例第29条の2の規定に基づき、以下のように算出される。

$$\text{所得割額} = \text{課税標準額} (\text{前年中の所得金額} - \text{所得控除額}) \times \text{税率} - \text{税額控除}$$

所得金額	利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得、一時所得、雑所得
所得控除額	納税義務者に控除対象配偶者や扶養親族がいるかなど個人的な事情を考慮し、実情に応じた税負担を求めるために、所得金額から差し引かれるものであり、基礎控除、配偶者控除、扶養控除等がある。
税額控除	二重課税の調整や特定の場合における税負担を軽減するため、一定の要件に該当する場合において、所得割の算定税額から差し引かれるものであり、調整控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、配当割額控除、株式等譲渡所得割額控除等がある。

また、退職所得、土地や建物の譲渡所得、株式等に係る譲渡所得、先物取引に係る譲渡所得については、他の所得と分離して税額（所得割額）が計算される。

ウ 非課税（地方税法第295条、条例第19条）

非課税とは、地方公共団体の課税が法律上禁止され、当初から課税権を行使することができないものであり、個人市民税に係る非課税の概要は以下のとおりである。

区分	概要
均等割と所得割 がともに非課税 とされる者	①生活保護法の規定による生活扶助を受けている者 ②障害者、未成年者、寡婦又は寡夫で前年中の合計所得金額（注1）が125万円以下の者
均等割が非課税 とされる者	均等割のみを課すべき者のうち、前年中の合計所得金額が次の金額以下の者 ・控除対象配偶者及び扶養親族がない場合：32万円 ・控除対象配偶者及び扶養親族がある場合：32万円×（本人・控除対象配偶者・扶養親族の合計人数）+19万円
所得割が非課税 とされる者	前年中の総所得金額等（注2）が次の金額以下の者 ・控除対象配偶者及び扶養親族がない場合：35万円 ・控除対象配偶者及び扶養親族がある場合：35万円×（本人・控除対象配偶者・扶養親族の合計人数）+32万円

(注) 1. 合計所得金額とは、総所得金額、分離課税の土地建物等の譲渡所得の金額（特別控除適用前）、分離課税の株式等に係る譲渡所得等の金額、分離課税の先物取引に係る雑所得等の金額、山林所得金額（特別控除適用後）、退職所得金額（分離課税されるものを除く）の合計金額で、純損失・雑損失の繰越控除等適用前の金額のことである。

2. 総所得金額等とは、合計所得金額から純損失・雑損失の繰越控除等適用後の金額のことである。

均等割と所得割がともに非課税とされた者の過去5年間の状況は、以下のとおりである。

(単位:人)

年度 非課税者	生活保護	障害者	未成年者	寡婦又は寡夫	合計
平成23年度	3,481	3,777	5,306	5,118	17,682
平成24年度	3,729	3,860	5,432	5,107	18,128
平成25年度	3,931	4,185	5,534	5,223	18,873
平成26年度	4,050	4,356	5,828	5,338	19,572
平成27年度	4,184	4,569	5,739	5,411	19,903

エ 申告（地方税法第 317 条の 2、条例第 32 条の 2）

市内に住所を有する個人は、原則として 3 月 15 日までに市に申告しなければならない。

ただし、給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から 1 月 1 日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で、前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者及び前年中の合計所得金額が均等割額について非課税となる範囲に含まれる者については、申告書の提出は不要とされている。

また、前年分の所得税について確定申告書を提出した場合には、個人市民税についても申告書を提出されたものとみなされるため、改めて申告書を提出する必要はない。

なお、金沢市では、平成 22 年 12 月から e L T A X が導入され、インターネットを利用した電子申告が可能となっている。e L T A X とは、地方税ポータルシステムの呼称で、地方税における手続を、インターネットを利用して行うシステムのことである。

平成 26 年 1 月から、国税において給与及び年金等に係る源泉徴収票を e -T A X 又は光ディスク等により提出義務のある者については、地方税法第 317 条の 6 の規定に基づき、給与支払報告書等の電子媒体での提出が義務付けられたことから、金沢市においても個人市民税の電子申告件数が年々増加している。

個人市民税の電子申告件数の推移

(単位：件)

区分		年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
給報個人別 明細書	電子 ①	46,993	56,181	91,001	100,941	110,564	
	全件 ②	295,425	298,009	303,321	307,136	312,274	
	①/②	15.9%	18.9%	30.0%	32.9%	35.4%	
年金報個人 別明細書	電子 ①	133,180	136,146	173,533	177,287	181,491	
	全件 ②	—	—	177,168	179,875	184,127	
	①/②	—	—	97.9%	98.6%	98.6%	

(注) 平成 23 年度及び平成 24 年度における年金報個人別明細書の全件数については不明。

オ 徴収等（地方税法第 319 条、条例第 33 条の 2）

i 普通徴収

給与所得者以外の納税義務者に対しては、普通徴収により個人市民税を徴収することとなる。普通徴収とは、納税通知書を納税義務者に交付することにより、徴収する方法のことであり、条例第 34 条の規定に基づき、納期は以下のとおり年 4 回とされている。

区分	納期
第 1 期	6 月 10 日から同月 30 日まで
第 2 期	8 月 1 日から同月 31 日まで
第 3 期	10 月 1 日から同月 31 日まで
第 4 期	翌年 1 月 1 日から同月 31 日まで

ii 特別徴収

給与所得者及び公的年金等受給者に対しては、特別徴収により個人市民税を徴収することとなる。特別徴収とは、便宜を有する者に税を徴収させ、徴収した税を納入させる方法のことである。

前年中に給与所得があり、4月1日現在において引き続き給与の支払を受けている者は、原則として特別徴収の方法により個人市民税が徴収されることとなる。

4月1日現在給与等の支払をしている所得税法第183条第1項の規定に基づく源泉徴収義務者が特別徴収義務者として指定され、6月から翌年5月までの12か月間の給与支払の際に、給与から個人市民税を天引きし、翌月の10日までに納税義務者に代わって納入する。

納税義務者には、特別徴収義務者を経由して特別徴収税額決定通知書により、税額が通知される。

なお、給与の支払を受ける者が常時10人未満の事業所は、市の承認を受けた場合、徴収した税額を年2回の納期で納入することができる。その場合、6月から11月までの分を12月10日までに、12月から翌年5月までの分を6月10日までに納入しなければならない。

65歳以上の公的年金受給者は、年金保険者が公的年金から個人市民税を天引きし、翌月10日までに納税義務者に代わって納入することとなる。

②過去5年間の決算の状況

(単位：千円)

項目 年度	調定額			収入額			不納欠損額			還付 未済額	収入未済額		
	現年課税分	滞納繰越分	計	現年課税分	滞納繰越分	計	現年課税分	滞納繰越分	計		現年課税分	滞納繰越分	計
平成23年度	24,186,481	2,411,272	26,597,753	23,741,117	381,745	24,122,862	1,395	91,993	93,388	5,227	449,196	1,937,534	2,386,730
平成24年度	25,370,637	2,283,741	27,654,378	24,905,518	406,569	25,312,087	1,376	114,277	115,653	5,711	469,454	1,762,895	2,232,349
平成25年度	25,726,405	2,225,669	27,952,074	25,281,167	436,981	25,718,148	521	140,112	140,633	5,590	450,307	1,648,576	2,098,883
平成26年度	26,120,066	2,089,808	28,209,874	25,732,613	439,638	26,172,251	281	112,717	112,998	5,259	392,431	1,537,453	1,929,884
平成27年度	26,592,949	1,925,878	28,518,827	26,191,319	428,343	26,619,662	765	100,570	101,335	4,909	405,774	1,396,965	1,802,739

③課税事務の流れ

受理した申告書や給与支払報告書等課税資料を基に、個人に係る各所得の合算処理を行い、賦課税額を決定し、納税通知書や特別徴収税額決定通知書等を発送するまでの一連の事務を、当初課税事務といい、当初課税事務以外にも、世帯外扶養調査や法定資料調査等の月例事務処理が行われている。以下は、当初課税事務の主なフローである。

ア 普通徴収の事務フロー

作業種名	実施時期	作業概要
申告書受付	2月～4月	申告書等の課税資料を受け付け、内容のチェック及び整理を行う。

作業種名	実施時期	作業概要
資料整理	2月～4月	<p>課税資料のスキャナによる読み込み（イメージビューアによる画像ファイル化、付番処理）を行う。</p> <p>課税資料をデータファイル化するため、外部業者へパンチ作業を委託する。</p>
システム処理	2月～4月	<p>上記資料を課税システム（KOSMIC）に取り込み、システムによるエラー処理を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アンマッチ処理 データファイル化された課税資料について、カナ氏名や生年月日を基に住民票と突き合わせを行うが、個人特定できなかった場合はリストが抽出される。リストに掲載された者について、資料原本や確定申告書データ等を照合し、個人の特定を再度行う。 ・随時チェックリスト処理 課税資料を基に作成されたパンチデータがリスト表示される。パンチデータの内容が正しいか課税資料を基に確認する。 ・合算処理チェック 合算処理とは、作成された資料データから、各納税者の賦課データを作成するシステム上の自動処理のことをいう。合算処理の結果、エラーが生じた場合はそのリストが作成され、内容を確認する。
税額チェック	5月	入力されている所得税額と、所得、控除等から計算した所得税額を比較し、差が生じている者を対象に、その原因を探り、税額が正しいかチェックする。
賦課額の決定	6月	
納税通知書の発送	6月	

イ 給与及び年金の特別徴収の事務フロー

作業種名	実施時期	作業概要
総括表の送付	11月	事業所に対して、給与支払報告書に係る総括表を送付する。
給与支払報告書等の受付	1月～2月	総括表及び給与支払報告書、公的年金等支払報告書等を受け付け、内容のチェック及び整理を行う。

作業種名	実施時期	作業概要
資料整理	1月～2月	課税資料のスキャナによる取込み（イメージビューアによる画像ファイル化、付番処理）を行う。 課税資料をデータファイル化するため、外部業者へパンチ作業を委託する。
システム処理	1月～4月	上記資料を課税システム（KOSMIC）に取り込み、システムによるエラー処理を行う。 処理内容は普通徴収と同様である。
税額チェック	5月	入力されている所得税額と、所得、控除等から計算した所得税額を比較し、差が生じている者を対象に、その原因を探り、税額が正しいかチェックする。
賦課額の決定	5月～6月	
特別徴収税額決定通知書の発送	5月～6月	

④減免制度

個人市民税は、条例第36条及び施行規則第6条の3において、減免制度が規定されており、減免を受けようとする者は、納期限までに減免申請書を提出しなければならない。

減免申請書の提出のあった日以後に納期が到来する分の税額が減免されることとなる。

ア 減免の概要

減免事由	減免額
生活保護法の規定による保護を受ける者	全額
学生及び生徒のうち勤労学生で、市民税の納付が著しく困難であると認められる者	全額
生活保護法の規定による保護を受けている者と同程度の実情にあると認められる者	全額
納税義務者の相続人（納税義務者が災害により死亡）で、承継した市民税の納付が著しく困難であると認められる者	全額
納税義務者の相続人（納税義務者が災害以外の事由により死亡）で、承継した市民税の納付が著しく困難であると認められる者	被相続人の前年の合計所得金額に応じ、10分の5から全額
納税義務者が災害により障害者となった者で、市民税の納付が著しく困難と認められる者	10分の9
災害により、自ら又はその控除対象配偶者若しくは扶養親族が所有し、かつ、居住の用に供している家屋又は家財について、多額の損失を受けた者で、市民税の納付が著しく困難であると認められる者	前年の合計所得金額や家屋又は家財の損失の割合に応じ、10分の2から全額

減免事由	減免額
失業、廃業等により当該年の所得の見積額が前年の所得に比べ減少したことにより、生活に困窮する者で、市民税の納付が著しく困難であると認められるもの	前年の合計所得金額や当該年の所得見積額の減少割合に応じ、10分の2から全額
その他市長が特に必要があると認める者	市長が必要があると認める額

イ 減免実績

(単位:件又は円)

年度	項目	減免事由					合計
		生活保護	勤労学生	災害	失業・廃業		
平成 23 年度	減免件数	4	2	1	7		14
	減免額	203,500	9,000	4,500	650,200		867,200
平成 24 年度	減免件数	7	0	0	0		7
	減免額	255,500	—	—	—		255,500
平成 25 年度	減免件数	21	0	0	0		21
	減免額	773,800	—	—	—		773,800
平成 26 年度	減免件数	6	0	0	0		6
	減免額	327,200	—	—	—		327,200
平成 27 年度	減免件数	20	0	0	0		20
	減免額	558,100	—	—	—		558,100

ウ 減免に係る事務の流れ

納税義務者から提出された減免申請書を受け付け、減免の要件を満たすか審査する。要件を満たした場合は、減免決定となり、申請者に対して減免決定通知書を送付する。

⑤未課税者への対応

金沢市では、入力された課税資料のデータを基に、以下のとおり未課税者の調査を行っている。

ア 未課税者への申告書発送及び給与支払報告書未提出事業所への督促

i 未課税対象者一覧表の作成

課税システムにより、調査対象とする未課税対象者一覧表を作成する。対象とするのは、23歳以上59歳以下の未課税者であるが、外国人及び住所未登録者、1月1日以降の死亡・転出・出国者のか、福祉施設等入所者、無職、被扶養者、障害者及び生活保護受給者等は対象外としている。

未課税対象者一覧表の中から、再度、前年の賦課状況等を踏まえ、実際の調査対象者を抽出し、申告書を発送する。

ii 納付報告書の提出依頼、督促文書の発送

当初課税事務において総括表を送付した事業所のうち、未提出となっている事業所をまとめた督促リストを作成する。

また、未課税対象者一覧表から、納付報告書未提出のために賦課漏れとなっている者を抽出し、納付報告書を作成する。

督促リストにより抽出した事業所及び未課税対象者のいる事業所の納付報告書提出状況を確認し、督促文書を発送する。

期限が過ぎても提出のない事業所には、電話により納付報告書の提出を促す。

イ 未課税者調査

申告書及び納付報告書の提出期限後、調査対象者を抽出し、調査票を作成した上で、調査を行う。調査終了後、復命書を作成する。

平成27年度における未課税者調査の日程については、以下のとおりである。

8月24日	申告書及び納付報告書未提出事業者への督促文書発送
9月4日	申告書及び納付報告書提出期限
9月11日	調査対象者の抽出、調査票の作成
9月下旬～10月上旬	調査実施
	調査実施後、架電や申告書送付等の追加調査を行う
12月	調査終了、復命

過去5年間の未課税者調査の実施状況については、以下のとおりである。

項目\年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
未課税対象者数(人)	7,080	6,832	6,523	6,041	6,109
調査対象者数Ⓐ(人)	698	708	605	473	340
申告書提出件数Ⓑ(件)	193	207	163	118	88
調査による効果 Ⓑ／Ⓐ(%)	27.7	29.2	26.9	24.9	25.9
課税額合計(千円)	7,585	7,250	8,972	5,533	5,044

(2) 監査手続

①個人市民税の課税事務について、市民税課への質問及び関連資料の閲覧を行うことにより、概要を把握した。

②課税システムの処理内容やそのチェック体制が適切であるか確認することにより、個人市民税に係る課税事務の正確性について検証した。

③個人市民税の減免について、申請から承認までの手続が適正に行われているか検証した。

④未課税者への対応が効果的に行われているか検証した。

⑤給与の特別徴収について、特別徴収義務者の捕捉のための手続が効果的に行われているか検証した。

⑥家屋敷課税について、課税状況が適切であるか検証した。

閲覧資料：市税概要、当初課税マニュアル、給与支払報告書総括表、市民税申告書、給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書、市県民税の税額変更に関する調べ、減免申請書、決裁伺書、未課税者調査マニュアル、市県民税調査復命書、市県民税・現地調査報告、市県民税所得・現況調査票 等

(3) 監査結果

①課税事務の正確性について

個人市民税については、正確かつ適正な課税を行うため、その事務の内容を詳細に記載した課税マニュアルが整備されており、新任職員でも正確に事務が行うことができる体制が整っていた。また、システムにより算出された税額についても、複数の職員によるダブルチェックを行っており、提出された申告書と課税資料、課税システムの内容を確認したが、いずれも適正に処理されており、問題点は検出されなかった。

②減免について

平成27年度の個人市民税の減免実績全20件について、申請から承認までの関連資料を確認したが、いずれも適正に行われており、問題点は検出されなかった。

③未課税者への対応について

未課税者には、申告書の発送のほか、現地調査を行っているが、それらを実施するに当たって、課税システムに無職として登録されている場合は、調査対象外とされている。

無職かどうかは、本人からの申出等によりシステム登録され、一旦登録されると、給与支払報告書の提出又は本人の再申出がない限り、無職としての登録が自動継続されることとなるが、近年、多様な働き方が普及していることを踏まえると、実態を正確に把握していない可能性がある。

申告書の提出がなく長期にわたり、無職として登録されている場合は、年齢等も考慮した上で、必要に応じて現地調査の対象とする必要がある。

【意見】

未課税者の実態を正確に把握するため、長期にわたり課税システムに無職として登録されている者にあっては、年齢等も考慮した上で、必要に応じて現地調査の対象とする必要がある。

申告書未提出者に対しては、最終的に現地調査を行い、状況の確認をすることとしており、担当者は、調査結果を調査票に記載し、復命している。

調査票を数件抽出し、閲覧した結果は、以下のとおりである。

内訳	件数
課税処理	7 件
非課税見込	2 件
他市町村課税	1 件
居住不明	3 件
継続調査	8 件
合 計	21 件

継続調査となった案件には、本人とは対面できなかつたが、居住の有無、住居及び車両等の資産状況を現地で確認し、3回の申告書送付にもかかわらず、未提出の状況が続いたため、所得の有無等についての判断はできず、次年度以降も調査を継続する必要があるとして、一旦調査を終了したもののはか、以前から調査をしているが、平成27年度の調査においても、面談不可、申告書未提出のため、継続調査として当該年度の調査を終了したものがあった。

未課税者調査を行う際、調査対象者への申告書の送付や調査の実施方法など、その多くは担当者の判断に委ねられている。

調査の結果、調査対象者に対し課税に関する結論が得られなかつた場合には継続調査として報告されるが、継続調査の対象となつた未申告者について、その後フォロー調査を実施しているわけではなく、翌年度以降に、新たな担当者が調査を行うことになる。

未課税者調査の目的は、賦課期日現在、市内に住所があるにもかかわらず、申告書や給与支払報告書等の課税資料が提出されないために未課税となっている者や、当該課税資料の内容について調査が必要な者について、現地に赴き、本人又は家族等との面談、不在の場合には居住環境から生活状況や資産状況等の実態を調査し、公正で適切な課税を行うことである。

税負担の公平性を確保する観点から、長期にわたつて、継続調査となつてゐる案件については、重点的かつきめ細かに現地調査を実施する必要がある。

【意見】

未課税者調査の結果、長期にわたつて継続調査となつてゐる案件については、重点的かつきめ細かに現地調査を実施する必要がある。

④特別徴収義務者の捕捉について

給与所得者からの個人市民税の徴収については、地方税法第321条の3において、原則、特別徴収によることが定められており、給与の支払者で、所得税法における所得税の源泉徴収義務者は、特別徴収義務者として指定され、給与所得者から税を徴収しなければならない。

また、公的年金等に係る所得についても、平成21年10月から特別徴収が開始されており、年金保険者による公的年金からの特別徴収が行われている。

金沢市においては、以下のとおり、特別徴収による納税義務者の割合が増加傾向にある。

過去 5 年間の個人市民税納税義務者数等の推移

(単位:人)

年度区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
普通徴収	68,612	68,534	67,407	59,357	57,862
給与からの特別徴収 ①	128,597	129,122	130,909	137,178	140,538
年金からの特別徴収 ②	25,487	26,211	27,177	29,979	29,654
合 計③	222,696	223,867	225,493	226,514	228,054
特別徴収による納税義務者割合 ④ (①+②)/③	69.2%	69.4%	70.1%	73.8%	74.6%
特別徴収義務者数	13,536	13,939	14,333	14,338	14,216

特別徴収義務者である事業者の従業員数別事業所数を見ると、従業員数が 101 人以上の事業者については 9 割を超える事業者が、11 人以上 100 人以下の事業者については 7 割を超える事業者が特別徴収を実施しているが、10 人以下の事業者については 4 割という状況となっている。

地方税法では、従業員数にかかわらず、所得税法における源泉徴収義務者（常時 2 人以下の家事使用人のみに給与を支払う場合は除く。）となっている事業者は、特別徴収義務者として指定され、個人市民税の特別徴収が義務付けられているが、金沢市では、全体の 5 割を超える事業者が特別徴収を実施していないことになる。

平成 27 年度従業員数別事業所数

(単位 : 件)

従業員数	特別徴収事業所数	普通徴収事業所数	合 計	特別徴収事業所割合
～10 人	12,199	17,848	30,047	40.6%
11 人～100 人	2,350	724	3,074	76.4%
101 人～	174	12	186	93.5%
合 計	14,723	18,584	33,307	44.2%

平成 27 年度の現年課税分を見ても、特別徴収は収入率が極めて高く、収入率の向上及び市税収入の確保という点では非常に有用であることが分かる。

平成 27 年度個人市民税（現年課税分）の収入状況

(単位 : 千円)

項目 徴収方法	調定額	収入額		翌年度繰越額	
	金額	金額	調定比	金額	調定比
普通徴収	6,539,395	6,151,331	94.1%	389,088	5.9%
給与からの特別徴収	18,894,039	18,878,694	99.9%	16,686	0.1%
年金からの特別徴収	1,159,515	1,161,294	100.2%	—	—
合 計	26,592,949	26,191,319	98.5%	405,774	1.5%

(注) 年金からの特別徴収における収入額には、還付未済額 1,779 千円を含む。

金沢市では、特別徴収を申し出た事業者に対し、特別徴収のしおりを渡しているが、石川県において特別徴収推進の具体的な取組がなされていないことを理由に、積極的な取組を実施していない。

全国的にも特別徴収実施率は高まっており、金沢市は、平成26年度まで全国平均を上回っていたが、平成27年度は全国平均をわずかに下回る結果となった。

給与所得者の特別徴収実施率 (単位：人)

項目 年度	給与所得者数Ⓐ	給与所得者のうち特別 徴収給与所得者数Ⓑ	実施率 Ⓑ/Ⓐ (注1)	(参考) 全国平均 (注2)
平成23年度	173,637	133,803	77.1%	71.9%
平成24年度	174,618	134,510	77.0%	72.8%
平成25年度	175,466	136,311	77.7%	73.8%
平成26年度	175,986	138,055	78.4%	76.0%
平成27年度	178,839	140,614	78.6%	79.0%

(注) 1. Ⓛ及びⒷの人数については、各年度7月1日現在である。

2. 全国平均の特別徴収実施率は「総務省 市町村税課税状況等の調」により算出している。

平成19年度に実施された所得税から住民税への税源移譲を契機に、収入率の向上や安定した税収確保のため、特別徴収の適正実施に向けた取組を行う自治体が増加している。平成26年8月には、47都道府県及び20政令指定都市で構成する全国地方税務協議会において「個人住民税特別徴収推進宣言」が採択された。

平成27年度決算において、個人市民税は、市税全体に占める割合が、固定資産税に次いで高く、約34%となっている。より安定した税収確保のため、新たに開業した事業者や、普通徴収を行っている事業者に対して特別徴収への切替えを積極的に呼びかけるなど、特別徴収の推進に向けた取組を強化する必要がある。

【意見】

より安定した税収を確保するため、普通徴収を行っている事業者に対して特別徴収への切替えを積極的に呼びかけるなど、特別徴収の推進に向けた取組を強化する必要がある。

⑤家屋敷課税について

家屋敷課税の対象者は、市外に住民登録があるが、単身赴任等のため市内に居住のための家屋敷を有している者や、市内に別荘、マンション等を有している者であり、市内に家屋敷を有することにより、防災や清掃等の行政サービスを受けていることを理由とし、均等割のみを課税するものである。

過去5年間の家屋敷課税の状況については、以下のとおりである。

(単位：件又は円)

項目 年度	調定額		収入額	
	件数	金額	件数	金額
平成 23 年度	1	3,000	1	3,000
平成 24 年度	1	3,000	1	3,000
平成 25 年度	1	3,000	1	3,000
平成 26 年度	0	—	0	—
平成 27 年度	0	—	0	—

総務省の平成 27 年度個人の市町村民税の納税義務者等に関する調によると、中核市及び県内市における家屋敷課税の状況は、以下のとおりである。なお、平成 28 年 4 月 1 日以降に中核市に移行した八戸市、呉市及び佐世保市については、記載を省略する。

(単位：人又は千円)

区分	納税義務者数	収入額
函館市	0	—
旭川市	340	1,190
青森市	138	483
盛岡市	0	—
秋田市	0	—
郡山市	329	1,152
いわき市	0	—
宇都宮市	19	67
前橋市	0	—
高崎市	0	—
川越市	57	200
越谷市	98	343
船橋市	229	802
柏市	389	1,362
八王子市	21	63
横須賀市	367	1,285
富山市	77	270
金沢市	0	—
長野市	233	816
岐阜市	145	508
豊橋市	0	—
岡崎市	0	—
豊田市	1	4
大津市	67	235

区分	納税義務者数	収入額
豊中市	478	1,673
高槻市	203	711
枚方市	227	795
東大阪市	875	3,063
姫路市	174	609
尼崎市	594	2,079
西宮市	350	1,225
奈良市	230	805
和歌山市	162	567
倉敷市	0	—
福山市	271	948
下関市	182	637
高松市	11	39
松山市	2	7
高知市	2	7
久留米市	109	382
長崎市	2	7
大分市	0	—
宮崎市	0	—
鹿児島市	475	1,663
那覇市	220	770

(単位：人又は千円)

区分	納税義務者数	収入額
七尾市	266	931
小松市	15	53
輪島市	1	4
珠洲市	0	—
加賀市	0	—
羽咋市	11	39
かほく市	7	25
白山市	0	—
能美市	0	—
野々市市	0	—

家屋敷課税は、地方税法第294条第1項第2号及び条例第18条第1項第2号に規定されており、公平かつ適正な税負担が当然に求められるものであるが、その対象を全て把握することは非常に難しいと言われている。

家屋敷とは、自己又は家族の居住の用に設けられた住宅で、常に居住しうる状態にあるものであれば足り、居住の有無及び当該住宅が自己の所有に係るものか否かを問わないとされている。

他の中核市や県内他市の状況を見ても、金沢市と同様に、家屋敷課税の実績がない自治体も見受けられるが、家屋敷課税は、税額も小さく、対象を全て把握することが困難であるため、費用対効果を考慮したことと考えられる。

金沢市においては、平成 26 年度以降、家屋敷課税の実績はないが、対象を把握するための調査は行われていない。

家屋敷の所有者、事実上の支配権を誰が有するのか等の事実関係を調査するには、時間と労力を非常に要すると考えられることから、まずは、対象者からの申告を促すため、ホームページや市税のしおり等において、十分に制度を周知するとともに、他の中核市等の事例を参考に、効率的な対象者の把握方法について検討する必要がある。

【意見】

家屋敷課税については、対象者からの申告を促すため、ホームページや市税のしおり等において、十分に制度を周知するとともに、効率的な対象者の把握方法について検討する必要がある。

2 法人市民税

(1) 概要

① 法人市民税の概要

法人市民税とは、市内に事務所や事業所等がある法人に対して課税するものであり、市内の事業所の従業者数及び資本金等の額から算出する均等割と、国税である法人税の額に基づき算出する法人税割がある。

ア 納税義務者（地方税法第294条、条例第18条）

納税義務者	納める税
市内に事務所又は事業所を有する法人	均等割+法人税割
市内に寮等を有する法人で、市内に事務所又は事業所を有しないもの	均等割
法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課される個人で市内に事務所又は事業所を有するもの	法人税割

イ 税率（地方税法第312条及び第314条の4、条例第29条及び第30条の4）

i 均等割

資本金等の額(注1)	従業者数の合計(注2)	
	50人以下のもの	50人を超えるもの
50億円を超える法人	41万円	300万円
10億円を超え50億円以下の法人	41万円	175万円
1億円を超え10億円以下の法人	16万円	40万円
1,000万円を超え1億円以下の法人	13万円	15万円
1,000万円以下の法人	5万円	12万円
上記以外の法人		5万円

(注) 1. 平成27年4月1日以後に開始する事業年度から「期末現在の資本金等の額」が「期末現在の資本金及び資本準備金の合算額」を下回る場合は、「期末現在の資本金及び資本準備金の合算額」が「資本金等の額」になった。

2. 従業者数の合計は、市内の事務所、事業所、寮等の従業者数の合計である。

ii 法人税割

課税標準となる法人税額に、以下の税率を乗じて算出する。

区分	税率
平成26年9月30日までに開始する事業年度	14.7%
平成26年10月1日以後に開始する事業年度	12.1%

ウ 非課税（地方税法第296条）

一部の公共法人のほか、収益事業を行わない社会福祉法人、宗教法人及び学校法人等は、地方税法により、法人市民税が非課税とされている。

エ 申告（地方税法第321条の8、条例第35条の7）

納税義務者は、事業年度ごとに、中間申告と確定申告をしなければならない。

中間申告には、予定申告と仮決算による中間申告があり、どちらか一方をしなければならない。予定申告とは、前期の申告実績額を基礎として申告するものであり、仮決算による中間申告とは、事業年度開始の日以後6か月の期間を1事業年度とみなして申告するものである。

オ 徴収等（地方税法第321条の8、条例第35条の7）

納税義務者は、以下のとおり、申告納付をしなければならない。

申告納付とは、納税義務者がその納付すべき税の課税標準額及び税額を申告し、その申告した税額を納付することである。

申告の区分		申告・納付期限	法人税割	均等割
中間申告	予定申告	事業年度開始の日以後6か月を経過した日から2か月以内	前事業年度の法人税割額の1/2又は4.7/12（注）	均等割額（年額）の1/2
	中間申告		その事業年度開始の日以後6か月の期間を1事業年度とみなして計算した法人税額を課税標準として計算した法人税割額	
確定申告		事業年度終了の日の翌日から原則として2か月以内	法人税割額から中間申告納付額を差し引いた額	均等割額（年額）から中間申告納付額を差し引いた額

（注）平成26年10月1日以後に開始する最初の事業年度の法人税割額は、税制改正に伴う経過措置により1/2から4.7/12に軽減されていたが、当該経過措置は、平成27年9月30日をもって既に終了している。

なお、公共法人、公益法人、協同組合、事業年度が6か月以下の法人、前事業年度の確定法人税額が20万円以下の法人及び市内に寮等のみがある法人等は、中間申告を行う必要はない。

②過去5年間の決算の状況

（単位：千円）

項目 年度	調定額			収入額			不納欠損額			還付 未済額	収入未済額		
	現年課税分	滞納繰越分	計	現年課税分	滞納繰越分	計	現年課税分	滞納繰越分	計		現年課税分	滞納繰越分	計
平成23年度	8,800,562	110,011	8,910,573	8,806,604	20,156	8,826,760	42	13,376	13,418	36,500	30,416	76,479	106,895
平成24年度	9,127,248	106,697	9,233,945	9,120,368	23,163	9,143,531	130	11,780	11,910	36,828	43,578	71,754	115,332
平成25年度	9,376,358	115,247	9,491,605	9,392,002	31,683	9,423,685	249	11,422	11,671	41,908	26,015	72,142	98,157
平成26年度	10,230,857	97,537	10,328,394	10,228,555	26,710	10,255,265	-	8,300	8,300	54,682	56,984	62,527	119,511
平成27年度	9,825,286	119,366	9,944,652	9,848,347	18,956	9,867,303	33	10,212	10,245	40,968	17,874	90,198	108,072

③課税事務の流れ

法人により事業年度が異なることから、法人市民税の課税事務は月単位を基本としており、その概要は以下のとおりである。

作業種名	実施時期	作業概要
調定	上旬	前月中に申告期限(決算日の翌日から2か月以内)が到来した法人の申告書を入力し、調定する。
更正・決定 ↓ 更正・決定通知の送付	中旬	地方税法第63条の規定に基づく通知、更正の請求等により税額を更正・決定する。
登記事項調査 ↓ 法人の異動等入力		金沢税務署で、法人の異動の内容を調査する。 法人の名称、所在地変更や新規法人のデータをシステムに入力する。
予定申告書・確定申告書発送	下旬	翌月に申告期限が到来する法人に申告書を送付する。 予定申告書は、市内に本店がある法人について、金沢県税事務所と突き合わせを行い、合同で発送する。

④減免制度

法人市民税は、条例第36条及び施行規則第6条の3において、減免制度が規定されており、減免を受けようとする収益事業を行わない以下の法人は、均等割申告書に併せて減免申請書を提出しなければならない。

ア 減免の概要

法人又は団体	減免額
公益社団法人、公益財団法人 特定非営利活動法人 認可地縁団体	均等割額 50,000円を限度

イ 減免実績

(単位：件又は円)

年度	項目	対象法人			
		公益社団法人 公益財団法人	特定非営利 活動法人	認可地縁団体	合計
平成 23 年度	減免件数	41	118	138	297
	減免額	2,037,500	5,395,300	6,691,200	14,124,000
平成 24 年度	減免件数	44	127	142	313
	減免額	2,149,900	5,849,300	6,983,200	14,982,400
平成 25 年度	減免件数	62	110	158	330
	減免額	3,045,700	5,153,700	7,424,400	15,623,800
平成 26 年度	減免件数	81	119	172	372
	減免額	3,945,800	5,666,200	8,178,600	17,790,600
平成 27 年度	減免件数	81	111	176	368
	減免額	4,050,000	5,383,100	8,708,200	18,141,300

ウ 減免に係る事務の流れ

納税義務者から提出された減免申請書を受け付け、減免の要件を満たすか審査する。要件を満たした場合は、減免決定となり、申請者に対して減免決定通知書を送付する。

⑤未申告法人への対応

市内の法人の異動情報については、金沢税務署で把握されているため、市の担当者は金沢税務署へ赴き、法人の新設等の異動情報を確認している。

また、地方税法第 63 条第 4 項の規定に基づく石川県からの通知（以下「法 63 条通知」という。）により、国税の申告が行われている法人を把握し、法人市民税の申告の有無を確認している。

全法人のうち申告義務がある法人に対しては、申告期限が到来する前月に申告書を送付している。

地方税法

(法人税に関する書類の供覧等)

第 63 条 道府県知事が法人の道府県民税の賦課徴収について、政府に対し、法人税の納税義務者が政府に提出した申告書、連結子法人が政府に提出した法人税法第 81 条の 25 に規定する書類又は政府がした更正若しくは決定に関する書類を閲覧し、又は記録することを請求した場合においては、政府は、関係書類を道府県知事又はその指定する職員に閲覧させ、又は記録させるものとする。

2 政府は、法人税に係る更正又は決定の通知をした場合においては、遅滞なく、当該更正又は決定に係る所得及び連結所得（法人税法第 2 条第 18 号の 4 に規定する連結所得をいう。

第 65 条第 2 項において同じ。）の金額並びに法人税額及び連結法人税額を当該更正若しくは決定に係る法人税額の課税標準の算定期間の末日又は連結法人税額の課税標準の算定期

間の末日における当該法人（当該法人が連結親法人（連結申告法人に限る。以下この項において同じ。）の場合にあつては、当該連結親法人及び当該連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人）の事務所又は事業所（二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人にあつては、その主たる事務所又は事業所）所在地の道府県知事に通知しなければならない。

- 3 前項の通知を受けた主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事は、遅滞なく、当該通知に係る法人税額等を関係道府県知事に通知しなければならない。
- 4 前二項の通知を受けた道府県知事は、遅滞なく、当該通知に係る法人税額等を当該道府県の区域内の関係市町村長に通知しなければならない。

（2）監査手続

①法人市民税の課税事務について、市民税課への質問及び関連資料の閲覧を行うことにより、概要を把握した。

②法人市民税申告書を無作為に数件抽出し、申告書に記載されている数値と関連書類との突き合わせを行うことにより、法人市民税に係る課税事務の正確性について検証した。

③法人市民税の減免について、無作為に数件抽出し、申請から承認までの手続が適正に行われているか検証した。

④未申告法人への対応が効果的に行われているか検証した。

閲覧資料：市税概要、法人市民税対象者リスト、法人市民税申告書、法人設立届、法人異動届、給与支払報告書総括表、法63条通知、予定申告・中間申告の未申告法人一覧表、石川県内のNPO法人一覧、法人市民税減免申請書、法人定款、法人現在事項証明書等

（3）監査結果

①課税事務の正確性について

ア 法人税割

法人税申告書10件を無作為に抽出し、申告書に記載された法人税額と、金沢県税事務所からの法63条通知が一致していることを確認したが、いずれも一致しており、問題点は検出されなかった。

イ 均等割

法人市民税申告書に記載された資本金等及び従業者数に対して、均等割額が正しく記載されていない場合は、システムがエラー表示するが、法人の登録情報と異なる資本金等の額が記載されている場合は、エラー表示されないため、その申告内容で受理される可能性がある。

抽出した10件について、資本金等の額の正確性を検証するため、法人異動届との突き合わせを試みたが、10件とも近年、異動届の提出はなく、正確性を検証することはできなかった。

(単位：円)

No.	資本金等の金額	従業者数の記載人数	均等割の金額
1	3,500,000	2人	50,000
2	72,710,000	14人	130,000
3	10,000,000	45人	50,000
4	3,000,000	記載なし	50,000
5	3,000,000	1人	50,000
6	100,000	記載なし	33,300
7	3,000,000	1人	50,000
8	10,000,000	記載なし	50,000
9	10,000,000	4人	50,000
10	3,000,000	記載なし	50,000

10件中4件で、従業者数の記載がなかった。資本金等の金額が正しく、従業者数が50人以下であれば、均等割の金額は正しいことになるが、従業者数を確認する資料が添付されていなかったため、その確認をすることはできなかった。

均等割については、資本金等と従業員数の規模に応じて税額が異なることになるが、現状では申告された両数値の正確性は検証されているとは言い難い。

資本金等については、前年申告との比較が最も簡素であり効果的と考えられるが、手作業では、膨大な労力と時間を要するため、システム等で対応することが効率的と考える。また、従業者数については、50人前後の法人に限定し、給与支払報告書に記載されている従業者数を参考情報として活用するなど、申告内容の正確性を検証する必要がある。

【意見】

法人市民税の均等割については、前年の申告内容や給与支払報告書の情報を参考に、申告内容の正確性を検証する必要がある。

②公益法人及び認可地縁団体に係る減免について

公益法人及び認可地縁団体は、申請することにより、均等割が減免される。

平成27年度の減免実績から、公益法人20件、認可地縁団体5件を無作為に抽出し、申請から承認までの関連資料を確認したが、いずれも適正に行われており、問題点は検出されなかった。

③特定非営利活動法人の把握と減免について

特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）は、収益事業を行っていない場合、申請することにより、均等割が減免される。

平成27年度の減免実績から、NPO法人20件を無作為に抽出し、申請から承認までの関連資料を確認したが、いずれも適正に行われており、問題点は検出されなかった。

しかし、そもそもN P O法人は小規模な法人が多く、その活動内容を自治体が正確に把握できていない例があると言われており、市民税課においても、その点は認識しているとのことであった。

そこで、N P O法人の所轄庁である石川県がホームページで公開しているN P O法人リストのうち、金沢市内に主たる事務所を有する法人と、市民税課の法人市民税用のリストで把握しているN P O法人を照合し、市内のN P O法人が正確に把握されているかを検証した。

その結果、現在の情報把握の方法で把握されていない法人が5法人あった。県のN P O法人リストは、県のホームページから容易に入手できる資料であり、そのリストとの比較で、市が把握できていないN P O法人が複数存在したことは、情報把握の手法に課題があると言える。

今後は、県のリストを活用するなど、定期的な情報把握に努めるとともに、県の協力も得ながら、未申告のN P O法人に対しては、税制度を積極的に周知する必要がある。

【意見】

特定非営利活動法人の正確な情報把握に努めるとともに、未申告の法人に対しては、税制度を積極的に周知する必要がある。

④未申告法人への対応について

法人市民税用の法人リストに記載された法人数等は、以下のとおりである。

法人リストに掲載された法人数	16,560 法人 (100.0%)
うち、申告があった法人数	15,952 法人 (96.3%)
発送した申告書が宛名人不明で返送された法人数	53 法人 (0.3%)
差引、未申告の可能性がある法人数	555 法人 (3.4%)

この555法人全てが申告義務を怠っている訳ではなく、休業している法人も存在すると思われるが、これらの法人に対して、電話催告、申告書の再送及び現地調査等は行っておらず、実態を正確に把握しているとは言い難い状況にあった。

市では、平成17年度の包括外部監査において、「支店法人については課税客体を積極的に捕捉するための方策が特段とられておらず、網羅性の検証が十分とはいえないでこれを積極的に行うべきである。」との指摘を受け、平成18年度から20年度までは、給与支払報告書、電話帳、住宅明細図等と課税台帳との照合作業を行うなど、積極的な捕捉を行った。その結果、約80件もの未申告法人等から申告がなされたが、平成21年度以降は照合作業を行っていない。

以下は、近年、「市税」をテーマとして包括外部監査が行われた中核市の未申告法人への対応状況である。

自治体名	監査年度	税務署での登記情報調査	法63条通知	申告書の再送 催告状の送付	現地調査の実施	対応マニュアルの整備
金沢市	平成28年度	○	○			
大津市	平成27年度	○	○		○	
姫路市	平成27年度	○	○	○	○	○
高松市	平成26年度	○	○	○	○	
秋田市	平成25年度	○	○	○		
長野市	平成24年度	○	○	○	○	○
高槻市	平成24年度	○	○			
尼崎市	平成24年度	○	○	○		

他都市では、税務署が把握している法人の新設や異動情報の入手、法63条通知での把握に加え、未申告法人への申告書の再送や催告状の送付、現地調査の実施、対応マニュアルの整備など多様な手法により、未申告法人の対策が行われている。

未申告法人の実態を把握し、課税の公平性を確保するため、他の中核市の対策を参考としながら、金沢市においても、まずは、申告期限を過ぎた法人に対して催告状を送付するなどの取組の実施を検討する必要がある。

【意見】

未申告法人の実態を把握するため、申告期限を過ぎた法人に対して催告状を送付するなどの取組の実施を検討する必要がある。

3 固定資産税及び都市計画税

(1) 概要

①固定資産税及び都市計画税の概要

固定資産税とは、1月1日現在の固定資産の所有者に対して課税するものであり、その資産の価格を基に税額を算定する。

固定資産とは、土地（田、畠、宅地、池沼、山林、原野等）、家屋（住家、店舗、工場、倉庫等）及び償却資産（土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産）の総称である。

また、都市計画税とは、都市計画区域のうち、市街化区域内に所在する土地及び家屋の所有者に対して課税するものであり、都市計画事業又は土地区画整理事業に要する費用に充てるために設けられた目的税である。その税額は、固定資産の価格を基に算定され、固定資産税と併せて賦課徴収されるため、本項では、固定資産税と都市計画税について記載する。

ア 納税義務者（地方税法第343条及び第702条、条例第39条及び第118条）

区分		納税義務者
固定資産税	土地、家屋	1月1日現在、登記簿等に登録されている者、又は現に所有している者
	償却資産	1月1日現在、償却資産課税台帳に所有者として登録されている者
都市計画税		上記のうち、市街化区域内に所在する土地及び家屋を所有している者

イ 税率（地方税法第350条第1項及び第702条の4、条例第44条及び第118条の2）

区分	税率
固定資産税	課税標準額の1.4%
都市計画税	課税標準額の0.3%

課税標準額とは、固定資産税及び都市計画税を課税する基礎となる額であり、固定資産の評価額に応じて決められる額である。

課税標準額及び税額の特例としては、住宅用地に係る課税標準額の減額や、新築家屋に係る一定期間の固定資産税の減額等がある。

なお、条例第45条の規定に基づき、同一人が市内に所有する資産の課税標準額の合計が、土地については30万円、家屋については20万円、償却資産については150万円に満たない場合は、課税されない。

ウ 非課税及び課税免除（地方税法第348条及び第702条の2等）

固定資産税の非課税の対象となるのは、所有者の性格による人的非課税と、固定資産の性格や用途による物的非課税がある。人的非課税となるのは、国や県、市が所有する固定資産であり、物的非課税となるのは、宗教法人や学校法人、社会福祉法人が本来の用に供する固定資産等がある。

人的非課税及び物的非課税の資産別内訳は、以下のとおりである。

i 土地

(単位：筆)

区分	人的非課税	物的非課税	合計
平成 23 年度	169, 198	29, 483	198, 681
平成 24 年度	170, 007	29, 488	199, 495
平成 25 年度	170, 823	29, 332	200, 155
平成 26 年度	171, 774	29, 334	201, 108
平成 27 年度	172, 674	29, 099	201, 773

ii 家屋

(単位：件)

区分	人的非課税	物的非課税	合計
平成 23 年度	976	1, 603	2, 579
平成 24 年度	951	1, 736	2, 687
平成 25 年度	943	1, 799	2, 742
平成 26 年度	922	1, 828	2, 750
平成 27 年度	926	1, 753	2, 679

iii 償却資産

(単位：人又は件)

区分	人的非課税		物的非課税		合計	
	所有者	資產件数	所有者	資產件数	所有者	資產件数
平成 23 年度	7	175	33	1, 318	40	1, 493
平成 24 年度	6	165	38	1, 538	44	1, 703
平成 25 年度	6	137	41	1, 593	47	1, 730
平成 26 年度	6	134	41	1, 672	47	1, 806
平成 27 年度	6	134	41	1, 715	47	1, 849

また、都市計画税の非課税については、一部を除き固定資産税と同様となっている。

固定資産税及び都市計画税の課税免除については、地方税法第 6 条第 1 項の規定を受け、金沢市伝統的建造物群保存地区における金沢市税賦課徵収条例の特例を定める条例において規定されている。課税免除とは、本来課税の対象となる者に対して、公益上等の理由から、地方公共団体自らが課税権を行使しないものであり、金沢市においては、伝統的建造物群保存地区内に所在する伝統的建造物のうち、非課税の対象外の家屋を課税免除としている。

エ 不均一課税（地方税法第 6 条第 2 項、条例第 44 条の 2 等）

不均一課税とは、一定の資産について異なる税率により課税するものであり、金沢市税賦課徵収条例、金沢市伝統的建造物群保存地区における金沢市税賦課徵収条例の特例を定める条例、金沢市本社機能立地促進のための金沢市税賦課徵収条例の特例を定める条例において規定されている。

具体的には、国際観光ホテル整備法の規定に基づくホテル、防災建築物、鉄道、公衆浴場等については、固定資産税の税率が、0.46%～1.2%に軽減されるほか、伝統的建造物群保存

地区内の土地及び家屋については、固定資産税の税率が 0.7%～0.98%に、都市計画税の税率が 0.15%～0.21%に軽減される。

また、金沢市内への本社機能立地促進のため、地域再生法の規定に基づく認定を受けた者が所有し、特定業務施設（本社機能）の用に供する固定資産については、3年間の軽減措置がなされ、初年度は0%に、2年目は0.14%に、3年目は0.28%に軽減される。

オ 申告（地方税法第383条）

償却資産については、土地及び家屋のような登記制度がないため、償却資産の所有者に対して申告義務が課されており、毎年、1月1日現在、償却資産を所有する者は、その種類、数量、取得時期、取得価額、耐用年数、見積価額その他償却資産課税台帳の登録及び当該償却資産の価格の決定に必要な事項を1月31日までに申告しなければならない。

カ 徴収等（地方税法第364条、条例第52条及び第53条）

固定資産税は、普通徴収の方法によって徴収し、都市計画税を併せて賦課徴収することとなる。

なお、納期は以下のとおり年4回とされている。

区分	納期
第1期	4月10日から同月30日まで
第2期	7月1日から同月31日まで
第3期	12月1日から同月28日まで
第4期	翌年2月1日から同月末日まで

②過去5年間の決算の状況

ア 固定資産税

(単位：千円)

年度	調定額			収入額			不納欠損額			還付未済額	収入未済額		
	現年課税分	滞納繰越分	計	現年課税分	滞納繰越分	計	現年課税分	滞納繰越分	計		現年課税分	滞納繰越分	計
平成23年度	31,585,057	2,535,540	34,120,597	30,820,496	506,619	31,327,115	3,635	103,702	107,337	2,457	763,383	1,925,219	2,688,602
平成24年度	29,610,260	2,688,208	32,298,468	28,975,287	603,646	29,578,933	20,185	162,765	182,950	2,528	617,316	1,921,797	2,539,113
平成25年度	29,646,529	2,536,634	32,183,163	29,130,559	583,847	29,714,406	2,442	87,822	90,264	5,849	519,377	1,864,965	2,384,342
平成26年度	29,750,289	2,383,846	32,134,135	29,332,444	545,753	29,878,197	1,768	182,302	184,070	3,550	419,627	1,655,791	2,075,418
平成27年度	29,597,974	2,072,857	31,670,831	29,249,804	487,540	29,737,344	1,870	164,890	166,760	2,629	348,929	1,420,427	1,769,356

イ 都市計画税

(単位：千円)

項目 年度	調定額			収入額			不納欠損額			還付 未済額	収入未済額		
	現年課税分	滞納繰越分	計	現年課税分	滞納繰越分	計	現年課税分	滞納繰越分	計		現年課税分	滞納繰越分	計
平成23年度	6,451,684	528,711	6,980,395	6,294,047	105,640	6,399,687	749	21,624	22,373	507	157,395	401,447	558,842
平成24年度	6,024,469	558,764	6,583,233	5,894,025	125,472	6,019,497	4,147	33,832	37,979	519	126,816	399,460	526,276
平成25年度	6,019,945	525,633	6,545,578	5,914,191	120,983	6,035,174	500	18,198	18,698	1,199	106,453	386,452	492,905
平成26年度	6,040,590	492,771	6,533,361	5,954,959	112,814	6,067,773	362	37,685	38,047	727	85,996	342,272	428,268
平成27年度	6,020,026	427,692	6,447,718	5,948,551	100,594	6,049,145	384	34,022	34,406	540	71,631	293,076	364,707

③課税事務の流れ

ア 課税事務の概要

作業種名	区分	実施時期	作業概要
課税客体の把握	土地	通年	登記、農業委員会の議案書、家屋係からの情報提供等により、課税客体を把握している。
	家屋	通年	登記、建築確認申請、航空写真（3年に1度）、巡回調査等により、課税客体を把握している。
	償却資産	通年	建物の新築及び増築の情報や、テナント調査、金沢税務署等への調査により、課税客体を把握している。
現地調査	土地	9月頃～翌年1月	地目変換、分合筆及び地積更正等の異動があった土地について、土地異動調査票を作成した上で、土地の形状や面積等を現地で調査する。 調査は、原則として2人体制で行い、必要に応じて、所有者に連絡をとり、使用目的等の確認を行う。
	家屋	5月～翌年1月	建築計画概要書等を基に、建築主や建物の概要等をまとめた調査物件対象個票を作成した上で、家屋の構造、床面積及び材質等を現地で調査する。 家屋所有者に連絡をとり、日程調整をした上で、2人（大規模なものは3人）体制で調査を行う。調査時に、パンフレット等を活用し、固定資産税及び都市計画税、不動産取得税についての説明を行う。 なお、賦課期日が1月1日であるため、年末年始にかけて、完成が予定されている物件については、年末に建築状況を確認し、年始にも改めて確認することとしている。
	償却資産	5月～翌年1月	償却資産の状況等を現地で調査する。

作業種名	区分	実施時期	作業概要
申告書の送付、受付	償却資産	12月中旬～翌年1月末	申告書の送付 償却資産申告制度の内容や注意点等を周知するため、「償却資産（固定資産税）申告の手引き」を同封し、12月中旬に申告書を送付する。 申告書の受付 償却資産の申告書に併せて減価償却明細書の写しの提出の協力を求めており、提出された減価償却明細書との照合を行い、申告内容を確認している。
評価計算及びシステム入力	土地	5月～翌年2月	現地調査の結果を随時システム入力し、国が定める固定資産評価基準に従い、評価計算を行う。
	家屋	5月～翌年2月	現地調査の結果を随時システム入力し、国が定める固定資産評価基準に従い、評価計算を行う。
	償却資産	翌年2月	提出された申告書の内容をシステム入力し、国が定める固定資産評価基準に従い、評価計算を行う。
評価・入力チェック	土地 家屋 償却資産	翌年2月～3月上旬	システムに入力したデータに誤りがないかを確認する。
固定資産評価員からの報告	土地 家屋 償却資産	翌年3月末	土地、家屋及び償却資産の評価を基に、固定資産評価員が評価調書を作成し、市長に提出する。
価格決定及び台帳登録	土地 家屋 償却資産	翌年3月31日	固定資産の価格等を決定し、課税台帳に価格等を登録する。
公示	土地 家屋 償却資産	翌年4月1日	固定資産の価格等を固定資産課税台帳に登録したことなどを告示する。
縦覧	土地 家屋	翌年4月1日～当該年度の最初の納期限の日	納税義務者が、縦覧台帳により、自己の固定資産評価額と他者の固定資産評価額を比較し、評価額が適正であるか確認する。
閲覧	土地 家屋 償却資産	通年	納税義務者が、名寄帳により自己の固定資産評価額等を確認するほか、借家人等が、当該賃貸物件の課税台帳により当該物件の固定資産評価額等を確認する。
納税通知書の発送	土地 家屋 償却資産	翌年4月上旬	

イ 固定資産評価基準に基づく評価方法

上記の評価計算の詳細については、以下のとおりである。

i 土地

賦課期日である1月1日現在における非課税分を除く全ての土地を対象とし、当該土地の現況により評価を行う。

地方税法第388条第1項の規定により告示された固定資産評価基準に基づき定められた「固定資産（土地）評価要領」により評価し、地目ごとに定められた評価方法にしたがって評価額を決定する。

地積の認定は、原則として土地登記簿に登記されている地積によるが、登記が現況より大きい場合は現況の地積とし、現況が登記より大きい場合で登記の地積によることが著しく不適当と認められる場合は現況の地積に基づき認定する。

また、地上権、借地権等が設定されている土地については、これらの権利が設定されていない土地として評価する。

ii 家屋

賦課期日である1月1日現在における非課税分を除く全ての家屋を対象とし、当該家屋の現況により評価を行う。

地方税法第388条第1項の規定により告示された固定資産評価基準に基づき定められた「固定資産（家屋）評価要領」により評価し、木造家屋及び非木造家屋の区分に従い、個々の家屋について評点数を付設し、当該評点数に評点1点当たりの価額を乗じて、評価額を決定する。なお、評価額の算定に当たっては、家屋評価業務のパッケージソフトである「HOU S A S」を利用している。

また、建物表題登記のある家屋の建築年月日は、原則としてその登記原因日により認定し、建物表題登記のない家屋については、現況を確認し、総合的に検討した上で認定する。

iii 債却資産

賦課期日である1月1日現在における債却資産の申告を基に、非課税分を除く全ての債却資産を対象として評価を行う。

地方税法第388条第1項の規定により告示された固定資産評価基準に基づき定められた「固定資産（債却資産）評価要領」により評価し、前年中に取得された債却資産にあっては当該債却資産の取得価格を、それ以前に取得された債却資産にあっては当該債却資産の前年度の評価額を基準とし、当該債却資産の耐用年数に応ずる減価を考慮して、評価額を決定する。

なお、以下のとおり、10万円未満の資産のうち一時損金算入する資産や、20万円未満の資産のうち3年間で一括償却する資産、取得価額が20万円未満のリース資産については、地方税法上の少額資産にあたり、申告の必要がない。

○=申告対象 ×=申告対象外

取得価額 償却方法	10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上
個別減価償却	○	○	○	○
中小企業特例	○	○	○	
一時損金算入	×			
3年一括償却	×	×		

取得価額 項目	10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上
法人税法第64条の2第1項 又は所得税法第67条の2第 1項に規定するリース資産	×	×	○	○

ウ 評価替え

土地及び家屋については、3年ごとに評価額が見直される。土地については、評価替え年度の前年の1月1日時点の価格をもって評価替え年度の路線価が決定される。次期の評価替え年度は平成30年度であるが、当該年度の路線価は平成29年1月1日時点の価格をもって、決定されることとなる。

固定資産評価額は鑑定評価に基づいて算出されるが、金沢市においては約1,200地点の鑑定評価を取得しており、評価額は、地価公示価格の概ね7割程度に算出されることとなる。

なお、地方税法附則第17条の2の規定等に基づき、地価の下落がある場合には、下落率を乗じ、価格を修正することがある。

エ 更正

公示の日以降、価格等に錯誤があった場合は、更正を行うことになる。更正は、固定資産税及び都市計画税のみならず、全ての税目において行われるものであるが、市税の中で最も更正額が大きいのが固定資産税である。過去5年間の更正の状況は以下のとおりである。

i 固定資産税

年度 項目	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
件数	1,063 件	828 件	705 件
更正額	1,175,323,600 円	1,106,457,000 円	1,095,900,300 円
主な更正 事由 (件数)	所有者及び賦課に関するもの (31) 評価計算に関するもの (15) 現況地目に関するもの (4) 家屋取壟に関するもの (17) 償却資産期限後申告に関するもの (349) 償却資産期限後申告に関するもの (392) 償却資産申告に関するもの (403) 償却資産実地調査に関するもの (110) 償却資産総務大臣配分に関するもの (60)	所有者及び賦課に関するもの (42) 評価計算に関するもの (37) 現況地目に関するもの (2) 償却資産期限後申告に関するもの (209) 償却資産実地調査に関するもの (33) 償却資産総務大臣配分に関するもの (67)	所有者及び賦課に関するもの (46) 評価計算に関するもの (15) 現況地目に関するもの (1) 償却資産期限後申告に関するもの (397) 償却資産申告に関するもの (92) 償却資産実地調査に関するもの (7) 償却資産総務大臣配分に関するもの (52)

年度 項目	平成 26 年度	平成 27 年度
件数	398 件	480 件
更正額	1,078,750,200 円	1,106,760,800 円
主な更正 事由 (件数)	所有者及び賦課に関するもの (43) 評価計算に関するもの (13) 現況地目に関するもの (2) 償却資産期限後申告に関するもの (243) 償却資産申告に関するもの (1) 償却資産実地調査に関するもの (1) 償却資産総務大臣配分に関するもの (63)	所有者及び賦課に関するもの (45) 評価計算に関するもの (13) 現況地目に関するもの (1) 償却資産期限後申告に関するもの (220) 償却資産申告に関するもの (5) 償却資産実地調査に関するもの (5) 償却資産総務大臣配分に関するもの (54)

配分とは、鉄軌道等複数の県や市にわたって存在するものについて、総務大臣や県知事がその価格等を決定して、関係市町村に配分するものであり、配分がなされるのが課税行為後であるため、更正せざるを得ないものである。

ii 都市計画税

年度 項目	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
件数	77 件	134 件	83 件
更正額	△54,300 円	△943,000 円	△5,239,700 円
主な更正 事由 (件数)	所有者及び賦課に関するもの (31) 評価計算に関するもの (14) 現況地目に関するもの (3) 家屋取壟に関するもの (16)	所有者及び賦課に関するもの (34) 評価計算に関するもの (31) 現況地目に関するもの (2) 家屋取壟に関するもの (35)	所有者及び賦課に関するもの (35) 評価計算に関するもの (13) 家屋取壟に関するもの (13)

年度 項目	平成 26 年度	平成 27 年度
件数	74 件	149 件
更正額	△535,800 円	△66,600 円
主な更正 事由 (件数)	所有者及び賦課に関するもの (40) 評価計算に関するもの (12) 現況地目に関するもの (2) 家屋取壟に関するもの (8)	所有者及び賦課に関するもの (45) 評価計算に関するもの (9) 家屋取壟に関するもの (72)

④減免制度

固定資産税及び都市計画税は、条例及び施行規則において、以下のとおり減免制度が規定されている。

ア 減免の概要

種類	対象
生活減免	貧困により生活のため公私の扶助を受ける者の所有する固定資産
公益減免	公益のために直接専用する固定資産（有料で使用するものを除く）
災害減免	災害又は天候の不順により著しく価値を減じた固定資産
特別減免	上記に掲げるもののほか、特別の事由がある固定資産

また、減免を受けようとする者は、減免申請書の提出が必要であり、以下のとおり、その提出日に応じて減免対象となる税額が決定される。

減免申請書の提出日	期別割合	根拠条文
第1期の納期限まで	4分の4	施行規則第7条の4第2項
第1期の納期限の翌日から第2期の納期限まで	4分の3	
第2期の納期限の翌日から第3期の納期限まで	4分の2	
第3期の納期限の翌日から第4期の納期限まで	4分の1	

イ 各種減免の詳細

i 生活減免

対象	①公的扶助（生活保護法第12条の規定による生活扶助）を受けている者 ②第三者から私的扶助を受けており、①と同程度の実情にあると認められる者
減免理由	担税力が極めて薄弱と認められるため
減免割合	10分の10
算出方法	申請書提出日以後に納期限が到来する納期分の税額に、減免割合を乗じて算出する。ただし、共有資産については、減免対象者の持分を乗じて算出する。
根拠条文	条例第56条第1項第1号、施行規則第7条の2第1号

ii 公益減免

対象	不特定多数の者の使用又は利用に供され、教育文化の向上、福祉の増進等広範囲にわたり市民に貢献すると認められる固定資産（有料で使用するものは除く）
減免理由	公益性を増進すると認められるため
減免割合	対象資産ごとに規定 (県又は市指定文化財等を専ら収容するための固定資産については、10分の5、その他は10分の10)
算出方法	減免の対象となる課税標準額に減免割合を乗じて得た額の合計に、減免申請書の提出日に応じた期別の割合及び税率を乗じて算出する。
根拠条文	条例第56条第1項第2号、施行規則第7条の2第2号

iii 災害減免

対象	①市の全部又は一部の地域にわたる災害等により、価値が著しく減じた固定資産 ②火災等により個別的に被害を受けた固定資産
減免理由	災害等により固定資産の価値を著しく減じており、救済が必要であると認められるため
減免割合	損害の程度ごとに規定
算出方法	減免の対象となる課税標準額に減免割合を乗じて得た額の合計に、減免申請書の提出日に応じた期別の割合及び税率を乗じて算出する。
根拠条文	条例第56条第1項第3号、施行規則第7条の2第3号

iv 特別減免

a 公衆浴場に関する都市計画税の減免

対象	金沢市公衆浴場法施行条例第2条第1号に規定する普通公衆浴場に係る土地で直接その業務の用に供するもの
減免理由	公衆浴場施設が公衆衛生上、地域住民にとって必要不可欠の施設であることや入浴料金が物価統制令によって抑えられていることに鑑みて減免することが適当であると認められるため
減免割合	3分の2
算出方法	減免の対象となる課税標準額に減免割合を乗じて得た額の合計に、減免申請書の提出日に応じた期別の割合及び税率を乗じて算出する。
根拠条文	条例第56条第1項第4号、施行規則第16条の2第2項

b その他の減免

対象	特別の事情のある者として、客観的に見て担税力を喪失した者、公益上の必要があると認められる固定資産、その他市長が特に必要性を認める固定資産
減免理由	特定の行政目的達成のためや、公益性のある事業の用に供される固定資産について、減免することが適当であると認められるため
減免割合	対象資産ごとに規定
算出方法	減免の対象となる課税標準額に減免割合を乗じて得た額の合計に、減免申請書の提出日に応じた期別の割合及び税率を乗じて算出する。
根拠条文	条例第56条第1項第4号、施行規則第7条の2第4号

ウ 減免実績

i 固定資産税

(単位：件又は千円)

年度	対象	土地		家屋		償却資産		合計	
		件数	減免額	件数	減免額	件数	減免額	件数	減免額
23	生活	67	691	68	1,209	0	—	85	1,900
	公益	325	27,865	334	23,385	4	11,715	587	62,965
	災害	0	—	20	428	0	—	20	428
	特別	186	25,589	142	40,881	11	3,768	318	70,238
	合計	578	54,145	564	65,903	15	15,483	1,010	135,531
24	生活	83	858	81	1,545	0	—	98	2,403
	公益	351	27,970	439	22,932	4	10,102	689	61,004
	災害	0	—	21	335	0	—	21	335
	特別	168	24,980	27	32,612	13	6,413	182	64,005
	合計	602	53,808	568	57,424	17	16,515	990	127,747

年度	対象	土地		家屋		償却資産		合計	
		件数	減免額	件数	減免額	件数	減免額	件数	減免額
25	生活	77	938	83	1,491	0	—	103	2,429
	公益	353	27,427	439	23,220	4	8,717	709	59,364
	災害	0	—	7	381	2	54	8	435
	特別	160	24,880	27	32,612	8	2,076	184	59,568
	合計	590	53,245	556	57,704	14	10,847	1,004	121,796
26	生活	86	1,129	98	1,813	0	—	121	2,942
	公益	354	27,409	440	23,673	3	7,716	709	58,798
	災害	0	—	9	177	0	—	9	177
	特別	152	25,949	28	32,723	8	3,471	176	62,143
	合計	592	54,487	575	58,386	11	11,187	1,015	124,060
27	生活	109	1,372	106	1,820	0	—	129	3,192
	公益	358	27,129	439	22,673	3	6,742	709	56,544
	災害	0	—	11	374	0	—	11	374
	特別	147	18,749	31	34,195	9	3,019	174	55,963
	合計	614	47,250	587	59,062	12	9,761	1,023	116,073

ii 都市計画税

(単位 : 件又は千円)

年度	対象	土地		家屋		合計	
		件数	減免額	件数	減免額	件数	減免額
23	生活	63	280	64	244	79	524
	公益	199	5,413	234	3,468	368	8,881
	災害	0	—	19	90	19	90
	特別	164	3,967	118	8,243	274	12,210
	合計	426	9,660	435	12,045	740	21,705
24	生活	78	329	72	318	93	647
	公益	219	5,335	323	3,325	462	8,660
	災害	0	—	16	61	16	61
	特別	172	4,000	23	6,796	183	10,796
	合計	469	9,664	434	10,500	754	20,164
25	生活	75	331	70	296	92	627
	公益	218	5,220	322	3,411	474	8,631
	災害	0	—	6	80	6	80
	特別	167	4,019	23	6,796	185	10,815
	合計	460	9,570	421	10,583	757	20,153

年度	対象	土地		家屋		合計	
		件数	減免額	件数	減免額	件数	減免額
26	生活	80	395	93	361	115	756
	公益	223	5,153	324	3,467	478	8,620
	災害	0	—	8	31	8	31
	特別	158	4,213	24	6,820	176	11,033
	合計	461	9,761	449	10,679	777	20,440
27	生活	99	474	98	360	118	834
	公益	222	5,096	322	3,330	475	8,426
	災害	0	—	11	80	11	80
	特別	158	3,659	27	7,136	178	10,795
	合計	479	9,229	458	10,906	782	20,135

エ 減免に係る事務処理の流れ

納税義務者から提出された減免申請書を受け付け、減免の要件を満たすか審査する。審査は、「固定資産税・都市計画税の減免に関する事務処理要領」に基づき行い、要件を満たした場合は、減免決定となり、申請者に対して減免決定通知書を送付する。

i 生活減免

毎年、生活支援課に、生活減免対象者の1月1日時点における生活扶助受給状況を照会しており、その結果を踏まえ、減免を適用している。

なお、これまで、施行規則第7条の2第1号イの規定に基づく「生活保護受給者と同程度の実情にあると認められる者」に対して、減免を適用した実績はない。

ii 公益減免

減免申請書の提出を受け、現地調査を実施した上で、減免を適用している。

現地調査においては、対象資産の写真を撮影し、図面や規約等の減免事由を証する書類を受け取る。

iii 災害減免

原則として減免申請書の提出を受け、現地調査を実施した上で、減免を適用している。

全焼の場合は、取り壊される前に状況を確認する必要があるため、申請前であっても早急に現地調査を行う。

iv 特別減免

減免申請書の提出を受け、現地調査を実施した上で、減免を適用している。

現地調査においては、対象資産の写真を撮影し、図面や規約等の減免事由を証する書類を受け取る。

オ 減免対象資産の状況調査

条例第 56 条第 2 項の規定に基づき、公益減免対象の固定資産については、前年度から状況に変化がない場合は減免申請が不要とされている。市では、当該継続制度を担保すべく、3か年で全ての減免対象資産の状況を確認している。外観から状況が明確に確認できない場合は、関係者立ち会いの下で現地調査を実施している。ただし、指定文化財のため、減免が適用されている場合については、3年に1度、文化財保護課に対して、指定状況の照会することとしている。

特別減免については、毎年減免申請が必要とされているが、公益減免と同様に、3か年で全ての減免対象資産の状況を確認することとしている。

⑤不服申立制度

固定資産の価格等に不服がある場合は、審査申出制度及び異議申立制度により、不服申立てをすることができる。

項目	審査申出制度	異議申立制度
根拠法令	地方税法第 432 条	地方税法第 19 条、行政不服審査法
内容	課税台帳に登録された価格について	固定資産税の賦課について（価格以外）
申出先	固定資産評価審査委員会（第三者機関）	市長
申出者	納税義務者	納税義務者（固定資産の賦課を受けた者）
申出期間	納税通知書の交付を受けた日の翌日から起算して 60 日以内	納税通知書の交付を受けた日の翌日から起算して 60 日以内

なお、行政不服審査法の改正により、平成 28 年 4 月 1 日から、異議申立制度は審査請求制度に統合され、不服申立期間が 60 日から 3か月以内に延長される等の変更があった。

また、過去 5 年間の申立件数等は、以下のとおりである。

（単位：件）

項目 年度	申立 件数	処理件数				
		却下	棄却	認容	取下げ	計
平成 23 年度	2	0	1	0	1	2
平成 24 年度	0	0	0	0	0	0
平成 25 年度	0	0	0	0	0	0
平成 26 年度	0	0	0	0	0	0
平成 27 年度	2	0	1	0	1	2

（注）各年度の申立件数の内容は、平成 23 年度は審査申出が 1 件と異議申立てが 1 件、平成 27 年度は 2 件とも異議申立てである。

(2) 監査手続

①固定資産税及び都市計画税の課税事務について、資産税課への質問及び関連資料の閲覧を行うことにより、概要を把握した。

②土地、家屋については、平成27年度の登記済通知書を無作為に数件抽出し、税総合オンラインシステムと突き合わせを行うことにより、また、償却資産については、平成27年度の償却資産申告書を無作為に数件抽出し、申告書に記載されている数値と関連書類との突き合わせを行い、システムに適切に入力されているか確認することにより、固定資産税及び都市計画税に係る課税事務の正確性について検証した。

償却資産については、その把握方法と申告内容の正確性についても併せて検証した。

③固定資産税及び都市計画税の非課税について、平成27年度の申告書を無作為に数件抽出し、非課税であることの妥当性を検証した。

④固定資産税及び都市計画税の減免について、無作為に数件抽出し、申請から承認までの手続が適正に行われているか検証した。

⑤固定資産税の更正について、更正事由が「所有者及び賦課に関するもの」、「評価計算に関するもの」、「現況地目に関するもの」から、無作為に数件抽出し、更正の原因を検証した。

⑥不服申立制度について、過去5年間の審査申出及び審査請求の資料を閲覧し、不服申立制度が適正に実施されているか検証した。

閲覧資料：市税概要、固定資産（土地）評価要領、固定資産（家屋）評価要領、固定資産（償却資産）評価要領、納税義務者配布用の償却資産の説明案内文書、償却資産（固定資産税）申告の手引き、登記済通知書、固定資産税・都市計画税の減免に関する事務処理要領、家屋事務マニュアル、非課税申告書、非課税認定の決裁伺書、減免申請書、特別減免利用状況調査票、調査復命書、復命書、異議申立書、審査申出書 等

(3) 監査結果

①課税事務の正確性について

平成27年度の登記済通知書から、土地40件、家屋20件を無作為に抽出し、その内容がシステムに適切に入力されているか確認した。また償却資産については、平成27年度の償却資産申告書を無作為に20件抽出し、申告書に記載されている数値と関連資料との突き合わせを行い、その内容がシステムに適切に入力されているか確認した。いずれの数値も一致しており、問題点は検出されなかった。

償却資産については、前述のとおり、所有者からの申告に基づき課税しており、所有者から適正な申告がなされる必要がある。そのため、市においては、ホームページやチラシ、償却資産（固定資産税）申告の手引きにより制度周知に努めている。

申告に際しては、減価償却明細書の写しの提出についても協力を呼びかけており、これによ

り申告された内容の照合確認をすることとしているが、減価償却明細書の写しが提出されている割合が少ない状況にあった。

また、新たな申告者を把握するために、金沢税務署資料の閲覧調査は行われているが、一部の中核市で行われている、税務署資料と市に提出された償却資産申告書の突き合わせ確認は行われていない。

減価償却明細書の写しの提出について、所有者の協力をより求めるほか、国への申告内容との突き合わせ確認など、他都市の取組も参考にした上で、より正確に対象資産を把握するための対策を検討する必要がある。

【意見】

減価償却明細書の写しの提出について、所有者の協力をより求めるほか、他都市の取組も参考にした上で、より正確に対象資産を把握するための対策を検討する必要がある。

②非課税について

平成27年度の非課税申告書から土地10件、家屋5件、償却資産5件を無作為に抽出したほか、非課税の用途確認のための実地調査報告書を無作為に5件抽出し、非課税であることの妥当性を確認したが、いずれも適正に処理されており、問題点は検出されなかった。

③減免について

平成27年度の減免実績から土地及び家屋30件、償却資産5件を無作為に抽出し、申請から承認までの関連資料を確認した。なお、土地及び家屋30件の内訳は、生活減免8件、公益減免15件、災害減免1件、特別減免6件であり、償却資産5件の内訳は、公益減免3件、特別減免2件であったが、いずれも適正に行われており、問題点は検出されなかった。

④更正について

更正は価格等の錯誤を正すものであるが、固定資産税は、市税全体の中で最も更正額が大きい。その原因は、償却資産の申告漏れなど、所有者の誤りによるものや、配分等の時期的な要因で必然的に更正するもの等があるが、一方で市の事務処理が原因となる可能性もある。

課税事務には慎重さが求められることから、適正に事務を行った上の更正であったかを検証するため、過去5年間の更正事案から、更正事由が「所有者及び賦課に関するもの」、「評価計算に関するもの」、「現況地目に関するもの」を重点的に調査することとした。

「所有者及び賦課に関するもの」については5件、「評価計算に関するもの」については13件、「現況地目に関するもの」については4件を無作為に抽出し、関係資料を閲覧した結果、以下のとおり、市の事務処理が原因と考えられる事案が数件見受けられた。

概要	監査結果
【所有者及び賦課に関するもの】 前年度中に売買され、所有権移転登記も済んでいたにもかかわらず、前所有者に納税通知書が届いたもの。	事務処理が原因の更正である。

概要	監査結果
<p>【評価計算に関するもの（土地）】</p> <p>隣接地で家屋の建替えが行われ、当該土地も含めて2筆同一評価された結果、小規模住宅用地の課税標準の特例（6分の1）が正確に適用されず、一般住宅用地の課税標準の特例（3分の1）が適用されて税額が高額となったもの。</p>	<p>当該土地及び隣接地は所有者も別であり、コンクリート壁で区分もされており、どのような経緯で2筆同一評価がなされたのか不明である。</p>
<p>【評価計算に関するもの（家屋）】</p> <p>所有者から、近隣家屋と比較し、評価額が高額である旨の申出があったため、調査を行ったところ、錯誤が判明したもの。</p>	<p>当該家屋は昭和49年に建築され、一旦非課税となった後、昭和62年から再度、課税対象となった。</p> <p>その際、昭和49年建築の家屋として昭和48年基準により評価すべきところ、昭和47年以前に建築された建物として評価したため、昭和45年基準から昭和48年基準における再建築費評点補正率（この間の建築物価上昇分）を乗算することとなり、再建築費評点数に誤りが生じ、近隣建物との評価額に差が生じたものである。</p>
<p>【評価計算に関するもの（家屋）】</p> <p>家屋の外部にあたる箇所を部屋として評価したため、評価額に錯誤が生じたもの。</p>	<p>現地調査の際に、当該箇所が家屋外部であることを確認していたが、図面への記入を失念していたため、部屋として評価したものである。</p>
<p>【現況地目に関するもの（土地）】</p> <p>宅地として評価されていた土地が、所有者からの申告によって調査した結果、畠であることが判明し、価格を修正したもの。</p>	<p>宅地に隣接する田について、現地調査した時点で擁壁が築造中であったことから、農地転用が確実に見込まれる土地（介在田）と判断されたが、農地転用の申請はされず、田から畠への変更であったことが判明した。</p> <p>聞き取り調査や農地転用の申請書類の確認が適切に行われていれば、過誤を防ぐことができたと考えられる。</p>

概要	監査結果
<p>【現況地目に関するもの（土地）】 現況地目が宅地となっていたが、畠に修正したもの。</p>	<p>1筆の土地を分筆した後、一方の土地には住宅を建築し、もう一方の土地は畠とするために整地をしていたが、両方とも宅地として認定したものである。 畠の方は農地転用の申請がなされておらず、所有者への聞き取り調査や農地転用の申請書類の確認が適切に行われていれば、過誤を防ぐことができたと考えられる。</p>
<p>【現況地目に関するもの（土地）】 現況地目が畠となっているが、所有者の親族からの情報により、宅地であることが判明したもの。</p>	<p>かなり古くから宅地として利用されていたと思われるが、どのような経緯で畠とされたか不明である。</p>

原因が不明のものもあるが、確認作業を行うことにより、更正を未然に防ぐことができたと考えられる事案も見受けられた。今後、同様の事案が発生しないよう、原因を十分に究明するとともに、課内研修等により情報共有を図るなど、改めて正確かつ慎重な事務を徹底し、再発防止に努める必要がある。

【意見】

更正となった原因を十分に究明するとともに、課内研修等により情報共有を図るなど、改めて正確かつ慎重な事務を徹底し、再発防止に努める必要がある。

⑤不服申立て制度について

過去5年間に不服申立てがあった全4件の申立てから処理に至るまでの関連資料を確認したが、いずれも適正に行われており、問題点は検出されなかった。

4 軽自動車税

(1) 概要

①軽自動車税の概要

軽自動車税とは、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車（以下「軽自動車等」という。）を所有している者に対して課税するものである。

ア 納税義務者（地方税法第442条の2、条例第66条）

4月1日現在、市内に主たる定置場のある軽自動車等を所有している者

イ 税率（地方税法第444条、条例第68条）

車種区分		平成27年度の税率 (円)
原動機付自転車	総排気量 50cc 以下	1,000
	総排気量 50cc 超 90cc 以下	1,200
	総排気量 90cc 超 125cc 以下	1,600
	ミニカー	2,500
軽自動車	2輪（総排気量 125cc 超 250cc 以下）	2,400
	2輪（被けん引車）	2,400
	自動車検査証の初度検査年月が平成27年3月までの場合	
	3輪	3,100
	4輪乗用	営業用 5,500
		自家用 7,200
	4輪貨物用	営業用 3,000
		自家用 4,000
	自動車検査証の初度検査年月が平成27年4月以降の場合	
	3輪	3,900
小型特殊自動車	4輪乗用	営業用 6,900
		自家用 10,800
	4輪貨物用	営業用 3,800
		自家用 5,000
2輪の小型自動車	農耕作業用	1,600
	その他	4,700
2輪の小型自動車	総排気量 250cc を超えるもの	4,000

なお、平成28年度から、3輪以上の軽自動車の一部を除いて税率が引き上げられている。

ウ 非課税及び課税免除（地方税法第443条、条例第66条の2及び第67条）

国、国立大学法人、都道府県、市町村、地方独立行政法人等のほか、日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち直接その本来の事業の用に供する救急用のもの等は、地方税法により、

軽自動車税が非課税とされている。

また、商品であって使用しないものや、私立学校で専ら生徒の教育練習の用に供するものは、条例により、軽自動車税が課税免除とされている。

エ 申告（地方税法第447条、条例第71条）

軽自動車等を取得した者は15日以内に、軽自動車等を所有しなくなった者は30日以内に、その旨を市に申告しなければならない。

具体的には、原動機付自転車及び小型特殊自動車については、市に直接申告し、軽自動車と2輪の小型自動車については、それぞれのナンバープレート（車両番号標）の交付窓口である北陸信越運輸局石川運輸支局や軽自動車検査協会石川事務所に併設されている一般社団法人石川県自動車会議所に申告し、同会議所が市に申告書を送付することとなる。

オ 徴収等（地方税法第445条及び第446条、条例第69条及び第70条の2）

普通徴収の方法によって、納期は5月10日から同月31日までとされている。

②過去5年間の決算の状況

(単位：千円)

年度	調定額			収入額			不納欠損額			還付 未済額	収入未済額		
	現年課税分	滞納繰越分	計	現年課税分	滞納繰越分	計	現年課税分	滞納繰越分	計		現年課税分	滞納繰越分	計
平成23年度	679,054	64,401	743,455	658,875	11,398	670,273	58	7,790	7,848	136	20,257	45,213	65,470
平成24年度	695,507	62,425	757,932	677,484	10,996	688,480	38	7,358	7,396	202	18,187	44,071	62,258
平成25年度	718,784	61,851	780,635	700,491	12,032	712,523	18	7,393	7,411	168	18,443	42,426	60,869
平成26年度	743,641	60,633	804,274	727,072	12,141	739,213	30	7,085	7,115	202	16,741	41,407	58,148
平成27年度	765,675	56,198	821,873	750,397	12,385	762,782	15	7,042	7,057	180	15,443	36,771	52,214

現年課税分調定額の内訳

(単位：台又は千円)

区分	年度	平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
		課税台数	調定額								
原動機付自転車	50cc以下	16,090	16,090	15,372	15,372	14,637	14,637	13,948	13,948	13,192	13,192
	90cc以下	1,157	1,388	1,086	1,303	1,058	1,269	1,000	1,200	931	1,117
	125cc以下	1,225	1,960	1,351	2,162	1,463	2,341	1,557	2,491	1,672	2,675
	ミニカー	181	453	178	445	176	440	184	460	181	453
	小計	18,653	19,891	17,987	19,282	17,334	18,687	16,689	18,099	15,976	17,437
軽自動車	2輪(250cc以下)	3,696	8,870	3,628	8,707	3,605	8,652	3,563	8,551	3,557	8,537
	2輪(被けん引車)	356	854	351	842	357	857	351	842	357	857
	3輪	17	53	17	53	16	50	13	40	13	40
	4輪	乗用	14	77	14	77	13	71	15	83	12
		自家用	74,926	539,467	77,336	556,819	80,764	581,501	84,347	607,299	87,717
		貨物	816	2,448	836	2,508	819	2,457	780	2,340	765
		自家用	21,093	84,372	20,986	83,944	20,682	82,728	20,586	82,344	20,102
	小計	100,918	636,141	103,168	652,950	106,256	676,316	109,655	701,499	112,523	723,793
自小型車特 殊	農耕作業用	346	554	356	570	362	579	367	587	378	605
	その他	1,257	5,908	1,293	6,077	1,345	6,322	1,382	6,496	1,452	6,824
	小計	1,603	6,462	1,649	6,647	1,707	6,901	1,749	7,083	1,830	7,429
	2輪小型自動車(250cc超)	4,140	16,560	4,157	16,628	4,220	16,880	4,240	16,960	4,254	17,016
合計			125,314	679,054	126,961	695,507	129,517	718,784	132,333	743,641	134,583
納稅義務者数(人)			96,535		97,606		99,436		101,250		102,758

③課税事務の流れ

納稅義務者等からの申告に基づき、所有者の住所や氏名、軽自動車等の種別、車名、車台番号、総排気量、登録年月日等の情報を把握し、システムに入力する。

毎年、賦課期日である4月1日現在の所有者に対して、軽自動車税の賦課決定を行い、当該納稅義務者に対して5月上旬に納稅通知書を発送する。

④減免制度

軽自動車税は、条例第72条の2及び第72条の3並びに施行規則第8条の2において、減免制度が規定されており、減免を受けようとする者は、納期限の5日前までに減免申請書を提出しなければならない。なお、平成28年度から、減免の申請期限は納期限までとなっている。

ア 減免の概要

区分	対象	減免額
公益減免	公益のため直接専用するものと認める軽自動車等	
身体障害者等減免	身体障害者又は精神障害者（以下「身体障害者等」という。）が所有する軽自動車等で、身体障害者等、身体障害者等のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等のために当該身体障害者等を常時介護する者が運転するもののうち、市長が必要があると認めるもの（1台に限る。）	全額
構造減免	その構造が専ら身体障害者等の利用に供するためのものである軽自動車等	

イ 減免実績

（単位：件又は円）

年度	項目	減免事由			
		公益減免	身体障害者等減免	構造減免	合計
平成23年度	減免件数	21	742	81	844
	減免額	122,400	4,908,400	570,000	5,600,800
平成24年度	減免件数	26	806	100	932
	減免額	145,600	4,448,800	1,621,000	6,215,400
平成25年度	減免件数	30	846	106	982
	減免額	174,400	5,660,600	746,600	6,581,600
平成26年度	減免件数	31	940	115	1,086
	減免額	181,600	6,325,400	804,200	7,311,200
平成27年度	減免件数	35	1,001	130	1,166
	減免額	210,400	6,814,400	913,500	7,938,300

ウ 減免に係る事務の流れ

納税義務者から提出された減免申請書を受け付け、減免の要件を満たすか審査する。要件を満たした場合は、減免決定となり、申請者に対して減免決定通知書を送付する。

(2) 監査手続

①軽自動車税の課税事務について、税務課への質問及び関連資料の閲覧を行うことにより、概要を把握した。

②納税義務者の特定が適正に行われ、申告された内容がシステムに適正に入力されているか確認することにより、軽自動車税に係る課税事務の正確性について検証した。

③軽自動車税の減免について、平成27年度に新規で申請のあったものから無作為に数件抽出し、申請から承認までの手續が適正に行われているか検証した。

④市の窓口で交付及び回収されるナンバープレート（標識）の管理が適正に行われているか検証した。

閲覧資料：市税概要、軽自動車税申告書兼標識交付申請書、軽自動車税廃車申告書兼標識返納書、減免申請書、減免対象表、軽自動車税申告書（報告書）、軽自動車税減免決定一覧表、障害者等異動者リスト、減免確認作業報告書、公示送達リスト、決裁伺書 等

(3) 監査結果

①課税事務の正確性について

原動機付自転車、軽自動車及び2輪の小型自動車については、新たに購入した場合など所有した時点で所有者や販売者等から確実に申告がなされ、納税義務者が適正に特定できる体制が整っており、また、申告内容もシステムに適切に入力されており、問題点は検出されなかった。

しかし、農耕トラクターやコンバイン、フォークリフト等の小型特殊自動車については、所有した時点で申告が必要であるにもかかわらず、遅れて申告がなされた事例が見受けられた。これは、公道を走行する必要が生じたため、申告に来たものであり、公道の走行予定がない場合は申告が不要という誤った認識をしていたことによるものであったが、そもそも公道の走行有無にかかわらず、所有した時点で申告が必要という制度の周知が十分になされていなかったために生じた事案と言える。

まずは、農業協同組合等の小型特殊自動車の販売店等に協力を依頼し、販売時における購入者への説明を徹底するほか、ホームページやポスター等でも申告の必要性を十分に周知する必要がある。

【意見】

小型特殊自動車に係る申告については、販売店等に協力を依頼し、販売時における購入者への説明を徹底するほか、ホームページ等においても申告の必要性を十分に周知する必要がある。

②減免について

平成 27 年度に新たに減免されたものから、無作為に 26 件（公益減免 2 件、身体障害者等減免 20 件、構造減免 4 件）を抽出し、申請から承認までの関連資料を確認したが、いずれも適正に処理されており、問題点は検出されなかった。

しかし、より効率的かつ正確な事務を徹底するため、以下の点について検討する必要がある。

近年の減免実績を確認したところ、身体障害者等減免の件数が突出しているが、この区分により、既に減免を受けている者が継続して減免を受けようとする場合は、申請事項に変更がない限り、毎年度の申請は不要とされている。

市では当該継続制度を担保すべく、毎年 1 月に、当年度の対象者情報を管理している軽自動車税減免決定一覧表と、障害の内容や等級等の変更履歴を管理している障害者等異動者リストとを照合し、当年度の対象者が次年度も引き続き減免対象となるかを確認しており、減免対象外となる者に対しては、減免非該当の通知をしている。

システムには、身体障害者等減免、公益減免及び構造減免の 3 区分の情報は登録しているが、障害の内容や等級等の情報は登録していないため、毎年、次年度の一覧表を作成する際、1 年前に障害の内容や等級の情報を手書きして作成した軽自動車税減免決定一覧表の内容を、次年度用の一覧表に、全て転記することから作業を始めている。

身体障害者等減免の件数は毎年増加傾向にあることから、転記作業も約 800 件とかなり膨大であり、転記誤りや転記漏れが生じるリスクも大きくなっている。仮に、誤った情報を転記した場合は、入念な確認作業を行わない限り、以降の課税及び徴収に誤りが生じる恐れがあるため、効率性及び正確性の観点から、システムでの一括処理やデータ化を検討する必要がある。

【意見】

軽自動車税に係る身体障害者等減免の継続審査については、効率性及び正確性の観点から、システムでの一括処理やデータ化を検討する必要がある。

③ナンバープレートの管理について

軽自動車等のうち、原動機付自転車及び小型特殊自動車を購入、廃棄、譲渡した場合や、所有者が転入及び転出した場合は、市の窓口で申告を行う必要があり、この際にナンバープレートの交付や回収が行われる。

交付前のナンバープレートの一部は施錠保管されているものの、一部はデスク横の段ボール箱で保管されており、回収済みのナンバープレートも受付カウンター内で保管されていた。また、交付前のナンバープレート、回収したナンバープレートを管理するための台帳も作成されていなかった。

交付前のナンバープレートについては、連番であることから、事後的に紛失や盗難が確認される可能性はあるが、回収したナンバープレートについては、その台帳がないことから、紛失や盗難に気付くのは困難な状況にある。

紛失や盗難のリスクを防ぐためにも、ナンバープレートの取扱いに関する方針を明確に定めるほか、管理台帳を作成すべきである。

また、回収時にはナンバープレートに穴を開け、再利用ができないようにした上で、施錠可

能な保管場所で管理し、回収したナンバープレートを処分業者に売却する際も、引き渡すナンバープレートの一覧を渡すなど、不正に利用されないよう厳重な管理を徹底する必要がある。

【意見】

ナンバープレートの紛失や盗難、不正利用等を防止するため、交付及び回収に係る取扱方針を明確に定めるほか、管理台帳を作成するなど、厳重な管理を徹底する必要がある。

5 市たばこ税

(1) 概要

①市たばこ税の概要

市たばこ税とは、製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸販売業者が市内の小売販売業者に製造たばこを売り渡した場合に課税するものである。

なお、たばこの製造及び流通には、市たばこ税のほか、地方税法第74条の規定に基づく道府県たばこ税（以下「県たばこ税」という。）、たばこ税法等に基づく国税であるたばこ税（以下「国たばこ税」という。）も課税されている。

ア 納税義務者（地方税法第465条、条例第74条）

製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸販売業者

イ 税率（地方税法第468条、条例第77条）

区分	平成27年度の税率
紙巻たばこ	1,000本につき 5,262円
旧3級品の紙巻たばこ	1,000本につき 2,495円

紙巻たばことは、パイプたばこ、葉巻たばこ及び刻みたばこの喫煙用の製造たばこのほか、かみ用の製造たばこ、かぎ用の製造たばこのことである。

旧3級品の紙巻たばことは、専売納付金制度下において3級品とされていた、わかば、しんせい、エコー、ゴールデンバット、バイオレット及びうるまの6銘柄のことである。

なお、平成27年度における市たばこ税、県たばこ税及び国たばこ税の全体は以下のとおりである。

区分	たばこ 1,000本につき	
	紙巻たばこ	旧3級品の紙巻たばこ
市たばこ税	5,262円	2,495円
県たばこ税	860円	411円
国たばこ税	6,122円	2,906円
計	12,244円	5,812円

また、旧3級品の紙巻たばこに係る市たばこ税については、平成28年度より、以下のとおり段階的に税率が改正されている。

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
1,000本につき	2,495円	2,925円	3,355円	4,000円	5,262円

ウ 申告（地方税法第473条、条例第80条）

納税義務者は、毎月1か月分の売渡し本数の合計数及びこれに係る税額を記載した申告書を翌月末までに市に提出しなければならない。

二 徴収等（地方税法第472条、条例第79条）

申告納付の方法によって、徵収する。

②過去5年間の決算の状況

(単位：千円)

項目 年度	調定額			収入額			不納欠損額			収入未済額		
	現年課税分	滞納繰越分	計	現年課税分	滞納繰越分	計	現年課税分	滞納繰越分	計	現年課税分	滞納繰越分	計
平成23年度	3,548,183	27	3,548,210	3,547,906	10	3,547,916	-	-	-	277	17	294
平成24年度	3,491,333	293	3,491,626	3,491,333	293	3,491,626	-	-	-	-	-	-
平成25年度	3,798,927	-	3,798,927	3,798,927	-	3,798,927	-	-	-	-	-	-
平成26年度	3,679,170	-	3,679,170	3,679,170	-	3,679,170	-	-	-	-	-	-
平成27年度	3,600,329	-	3,600,329	3,600,329	-	3,600,329	-	-	-	-	-	-

現年課税分調定額の内訳

(単位：人、千本、千円)

項目 年度	納稅義務者数	紙巻たばこ		旧3級品の紙巻たばこ		合計	
		売渡し本数	調定額	売渡し本数	調定額	売渡し本数	調定額
平成23年度	9	758,919	3,503,874	20,233	44,309	779,152	3,548,183
平成24年度	8	745,144	3,441,074	22,949	50,259	768,093	3,491,333
平成25年度	8	717,840	3,738,752	24,353	60,175	742,193	3,798,927
平成26年度	9	687,253	3,616,323	25,189	62,847	712,442	3,679,170
平成27年度	10	672,272	3,537,498	25,183	62,831	697,455	3,600,329

③課税事務の流れ

市は、申告された内容が正確かどうか、石川県から提供されるたばこ税市町村別事業者別売渡本数明細表との突き合わせにより確認している。

なお、国たばこ税と県たばこ税も同じ課税客体であることから、市たばこ税の売渡し本数についての実態調査は行ってはいない。

(2) 監査手続

①市たばこ税の課税事務について、税務課への質問及び関連資料の閲覧を行うことにより、概要を把握した。

②平成27年度分の申告書と石川県から提供されるたばこ税市町村別事業者別売渡本数明細表を照合することにより、課税事務の正確性を検証した。

閲覧資料：市税概要、市町村たばこ税の申告書、課税申告書一覧、たばこ税市町村別事業者別売渡本数明細表 等

(3) 監査結果

①課税事務の正確性について

金沢市における平成27年度の市たばこ税の納稅義務者は10人であり、それら全ての申告書と石川県から提供されるたばこ税市町村別事業者別売渡本数明細表が一致しているか確認したが、突合すべき数値は、全て一致しており、問題点は検出されなかった。

また、市では、これらの確認のほか、納税義務者ごとに前月比及び前年同月比の比較を行い、大きな増減がないかの確認を行っており、申告内容の正確性を客観的な視点でも検証していると言える。

6 入湯税

(1) 概要

①入湯税の概要

入湯税とは、鉱泉浴場の入湯客に対して課税するものであり、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興に要する費用に充てるために設けられた目的税である。

ア 納税義務者（地方税法第701条、条例第117条）

鉱泉浴場の入湯客

イ 税率（地方税法第701条の2、条例第117条の3）

区分	税率
宿泊の場合	1泊につき 150円
日帰りの場合	1回につき 100円

ウ 課税免除（条例第117条の2、施行規則第14条の2）

以下の者には、入湯税が課税されないこととされている。

- i 年齢12歳未満の者
- ii 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者
- iii 学校（学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く。）をいう。）の行事として行われる修学旅行等で教職員が引率して行われるものに参加する児童、生徒又は学生
- iv 日帰りの入湯に係る料金の額が1,000円以下（消費税及び地方消費税の額を除いた金額）の鉱泉浴場に日帰りで入湯する者

エ 申告（地方税法第701条の4、条例第117条の5）

鉱泉浴場の経営者等は、毎月15日までに、前月1日から同月末日までに徴収すべき入湯税に係る課税標準額、税額その他必要な事項を記載した納入申告書を市に提出しなければならない。

オ 徴収等（地方税法第701条の3及び第701条の4、条例第117条の4及び第117条の5）

入湯税は、特別徴収の方法によって徴収する。鉱泉浴場の経営者は特別徴収義務者として指定され、入湯客から入湯税を徴収しなければならない。

②過去5年間の決算の状況

(単位：千円)

項目 年度	調定額			収入額			不納欠損額			還付 未済額	収入未済額		
	現年課税分	滞納繰越分	計	現年課税分	滞納繰越分	計	現年課税分	滞納繰越分	計		現年課税分	滞納繰越分	計
平成23年度	25,935	5,207	31,142	24,286	3,715	28,001	-	-	-	-	1,649	1,492	3,141
平成24年度	26,979	3,140	30,119	24,918	2,930	27,848	-	-	-	3	2,064	210	2,274
平成25年度	27,413	2,275	29,688	25,359	1,927	27,286	-	-	-	-	2,054	348	2,402
平成26年度	26,683	2,402	29,085	26,683	2,402	29,085	-	-	-	-	-	-	-
平成27年度	31,676	-	31,676	31,676	-	31,676	-	-	-	-	-	-	-

現年課税分調定額の内訳

(単位：人又は千円)

項目 年度	特別徴収 義務者数	宿泊		日帰り		合計	
		宿泊客数	調定額	日帰り客数	調定額	入湯客数	調定額
平成23年度	17	147,267	22,090	38,445	3,845	185,712	25,935
平成24年度	18	156,288	23,443	35,362	3,536	191,650	26,979
平成25年度	18	158,837	23,826	35,874	3,587	194,711	27,413
平成26年度	18	155,608	23,341	33,419	3,342	189,027	26,683
平成27年度	17	191,151	28,672	30,037	3,004	221,188	31,676

③課税事務の流れ

入湯税の特別徴収義務者である公衆浴場の経営者等から、毎月提出される納入申告書に基づき、日々の入湯客数、入湯税額等の内容を精査した上で、賦課決定を行う。

(2) 監査手続

①入湯税の課税事務について、税務課への質問及び関連資料の閲覧を行うことにより、概要を把握した。

②特別徴収義務者が、入湯客数を正確に把握した上で、申告しているか検証した。

③特別徴収義務者を正確に把握しているか検証した。

閲覧資料：市税概要、入湯税納入申告書、入湯税納入明細書、入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告書、入湯税申告一覧、入湯税の取扱いのお知らせ 等

(3) 監査結果

①入湯客数の把握について

入湯税は、特別徴収義務者からの入湯客数及び徴収額の申告により納付されるが、申告書には、日ごとの入湯客数及び税額等が記載されている。

この申告制度を担保すべく、条例第117条の8においては、特別徴収義務者に対して、毎日の入湯客数、入湯料金及び入湯税額を記載した帳簿の作成と1年間の保存義務を課している。

しかし、市では実際に申告された内容と帳簿の突き合わせを行っておらず、帳簿が正しく作成されているか確認するための実地調査も行っていない。

まずは、特別徴収義務者に対する実地調査を行い、入湯税に係る帳簿に記載された入湯客数、入湯料金及び入湯税額と、売上記録等が記載された会計帳簿との突き合わせにより、申告内容の正確性を検証する必要がある。

【意見】

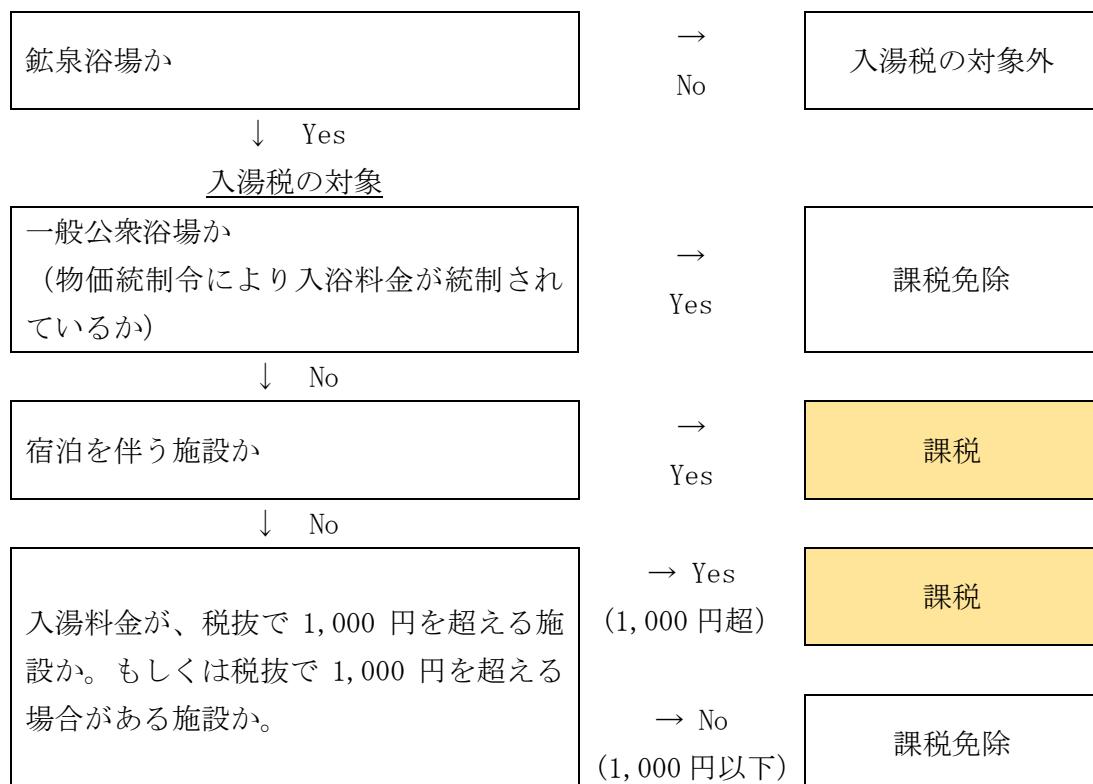
特別徴収義務者に対する実地調査を行い、入湯税に係る帳簿と、会計帳簿との突き合わせにより、申告内容の正確性を検証する必要がある。

②特別徴収義務者の把握について

入湯税は、特別徴収の方法により徴収されることから、特別徴収義務者が正確に把握されている必要がある。

入湯税の対象となる鉱泉浴場を経営しようとする者は、市に経営申請書を提出しなければならないが、市ではこの他にも、鉱泉浴場経営者から保健所に別途提出される温泉利用許可書の確認、新聞広告やホームページなどにより、特別徴収義務者の把握に努めている。

特別徴収義務者からの月々の徴収記録として作成されている申告書一覧を閲覧したところ、鉱泉浴場経営者Aが記載されていたにもかかわらず、同様の業態であるBの記載がなかったため、入湯税の対象施設がどのように判断されるか、その基準を確認した。



Bが経営する鉱泉浴場は、一般公衆浴場ではなく、宿泊施設も所有しておらず、また、入湯料金が税抜で1,000円以下であったことから、課税免除と判断されていた。

しかし、Bは、開業後、宿泊施設を新たに設置していたため、詳細に調査したところ、宿泊施設の設置に伴い、課税対象となることが判明したほか、料金体系の面からも、開業当初から一部課税対象となる可能性があることが判明した。

宿泊施設の設置に関しては、頻繁に行われることではないが、料金体系の変更は、社会経済情勢の変化等に伴い、今後、他の施設でも発生する可能性があると考えられる。

市は、毎年3月上旬に、特別徴収義務者に対して、制度内容を文書にて周知しているが、十分に制度が理解されておらず、また、市としても、その状況を把握していなかったと言わざるを得ない。

今回の事例を踏まえ、改めて、特別徴収義務者その他鉱泉浴場の経営者に対して制度を分かりやすく丁寧に周知するとともに、実態調査を適宜実施するなど、申告漏れを防ぐための対策を講じる必要がある。

【意見】

特別徴収義務者等に対して、分かりやすく丁寧に制度を周知するとともに、実態調査を適宜実施するなど、申告漏れを防ぐための対策を講じる必要がある。

7 事業所税

(1) 概要

①事業所税の概要

事業所税とは、市内の事務所や事業所において事業を行う法人等に対して課税するものであり、事業所床面積に課税する資産割と、従業者給与総額に課税する従業者割がある。

事業所税は、人口や企業が過度に都市部に集中することによって発生する交通問題や公害問題、ごみ処理の問題など、いわゆる都市問題の解決を図り、都市環境の整備及び改善に必要な費用に充てるために設けられた目的税であり、人口 30 万人以上の都市等が課税団体となっている。

ア 納税義務者（地方税法第 701 条の 32、条例第 117 条の 10）

市内の事務所又は事業所において事業を行う法人又は個人

イ 税率（地方税法第 701 条の 42、条例第 117 条の 15）

区分	税率
資産割	事業所床面積 1 m ² につき 600 円
従業者割	従業者給与総額の 0.25%

なお、資産割については、法人の場合は事業年度終了の日現在、個人の場合は 12 月 31 日現在における事業所床面積が課税標準となり、従業者割については、法人の場合は事業年度中に、個人の場合は 1 月 1 日から 12 月 31 日までに支払われた従業者給与総額が課税標準となる。

また、地方税法第 701 条の 43 及び条例第 117 条の 16 の規定に基づき、資産割は事業所床面積が 1,000 m²以下の場合、従業者割は従業者数が 100 人以下の場合、課税されない。

ウ 非課税（地方税法第 701 条の 34）

事業所税の非課税の対象となるのは、以下のとおり全 40 種類あり、地方税法で規定されている。

区分	No.	対 象	適用の有無	
			資産割	従業者割
国等	1	国及び公共法人	有	有
	2	公益法人等	有	有
都市施設	3	教育文化施設	有	有
	4	と畜場	有	有
	5	死亡獣畜取扱場	有	有
	6	水道施設	有	有
	7	一般廃棄物処理施設	有	有
	8	病院・診療所等	有	有

区分	No.	対象	適用の有無	
			資産割	従業者割
都市施設	9	保護施設	有	有
	10	小規模保育事業用施設	有	有
	11	児童福祉施設	有	有
	12	認定こども園	有	有
	13	老人福祉施設	有	有
	14	障害者支援施設	有	有
	15	社会福祉事業用施設	有	有
	16	地域包括支援センター	有	有
	17	家庭的保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業用施設	有	有
	18	卸売市場等	有	有
	19	熱供給事業用施設	有	有
	20	電気事業用施設	有	有
	21	ガス事業用施設	有	有
	22	鉄道事業用施設	有	有
	23	一般貨物自動車運送事業等施設	有	有
農林漁業関連	24	自動車ターミナル用施設	有	有
	25	国際路線航空事業用施設	有	有
	26	特定事業者の電気事業用施設	有	有
	27	一般信書便事業の用に供する施設	有	有
	28	郵便事業用施設	有	有
	29	路外駐車場	有	有
	30	原動機付自転車等駐車場	有	有
	31	高速道路事業用施設	有	有
	32	農林漁業生産施設	有	有
	33	農業協同組合等共同利用施設	有	有
	34	農業倉庫	有	有
中小企業関連	35	経営基盤強化事業用施設	有	有
	36	中小企業高度化事業用施設	有	有
その他	37	公衆浴場	有	有
	38	勤労者の福利厚生施設	有	有
	39	消防用設備等及び防災施設等	有	—
	40	港湾運送事業用施設	—	有

エ 申告（地方税法第701条の46及び第701条の47、条例第117条の18）

納稅義務者が法人の場合、事業年度終了の日から2か月を経過した日の前日までに申告しなければならない。個人の場合は、各個人に係る課税標準の算定期間の属する年の翌年3月

15日までに申告しなければならない。

なお、免税点以下の場合であっても、課税標準の算定期間の末日において事業所床面積が800m²超又は従業者数が80人超の場合は、申告する必要がある。

オ 徴収等（地方税法第701条の46及び第701条の47、条例第117条の18）

申告納付の方法によって、徴収する。

②過去5年間の決算の状況

(単位：千円)

項目 年度	調定額			収入額			不納欠損額			還付 未済額	収入未済額		
	現年課税分	滞納繰越分	計	現年課税分	滞納繰越分	計	現年課税分	滞納繰越分	計		現年課税分	滞納繰越分	計
平成23年度	2,401,998	59,108	2,461,106	2,378,583	16,099	2,394,682	-	9,149	9,149	238	23,653	33,860	57,513
平成24年度	2,447,294	57,514	2,504,808	2,430,152	16,590	2,446,742	-	2,255	2,255	15	17,157	38,669	55,826
平成25年度	2,413,075	55,825	2,468,900	2,396,773	16,623	2,413,396	-	1,951	1,951	122	16,424	37,251	53,675
平成26年度	2,450,627	53,675	2,504,302	2,442,082	17,678	2,459,760	-	7,302	7,302	-	8,545	28,695	37,240
平成27年度	2,498,553	37,240	2,535,793	2,491,539	7,727	2,499,266	-	785	785	15	7,029	28,728	35,757

現年課税分調定額の内訳

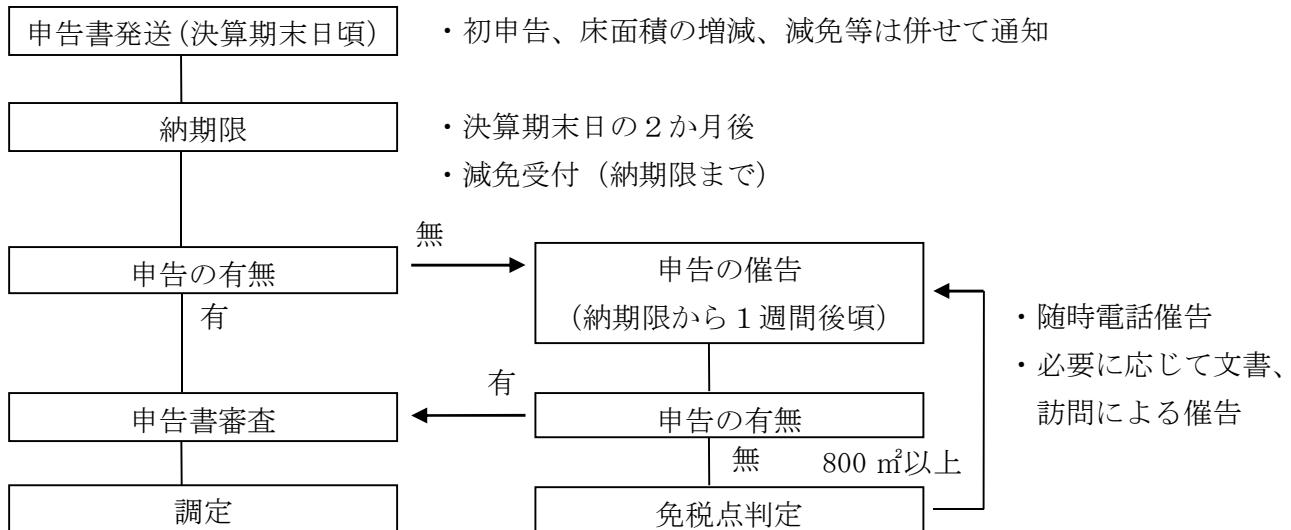
(単位：件、千m²、千円)

項目 年度	資産割				従業者割				合計	
	件数	事業所 床面積	課税標準	調定額	件数	給与総額	課税標準	調定額	件数	調定額
平成23年度	1,054	4,527	3,420	2,046,931	184	164,741,072	142,028,641	355,067	1,238	2,401,998
平成24年度	1,034	4,636	3,479	2,087,159	194	168,978,202	144,056,140	360,135	1,228	2,447,294
平成25年度	1,033	4,613	3,444	2,065,704	189	160,363,190	139,233,096	347,371	1,222	2,413,075
平成26年度	1,035	4,663	3,500	2,099,704	186	161,922,634	140,371,057	350,923	1,221	2,450,627
平成27年度	1,042	4,763	3,556	2,131,608	181	169,352,525	146,780,056	366,945	1,223	2,498,553

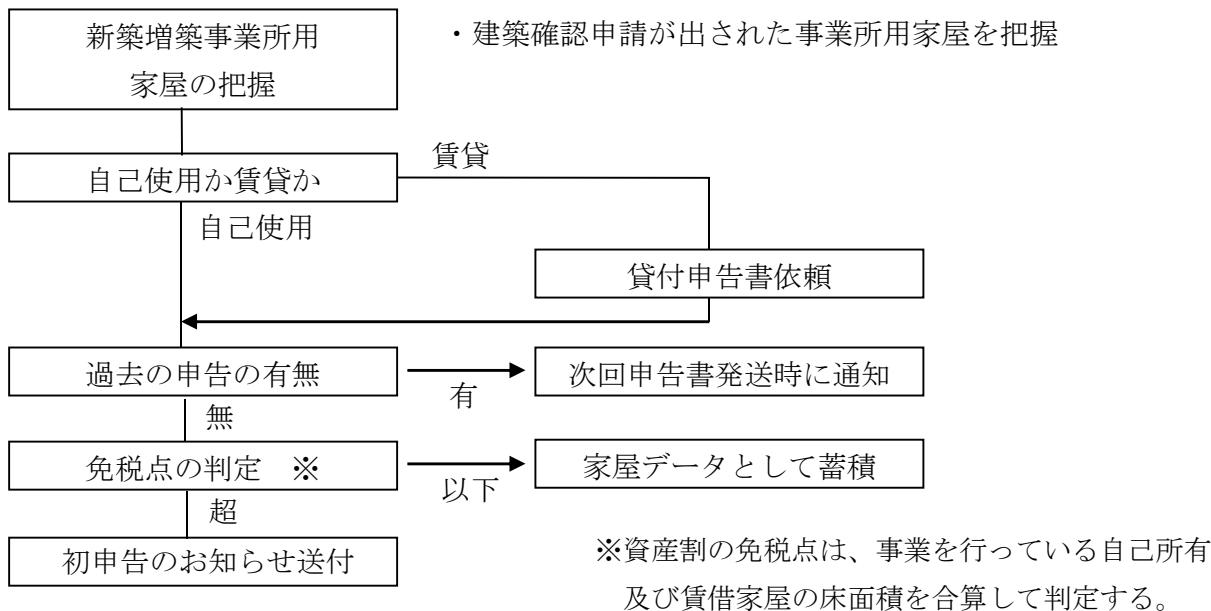
③課税事務の流れ

法人等により事業年度が異なることから、事業所税の課税事務は月単位を基本としており、その概要は以下のとおりである。

ア 例月事務処理



イ 建築確認申請の確認



また、課税客体を確実に把握するため、毎年、固定資産税の家屋名寄せから、事業所用家屋を800m²以上所有している者を抽出し、事業所税の申告の有無を確認している。

④減免制度

事業所税は、条例第117条の21及び施行規則第15条の3において、減免制度が規定されており、減免を受けようとする者は、納期限までに減免申請書を提出しなければならない。

ア 減免の概要

減免の対象となる施設等	減免事由	減免額
災害により著しい被害を受けた事業所用家屋	災害免除	市長が必要があると認める額
学術文化の振興等に寄与するものと認められる施設	指定自動車教習所	資産割及び従業者割の2分の1の額
	学生の旅行の用に供される施設	資産割及び従業者割に、学校利用割合に2分の1を乗じて得た割合を乗じた額
中小企業対策等の産業振興政策上特に配慮の必要があると認められる施設	卸売業に係る酒類保管倉庫	資産割の2分の1の額
	タクシーの台数が250台以下であるもの	資産割及び従業者割の全額
	中小企業近代化資金等助成法融資施設	資産割及び従業者割の全額
	産業振興資金融資条例に基づく融資施設	資産割及び従業者割の3分の2の額
	市分譲工業団地内(中小企業)	資産割及び従業者割の3分の2の額
	市分譲工業団地内(大企業)	資産割及び従業者割の2分の1の額
	繊維製品・原材料保管施設	資産割及び従業者割の2分の1の額
	農林漁業協同組合・連合会の共同利用施設	資産割及び従業者割の全額
	統合前に免税点以下であった農協組合施設	資産割の全額
	生鮮2品(生鮮魚介類・野菜)の販売店舗	資産割の2分の1の額

減免の対象となる施設等	減免事由	減免額
中小企業対策等の産業振興政策上特に配慮の必要があると認められる施設	果実飲料又は炭酸飲料の保管倉庫	資産割の2分の1の額
	倉庫業者の営業倉庫で3万m ² 未満のもの	資産割及び従業者割の全額
	金沢テクノパーク内の施設(中小企業)	資産割及び従業者割の3分の2の額
	金沢テクノパーク内の施設(大企業)	資産割及び従業者割の2分の1の額
事業の目的及び営業の形態上特別の配慮を必要とするもの	ビル清掃業	従業者割の全額
	古紙保管施設	資産割の2分の1の額
	製紙業者の古紙又はパルプの保管施設	資産割の2分の1の額
	家具保管施設	資産割の2分の1の額
	家具販売店舗	資産割の4分の1の額
	漬物製造施設	資産割の4分の3の額
市長が特に減免の必要があると認める施設	都市計画区域外の施設	資産割及び従業者割の2分の1の額
	市長が特に必要あると認める施設	市長が必要あると認める額

イ 減免実績

(単位: 件又は円)

項目 年度		施設分類					
		災害家屋	学術文化 振興	産業振興	特別配慮	市長特認	合計
23 年 度	減免件数	0	3	74	16	6	99
	減免額	—	677,367	48,248,327	4,982,667	4,487,025	58,395,386
24 年 度	減免件数	0	3	70	16	7	96
	減免額	—	681,787	38,306,581	5,142,063	5,345,373	49,475,804
25 年 度	減免件数	0	3	71	16	9	99
	減免額	—	676,811	39,938,351	5,153,935	7,803,081	53,572,178
26 年 度	減免件数	0	3	71	15	7	96
	減免額	—	686,002	39,436,714	5,219,165	5,345,373	50,687,254
27 年 度	減免件数	0	3	70	15	9	97
	減免額	—	631,268	38,268,919	5,878,873	5,992,743	50,771,803

ウ 減免に係る事務の流れ

納税義務者から提出された減免申請書を受け付け、減免の要件を満たすか審査する。要件を満たした場合は、減免決定となり、申請者に対して減免決定通知書を送付する。

⑤課税標準の特例制度

事業所税の減免制度は、地方税法第701条の57の規定に基づき、条例及び施行規則において、その対象者等を市が定めるものであるが、課税標準の特例制度は、地方税法第701条の41の規定に基づき、事業所税の一部を免除する制度であり、その概要は以下のとおりである。

区分	No.	対象	免除割合	
			資産割	従業員割
組合等	1	協同組合等	1／2	1／2
都市施設	2	各種学校等	1／2	1／2
	3	産業廃棄物収集運搬事業用施設等	3／4	1／2
	4	港湾施設のうち一定のもの	1／2	1／2
	5	タクシー事業用施設	1／2	1／2
	6	公共飛行場設置施設	1／2	1／2
	7	流通業務地区内の貨物積卸施設等	1／2	1／2
広大な面積を要する者	8	家畜市場	3／4	—
	9	生鮮食料品価格安定用施設	3／4	—
	10	醸造業の製造用施設	3／4	—
	11	木材市場、木材保管施設	3／4	—
	12	ホテル・旅館営業用施設	1／2	—
	13	港湾施設の上屋・倉庫	3／4	1／2
	14	外国貿易用コンテナー貨物荷さばき用施設	1／2	—
	15	港湾運送事業用上屋	1／2	—
	16	倉庫業者の営業用倉庫	3／4	—
	17	流通業務地区内の倉庫業者の営業用倉庫	3／4	1／2
その他	18	公害防止施設	3／4	—
	19	特定信書便事業の用に供する施設	1／2	1／2
	20	心身障害者多数雇用事業	1／2	—
	21	特定農産加工業者等の経営改善措置用等施設	1／4	—

(注) 特定農産加工業者等の経営改善措置用等施設については、平成30年3月31日以前の終了事業年度までと適用年限が定められている。

⑥未申告法人等への対応

市民税課では、事業所税賦課処理索引簿を作成し、対象者の全体を管理しており、未申告法人に対しては、隨時電話催告を行っているほか、必要に応じて文書や訪問による催告を行っている。

事業所の新設、増築及び異動の把握については、主として建築確認申請の情報を利用しており、その他にも法人市民税異動届、保健所営業許可の情報も活用している。また、参考情報として、経済誌や新聞広告も活用し、情報把握に努めている。

(2) 監査手続

- ①事業所税の課税事務について、市民税課への質問及び関連資料の閲覧を行うことにより、概要を把握した。
- ②事業所税申告書を無作為に数件抽出し、申告書に記載されている数値と関連書類との突き合わせを行うことにより、事業所税に係る課税事務の正確性について検証した。
- ③事業所税の減免について、無作為に数件抽出し、申請から承認までの手続が適正に行われているか検証した。
- ④課税標準の特例について、無作為に数件抽出し、特例の適用が適正に行われているか検証した。
- ⑤事業所税の非課税について、無作為に数件抽出し、非課税であることの妥当性を検証した。
- ⑥未申告法人等への対応が適切に行われているか検証した。

閲覧資料：市税概要、事業所税申告の手引、事業所税申告書、事業所税賦課処理索引簿、貸付申告書、法人建屋図面、法人異動届、事業所税減免申請書、事業所税課税標準の特例明細書、事業所税非課税明細書 等

(3) 監査結果

①課税事務の正確性について

事業所税申告書から、10件を無作為に抽出し、計算調べ、申告書各様式間の整合性、記載内容の正確性を確認した。数値の合理性が判断できないものについては、初申告時の添付資料等との突き合わせを行うことにより確認したが、いずれの数値も一致しており、問題点は検出されなかった。

②減免について

平成27年度の減免実績から、4件を無作為に抽出し、申請から承認までの関連資料を確認したが、いずれも適正に行われており、問題点は検出されなかった。

③課税標準の特例について

平成27年度において、課税標準の特例を適用した実績から、4件を無作為に抽出し、特例の適用が適正に行われているか確認したが、いずれも適正に処理されており、問題点は検出されなかった。

④非課税について

平成27年度において、非課税とされた実績から、4件を無作為に抽出し、非課税であることの妥当性を検証した。

No.	対象	適用対象	根拠 (地方税法)	非課税明細書の提出
1	一般貨物自動車運送事業等施設	資産割、従業者割	第701条の34 第3項第21号	有
2	農業協同組合等共同利用施設	資産割、従業者割	第701条の34 第3項第12号	有
3	病院・診療所等	資産割、従業者割	第701条の34 第3項第9号	—
4	老人福祉施設	資産割、従業者割	第701条の34 第3項第10号の5	—

No. 1 及び No. 2 については、非課税明細書が提出され、非課税であることが確実に把握できており、問題点は検出されなかった。

しかし、No. 3 及び No. 4 については、対象が民間団体であるが、病院又は老人福祉施設以外の施設及び人員をほとんど所有しておらず、事業所税の非課税対象となることが確実であると判断し、非課税明細書の提出を受けていなかった。

公立病院又は社会福祉法人である場合は、団体として非課税となるため、非課税明細書の提出は不要と考えられるが、対象者が民間団体である場合は、事業所税の申告の際に、非課税明細書の提出を必要に応じて求め、非課税の対象であることを慎重に判断する必要がある。

【意見】

民間団体に対する事業所税の非課税適用については、非課税明細書などの提出を必要に応じて求め、慎重に判断する必要がある。

⑤未申告法人等への対応について

市民税課では、申告義務者となる可能性がある者のリストである事業所税賦課処理索引簿を作成しており、当該索引簿で全体を管理している。前述のとおり、索引簿の作成に当たっては、建築確認申請や法人市民税異動届の確認など、多様な手法により、網羅的な情報把握に努めている。

申告があった者については、索引簿の所定欄に申告書受理日が押印されており、過年度資料から変更情報がないなど、申告不要と判断できる者については、同欄に斜線が引かれていた。

免税点以下であるが申告が必要な者 327 件のうち、申告書が提出されていない者は 17 件であり、同欄が空欄になっていた。そのうち 5 件を抽出し、過年度の情報等を確認したところ、全て免税点以下であることが確認できた。

申告書を提出しなければならない対象ではあるが、税額が発生しないため、市民税課としてはこれ以上の追求は行っていないとのことであった。申告の義務があるにもかかわらず未申告である者は、全体の 1 割未満とごく少数であるが、条例においては、課税の有無にかかわらず、一定規模以上の事業所に申告書の提出を義務付けていることから、長年にわたって未申告が続いている者に対しては、重点的に訪問し、その必要性を周知することにより、申告を促す必要

がある。

【意見】

事業所税の申告義務があるにもかかわらず、長年にわたり未申告である者に対しては、重点的に訪問し、その必要性を周知することにより、申告を促す必要がある。

8 収納事務（滞納整理事務を除く）

(1) 概要

①収納事務の概要

収納事務とは、納税の通知又は申告の受付以降、完納に至るまでの一連の事務のことであるが、督促や催告、滞納処分等の滞納整理事務については、後述するため、本項では、納付方法、延滞金及び還付金について記載する。

②調定額、収入額及び収入率の過去5年間の推移

景気の変動や固定資産の評価替え等に伴い、各年度で調定額及び収入額は変動するが、市税全体の収入率は、以下のとおり、近年増加傾向にある。

(単位：千円又は%)

区分	平成23年度			平成24年度			平成25年度		
	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率
個人市民税	26,597,753	24,122,862	90.7	27,654,378	25,312,087	91.5	27,952,074	25,718,148	92.0
現年課税分	24,186,481	23,741,117	98.2	25,370,637	24,905,518	98.2	25,726,405	25,281,167	98.3
滞納繰越分	2,411,272	381,745	15.8	2,283,741	406,569	17.8	2,225,669	436,981	19.6
法人市民税	8,910,573	8,826,760	99.1	9,233,945	9,143,531	99.0	9,491,605	9,423,685	99.3
現年課税分	8,800,562	8,806,604	100.1	9,127,248	9,120,368	99.9	9,376,358	9,392,002	100.2
滞納繰越分	110,011	20,156	18.3	106,697	23,163	21.7	115,247	31,683	27.5
固定資産税	34,120,597	31,327,115	91.8	32,298,468	29,578,933	91.6	32,183,163	29,714,406	92.3
現年課税分	31,585,057	30,820,496	97.6	29,610,260	28,975,287	97.9	29,646,529	29,130,559	98.3
滞納繰越分	2,535,540	506,619	20.0	2,688,208	603,646	22.5	2,536,634	583,847	23.0
軽自動車税	743,455	670,273	90.2	757,932	688,480	90.8	780,635	712,523	91.3
現年課税分	679,054	658,875	97.0	695,507	677,484	97.4	718,784	700,491	97.5
滞納繰越分	64,401	11,398	17.7	62,425	10,996	17.6	61,851	12,032	19.5
市たばこ税	3,548,210	3,547,916	100.0	3,491,626	3,491,626	100.0	3,798,927	3,798,927	100.0
現年課税分	3,548,183	3,547,906	100.0	3,491,333	3,491,333	100.0	3,798,927	3,798,927	100.0
滞納繰越分	27	10	37.0	293	293	100.0	-	-	-
入湯税	31,142	28,001	89.9	30,119	27,848	92.5	29,688	27,286	91.9
現年課税分	25,935	24,286	93.6	26,979	24,918	92.4	27,413	25,359	92.5
滞納繰越分	5,207	3,715	71.4	3,140	2,930	93.3	2,275	1,927	84.7
事業所税	2,461,106	2,394,682	97.3	2,504,808	2,446,742	97.7	2,468,900	2,413,396	97.8
現年課税分	2,401,998	2,378,583	99.0	2,447,294	2,430,152	99.3	2,413,075	2,396,773	99.3
滞納繰越分	59,108	16,099	27.2	57,514	16,590	28.9	55,825	16,623	29.8
都市計画税	6,980,395	6,399,687	91.7	6,583,233	6,019,497	91.4	6,545,578	6,035,174	92.2
現年課税分	6,451,684	6,294,047	97.6	6,024,469	5,894,025	97.8	6,019,945	5,914,191	98.2
滞納繰越分	528,711	105,640	20.0	558,764	125,472	22.5	525,633	120,983	23.0
合計	83,393,231	77,317,296	92.7	82,554,509	76,708,744	92.9	83,250,570	77,843,545	93.5
現年課税分	77,678,954	76,271,914	98.2	76,793,727	75,519,085	98.3	77,727,436	76,639,469	98.6
滞納繰越分	5,714,277	1,045,382	18.3	5,760,782	1,189,659	20.7	5,523,134	1,204,076	21.8

(注) 1. 収入額には、還付未済額を含む。

2. 平成23年度及び平成24年度ともに、特別土地保有税滞納繰越分の調定額138千円を除く。

(単位：千円又は%)

年度 区分	平成26年度			平成27年度		
	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率
個人市民税	28,209,874	26,172,251	92.8	28,518,827	26,619,662	93.3
現年課税分	26,120,066	25,732,613	98.5	26,592,949	26,191,319	98.5
滞納繰越分	2,089,808	439,638	21.0	1,925,878	428,343	22.2
法人市民税	10,328,394	10,255,265	99.3	9,944,652	9,867,303	99.2
現年課税分	10,230,857	10,228,555	100.0	9,825,286	9,848,347	100.2
滞納繰越分	97,537	26,710	27.4	119,366	18,956	15.9
固定資産税	32,134,135	29,878,197	93.0	31,670,831	29,737,344	93.9
現年課税分	29,750,289	29,332,444	98.6	29,597,974	29,249,804	98.8
滞納繰越分	2,383,846	545,753	22.9	2,072,857	487,540	23.5
軽自動車税	804,274	739,213	91.9	821,873	762,782	92.8
現年課税分	743,641	727,072	97.8	765,675	750,397	98.0
滞納繰越分	60,633	12,141	20.0	56,198	12,385	22.0
市たばこ税	3,679,170	3,679,170	100.0	3,600,329	3,600,329	100.0
現年課税分	3,679,170	3,679,170	100.0	3,600,329	3,600,329	100.0
滞納繰越分	-	-	-	-	-	-
入湯税	29,085	29,085	100.0	31,676	31,676	100.0
現年課税分	26,683	26,683	100.0	31,676	31,676	100.0
滞納繰越分	2,402	2,402	100.0	-	-	-
事業所税	2,504,302	2,459,760	98.2	2,535,793	2,499,266	98.6
現年課税分	2,450,627	2,442,082	99.7	2,498,553	2,491,539	99.7
滞納繰越分	53,675	17,678	32.9	37,240	7,727	20.8
都市計画税	6,533,361	6,067,773	92.9	6,447,718	6,049,145	93.8
現年課税分	6,040,590	5,954,959	98.6	6,020,026	5,948,551	98.8
滞納繰越分	492,771	112,814	22.9	427,692	100,594	23.5
合計	84,222,595	79,280,714	94.1	83,571,699	79,167,507	94.7
現年課税分	79,041,923	78,123,578	98.8	78,932,468	78,111,962	99.0
滞納繰越分	5,180,672	1,157,136	22.3	4,639,231	1,055,545	22.8

(注) 収入額には、還付未済額を含む。

③ 収納事務の流れ

納税者の納付方法は、税目により異なるが、納付があった場合は、それぞれ消込を行う。
 納期限までに納付がない場合は、督促及び催告を行い、それでも納付がなされない場合は、財産調査、差押え等を行うこととなる。

④ 納付方法

納付方法は、市の窓口での納付、金融機関での納付、郵便局での納付、コンビニエンスストア（以下「コンビニ」という。）での納付、口座振替による納付、納税協力会への納付によるものがある。

ア 各種納付方法

i 市の窓口での納付

市役所本庁舎の税務課窓口で納付する方法である。なお、市内に 14 箇所ある市民センターでは納付することはできない。

本庁舎の場合は、庁舎内に指定金融機関があるため、金融機関の営業時間内の場合は金融機関窓口で、営業時間外の場合は税務課窓口でそれぞれ納付を受け付ける。不正防止等

の観点から現金の受領及び金額の確認は、2人体制で行っている。

納税者には現金と引換えに領収証書を交付し、受領した現金は職員が業務終了後に領収証書とともに金融機関の夜間金庫に預け入れ、翌日、市所定の口座に入金される。

領収した職員は、復命書を作成し、翌日、入金処理後に戻ってくる領収証書と併せて、係長と課長補佐の確認を受けている。

また、領収証書の控えには通し番号を付し、毎日、課長補佐の確認を受けている。

ii 金融機関での納付

市から送付された納付書により、納税者が金融機関で納付する方法で、指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関（以下「指定金融機関等」という。）にて納付ができる。

納付した金融機関から、各金融機関の取りまとめ店を通じて指定金融機関に領収済通知書が送付され、市所定の口座に送金される。

iii 郵便局での納付

市から送付された納付書により、納税者が郵便局で納付する方法である。市は、指定金融機関等での納付が困難な納税者に対してのみ、納付書を送付している。

納付した郵便局から、ゆうちょ銀行金沢貯金事務センターに送金され、市に払込取扱票の写しが送付される。税務課では、その写しにより納付を確認する。その後、指定金融機関に小切手を振り出し、取立てを依頼することにより、市所定の口座に入金される。

iv コンビニでの納付

市から送付された納付書により、納税者がコンビニで納付する方法である。

各コンビニ店からコンビニ本部を通じて収納代行業者に支払データと収納金が送金され、収納代行業者から市所定の口座に送金される。

支払データは収納代行業者から市に提出され、市では提供されたデータを電算処理し、納付の確認を行う。

コンビニでの納付は平成24年度から導入され、現在、軽自動車税、固定資産税及び都市計画税、個人市県民税（普通徴収）の納付が可能である。

v 口座振替による納付

納税者から口座振替依頼書の提出を受ける。

税務課において、口座振替依頼書の記入漏れや押印漏れの確認を行った後、金融機関に口座振替依頼を行う。納税者には、税務課から口座振替開始の通知を行い、その後の納付は、口座振替日に口座から自動引き落としされることとなる。

vi 納税協力会への納付

納税協力会とは、金沢市納税奨励規程に基づき、納税資金の貯蓄を図り、市税を納期限までに納付するため、一定地域又は職域内若しくは同一業種の納税者で組織され、納税思想の啓発及び納税成績の向上を図るために設けられた組織であり、個人市県民税（普通徴

收)、固定資産税及び都市計画税の納付手続を行っている。

納税協力会は会員の各税金を取りまとめ、金融機関窓口で納付する。

納税協力会での取扱いは納期内納付に限定され、滞納者に対しては、市職員が督促や催告等の滞納整理事務を行うことになる。

納税協力会には、以下の算定基準に基づき、取扱件数に応じた納税奨励金（⑦①の合算額）が支払われる。

⑦納期ごとの納付に係る事務費相当額（以下のいずれか）

- ・全会員の納付書を納税協力会に一括送付 @300 円 × 納期内納付件数
- ・各会員に納付書を個別送付 @50 円 × 納期内納付件数

①納税協力会の運営に係る事務費相当額

納付件数	奨励金額
40 件～199 件	30,000 円
200 件～299 件	50,000 円
300 件～399 件	70,000 円
400 件～499 件	90,000 円
500 件～599 件	110,000 円
600 件～699 件	130,000 円
700 件～799 件	150,000 円
800 件～899 件	170,000 円
900 件～999 件	190,000 円
1,000 件以上	210,000 円

このほか、納税協力会が新設される場合は、新設に係る事務費相当額として、20,000 円が加算される。

イ 納付方法別の利用状況

過去5年間の納付方法別の利用状況は、以下のとおりである。

納付方法別の利用状況(現年課税分 4月1日～3月31日収入分)

区分 税目 年度	全体	納付書								口座振替			
		金融機関		郵便局		コンビニ							
		件数 (件)	金額 (千円)	利用率 (件数) (%)	利用率 (金額) (%)	利用率 (件数) (%)	利用率 (金額) (%)	利用率 (件数) (%)	利用率 (金額) (%)				
個人 市県民税 (普通徴収)	23年度	192,776	9,245,504	66.6	59.7	1.3	1.3	-	-	32.1	39.0		
	24年度	195,242	9,742,445	66.8	60.3	1.3	1.3	-	-	31.9	38.4		
	25年度	193,686	9,991,854	44.3	46.6	0.9	0.8	22.4	12.0	32.4	40.5		
	26年度	191,386	10,338,845	40.6	43.4	1.1	0.8	25.7	13.5	32.6	42.3		
	27年度	185,846	10,141,980	36.5	42.5	0.5	0.6	29.7	15.3	33.2	41.7		
固定資産税 及び 都市計画税	23年度	481,826	36,619,441	45.6	58.0	1.3	1.4	-	-	53.1	40.6		
	24年度	487,053	34,356,024	44.6	56.9	1.3	1.3	-	-	54.1	41.9		
	25年度	484,371	34,555,274	34.7	52.7	0.9	0.9	8.5	3.4	55.9	43.1		
	26年度	481,980	34,776,360	30.9	50.6	0.8	0.8	10.7	4.3	57.5	44.3		
	27年度	488,527	34,748,348	29.0	48.8	0.7	0.7	12.5	5.0	57.8	45.5		
軽自動車税	23年度	120,023	656,923	79.2	79.4	2.1	1.6	-	-	18.7	19.0		
	24年度	122,265	675,794	51.9	51.3	0.2	0.2	28.3	28.7	19.6	19.8		
	25年度	124,855	698,868	46.7	46.0	0.2	0.2	33.0	33.5	20.1	20.3		
	26年度	128,159	725,489	42.8	41.9	0.2	0.2	36.6	37.4	20.3	20.5		
	27年度	130,841	749,212	40.3	39.4	0.1	0.0	39.6	40.4	20.1	20.2		
合計	23年度	794,625	46,521,868	55.8	58.6	1.4	1.4	-	-	42.8	40.0		
	24年度	804,560	44,774,263	51.1	57.5	1.1	1.3	4.3	0.4	43.5	40.8		
	25年度	802,912	45,245,996	38.9	51.3	0.8	0.9	15.6	5.7	44.7	42.1		
	26年度	801,525	45,840,694	35.1	48.9	0.8	0.8	18.5	6.9	45.6	43.5		
	27年度	805,214	45,639,540	32.6	47.3	0.5	0.7	20.9	7.8	46.0	44.2		

コンビニ納付は、平成24年度に軽自動車税、平成25年度に個人市県民税（普通徴収）、固定資産税及び都市計画税に導入

⑤延滞金について

延滞金とは、本来の納期限までに納付されなかった場合に、その遅延した税額に対し、納期限の翌日から納付日までの日数に応じて課されるものである。

ア 延滞金の根拠と割合

各税目の延滞金に係る根拠条文と割合は、以下のとおりである。

税目	根拠条文
個人市民税	地方税法第 326 条
法人市民税	地方税法第 326 条
固定資産税	地方税法第 369 条
軽自動車税	地方税法第 455 条
市たばこ税	地方税法第 482 条
入湯税	地方税法第 701 条の 11
事業所税	地方税法第 701 条の 60
都市計画税	地方税法第 702 条の 8

期間	納期限の翌日から 1 か月を経過するまでの期間	納期限の翌日から 1 か月を経過した日から納付の日までの期間
平成 22 年 1 月 1 日 ～平成 25 年 12 月 31 日	4. 3%	14. 6%
平成 26 年 1 月 1 日 ～平成 26 年 12 月 31 日	2. 9%	9. 2%
平成 27 年 1 月 1 日 ～平成 28 年 12 月 31 日	2. 8%	9. 1%

なお、延滞金は、1,000 円未満の場合は全額が切り捨てられるため、納期限を過ぎて納付した場合でも、実質的に延滞金が発生しない場合もある。

イ 延滞金収入額の推移

過去 5 年間における延滞金収入額の推移は、以下のとおりである。

なお、税目ごとの内訳は把握されていない。

(単位：件又は千円)

平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度	
件数	金額								
23, 451	112, 952	24, 525	129, 858	25, 755	156, 895	25, 062	144, 499	27, 967	183, 300

ウ 延滞金の減免

延滞金の減免は、施行規則第6条の2に規定されており、以下の事由に該当する場合は、納付することができないと認められる金額を限度として、延滞金を減免することができる正されている。

納税者又は特別徴収義務者（以下「納税者等」という。）がその財産につき、震災、風水害、火災その他の災害又は盗難により多額の損失を受けた場合
納税者等又はこれらの者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷し、多額の医療費を支払った場合
納税者等がその事業を廃止し、又は休止した場合で、やむを得ない理由があると認められるとき
納税者等がその事業につき著しい損失を受けた場合で、やむを得ない理由があると認められるとき
納税者が生活保護法の規定による保護を受けている者である場合又はこれと同程度の実情にあると認められる者である場合
納税者等が破産法の規定により破産手続開始の決定を受けた場合で、やむを得ない理由があると認められるとき
納税者等の相続人が、限定承認又は相続の放棄をし、相続財産の管理人が選任された場合で、配当原資がないと認められるとき
納税者等が民事再生法の規定により再生手続開始の決定を受けた場合又は会社更生法の規定により更生手続開始の決定を受けた場合で、やむを得ない理由があると認められるとき
納税者等が死亡し、又は身体の拘束を受けたため、滞納となった場合
納税者等が納税の告知があったことを知ることができない正当な理由がある場合で、やむを得ないと認められるとき
市長が特に必要があると認める場合

また、過去5年間における延滞金の減免実績は、以下のとおりである。

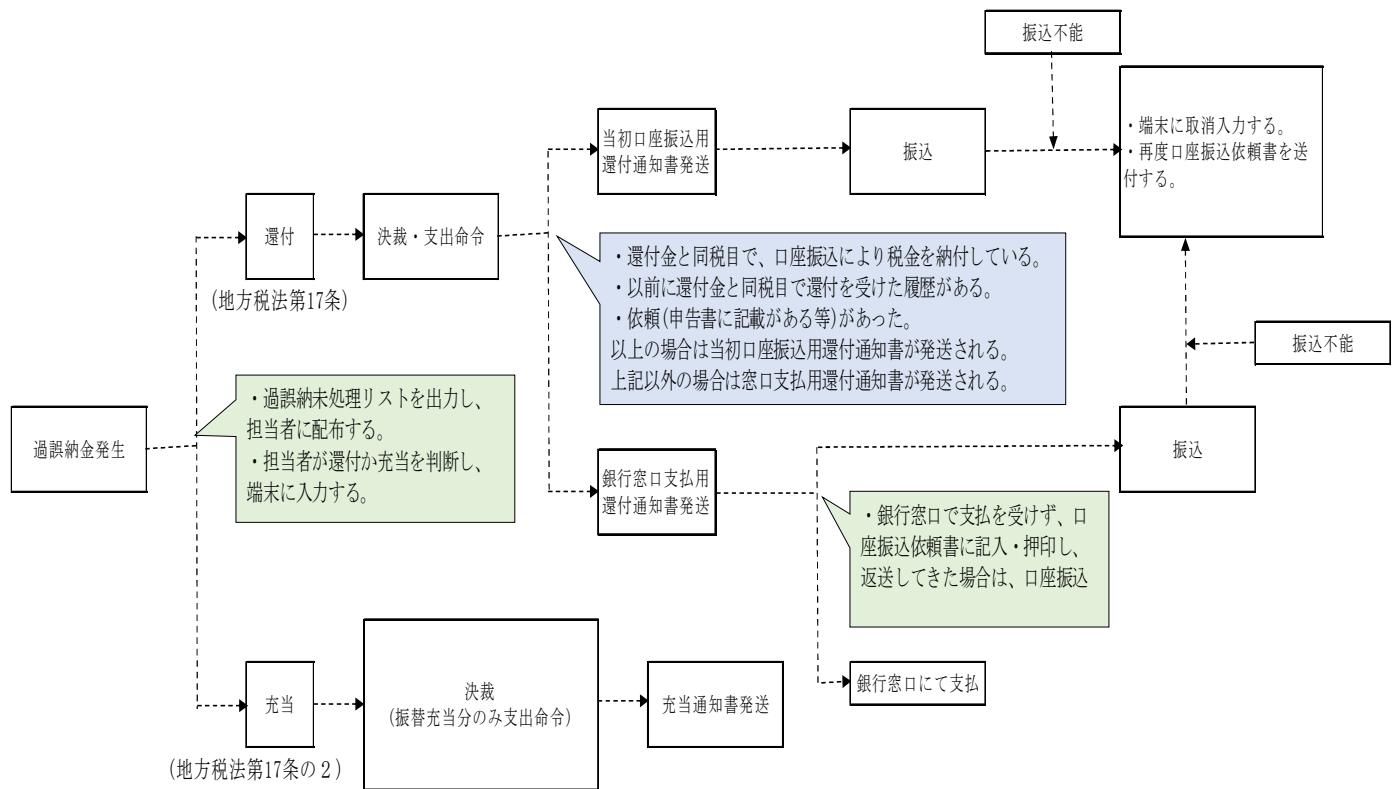
(単位：件又は千円)

年度	個人市県民税		法人市民税		固定資産税 都市計画税		軽自動車税		市たばこ税		事業所税		計	
	件数	減免額	件数	減免額	件数	減免額	件数	減免額	件数	減免額	件数	減免額	件数	減免額
23	154	1,380	0	—	161	1,889	1	2	0	—	0	—	316	3,271
24	152	2,148	5	26	264	9,482	21	48	1	49	11	960	454	12,713
25	167	3,614	1	214	304	10,036	6	23	0	—	1	631	479	14,518
26	249	4,057	2	6	124	565	11	18	0	—	0	—	386	4,646
27	95	1,193	0	—	214	6,983	8	27	0	—	0	—	317	8,203

(注) 入湯税は減免の実績がない。

⑥還付金について

減額更正や納税申告により確定した税額を超えて納付がなされた場合等の過誤納分は、遅滞なく還付することとなるが、納税者に滞納があれば、滞納分に充当することとなる。還付手続の概要は、以下のとおりである。



過去5年間の還付金の件数及び金額の推移は、以下のとおりである。

(単位：件又は千円)

年度 税目	平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	件数	金額								
個人市民税	8,714	124,157	9,090	136,278	10,602	145,377	10,303	151,252	11,929	155,727
法人市民税	1,658	342,342	1,731	297,899	1,975	286,592	1,864	244,924	2,180	324,130
固定資産税	881	42,613	1,077	44,756	1,041	41,258	867	52,810	961	57,103
都市計画税										
軽自動車税	261	1,278	335	1,628	254	1,247	239	1,230	438	2,267
その他	70	13,394	70	12,050	70	19,802	51	9,444	67	13,597
配当割・株式 譲渡所得割	1,319	15,345	1,368	15,432	1,430	14,806	2,136	50,011	2,028	50,468
延滞金	136	681	153	1,713	137	984	146	494	131	491
小計	13,039	539,810	13,824	509,756	15,509	510,066	15,606	510,165	17,734	603,783
還付加算金	1,105	11,260	1,277	15,360	1,285	9,443	941	6,507	648	4,016
合計	14,144	551,070	15,101	525,116	16,794	519,509	16,547	516,672	18,382	607,799

- (注) 1. 嶓入還付（当年度峓入より支出する還付）と峓出還付（当年度峓出予算より支出する還付）の合計である。
2. 配当割・株式譲渡所得割は、上場株式等の配当や譲渡益等に対して課税された個人県民税を、市が納税者に還付するものである。
3. 還付加算金は、納め過ぎた税の納付日の翌日等から還付金の支払決定までの日数に応じて、加算される金額である。

(2) 監査手続

①収納事務について、税務課への質問及び関連資料の閲覧を行うことにより、概要を把握した。

②納付方法ごとに、必要な手続が正確かつ適正に、また効果的に行われているか検証した。

③延滞金の減免について、無作為に数件抽出し、申請から承認までの手続が適正に行われているか検証した。

④還付事務について、還付を行うための手続が適切に行われているか検証した。

閲覧資料：領収証書、復命書、口座振替依頼書、収入管理班業務マニュアル、延滞金の減免申請書、金沢市延滞金減免事務処理の手引き、還付に関する決裁伺書、確定申告書、決算書 等

(3) 監査結果

①納付方法について

市の窓口、金融機関、郵便局及びコンビニでの納付、口座振替による納付、納税協力会への納付など、納付方法ごとに収納に係る一連の書類を確認したが、いずれも正確かつ適正に処理されており、問題点は検出されなかった。

ただし、納税協力会への納付件数に応じて、市から納税協力会に交付されている納税奨励金については、以下のとおり検討が必要である。

納税協力会は、個人市県民税（普通徴収）、固定資産税及び都市計画税の納付手続を行っており、過去から市税の収納に大きく貢献してきた。しかし、近年、コンビニでの納付など、納税者にとって利便性の高い納付方法が導入され、納税環境が向上してきたことに伴い、以下のとおり会員数及び取扱税額とも減少している。今後も、その傾向が続くと見込まれることから、制度の見直しを検討する必要があると言える。

項目	年度	平成 18 年度	平成 21 年度	平成 24 年度	平成 27 年度	対平成 18 年度比
協力会数(団体)		334	292	275	250	△84
協力会員数(人)		16,370	13,818	11,323	10,729	△5,641
協力会取扱税額(千円)①	①	5,145,766	4,558,602	3,771,939	3,333,996	△1,811,770
納期内納付額(千円) ②	②	35,557,626	34,667,754	32,582,346	36,623,195	1,065,569
①/②		14.5%	13.1%	11.6%	9.1%	—
納税奨励金交付額(千円)		20,524	16,853	13,738	11,332	△9,192

また、納税奨励金については、平成 27 年度の事務事業市民行政評価においても議論されており、「会員数が減少していることや、納期内納付率が 100%に達していない協力会が多いなど、制度の効果が薄れているほか、コンビニ収納など納税環境が向上していることから、納税意識の一層の啓発に取り組むとともに、収入率の向上策を検討する中で、廃止を含め制度を抜本的に見直すべきである。」と評価されている。市民行政評価は、有識者のほか、実際に市民が参画し、効果をより高めるための見直しや事業のあり方等について評価するものであり、その結果は重く受け止める必要があると考えられるが、今監査時点において、評価結果を踏まえた見直しがなされていない。納税協力会の会員数及び取扱税額が減少傾向にあることから、市民行政評価の結果も十分尊重し、制度の抜本的な見直しを検討する必要がある。

【意見】

納税奨励金については、納税協力会の会員数及び取扱税額が減少傾向にあることから、市民行政評価の結果も十分尊重し、制度の抜本的な見直しを検討する必要がある。

金沢市では、納税の利便性を向上させ、市税の納期内納付の推進を図るため、平成 24 年度から軽自動車税、平成 25 年度から個人市県民税（普通徴収）、固定資産税及び都市計画税の現年分がコンビニでの納付が可能となった。さらに、平成 27 年度からは、これらの滞納繰越分及び

延滞金もコンビニで納付できることとなった。

平成24年度以降のコンビニ納付の実績は、以下のとおりである。

区分 税目	年度	全体		コンビニ			
		件数 Ⓐ (件)	金額 Ⓑ (千円)	件数 Ⓒ (件)	利用率 Ⓒ/Ⓐ (%)	金額 Ⓓ (千円)	利用率 Ⓓ/Ⓑ (%)
個人市県民税 (普通徴収)	24年度	195, 242	9, 742, 445	-	-	-	-
	25年度	193, 686	9, 991, 854	43, 393	22. 4	1, 197, 139	12. 0
	26年度	191, 386	10, 338, 845	49, 235	25. 7	1, 398, 860	13. 5
	27年度	185, 846	10, 141, 980	55, 228	29. 7	1, 548, 147	15. 3
固定資産税 都市計画税	24年度	487, 053	34, 356, 024	-	-	-	-
	25年度	484, 371	34, 555, 274	41, 004	8. 5	1, 162, 622	3. 4
	26年度	481, 980	34, 776, 360	51, 806	10. 7	1, 496, 503	4. 3
	27年度	488, 527	34, 748, 348	60, 995	12. 5	1, 724, 121	5. 0
軽自動車税	24年度	122, 265	675, 794	34, 632	28. 3	193, 864	28. 7
	25年度	124, 855	698, 868	41, 176	33. 0	234, 296	33. 5
	26年度	128, 159	725, 489	46, 917	36. 6	271, 385	37. 4
	27年度	130, 841	749, 212	51, 805	39. 6	302, 587	40. 4
合計	24年度	804, 560	44, 774, 263	34, 632	4. 3	193, 864	0. 4
	25年度	802, 912	45, 245, 996	125, 573	15. 6	2, 594, 057	5. 7
	26年度	801, 525	45, 840, 694	147, 958	18. 5	3, 166, 748	6. 9
	27年度	805, 214	45, 639, 540	168, 028	20. 9	3, 574, 855	7. 8

近年、金沢市内には数多くのコンビニがあり、年齢や性別を問わず、市民にとって身近な存在となっている。コンビニ納付は、そのようなコンビニでいつでも納付できる方法であり、今後もその件数は増加すると考えられるが、近年これらの手法に加え、ペイジーによる納付が可能な自治体が増加している。

ペイジーとは、税金や公共料金などを、パソコンやスマートフォン、ATMから支払うことができるものであり、利便性が高いと言われている。

平成28年11月1日現在、ペイジーによる納付が可能な主な自治体は、以下のとおりである。

区分	都道府県	指定都市	中核市
全数	47	20	47
導入数	22	10	9
導入率	46.8%	50.0%	19.1%
1	岩手県	仙台市	宇都宮市
2	宮城県	千葉市	前橋市
3	茨城県	横浜市	高崎市
4	栃木県	川崎市	柏市
5	群馬県	相模原市	長野市
6	埼玉県	新潟市	豊橋市
7	東京都	名古屋市	岡崎市
8	神奈川県	大阪市	豊田市
9	岐阜県	堺市	鹿児島市
10	静岡県	福岡市	
11	愛知県		
12	三重県		
13	大阪府		
14	兵庫県		
15	奈良県		
16	和歌山県		
17	島根県		
18	岡山県		
19	広島県		
20	佐賀県		
21	熊本県		
22	鹿児島県		

(注) 中核市の数は、平成 28 年 11 月 1 日現在である。

また、東京都、大阪府、福島県、三重県、大分県、千葉市、京都市、神戸市、福岡市及び姫路市においては、クレジットカードでの納付が可能となっている。

国においても、平成 29 年 1 月 4 日から、国税の納付をクレジットカードで可能としたことから、今後、国の動向に合わせ、クレジットカードによる納付を可能とする自治体は、更に増加すると考えられる。

納税者の利便性の更なる向上と市税収入を確保する観点から、金沢市においても、国や他の自治体の状況を踏まえ、ペイジー やクレジットカードによる納付が可能となるよう検討する必要がある。

【意見】

納税者の利便性の更なる向上と市税収入を確保する観点から、ペイジーやクレジットカードによる納付が可能となるよう検討を進める必要がある。

②延滞金の減免について

平成 27 年度の延滞金の減免から、5 件を無作為に抽出し、申請から承認までの関連資料を確認したが、以下のとおり、今後対応を検討する必要のある案件が見受けられた。

具体的には、固定資産税及び都市計画税に係る延滞金で、申請者が事業再生のための経営改善計画を作成したため、施行規則第 6 条の 2 第 1 項第 11 号の規定（市長が特に必要があると認める場合）に基づき、延滞金の 50% を減免したものである。

金沢市税延滞金減免事務処理の手引きでは、同号に該当する事例として、「失業その他これらに準ずる事由によって、当該年の所得の見積額が前年の所得に比べ著しく減少したことにより、生活に困窮する者」としており、これに該当する場合は、延滞金の 50% を限度として、減免するとしている。

市は、減免の決定に際して、申請者から提出された決算書等を審査し、直近 2 期において流動比率が 100% を下回っていることから、「慢性的に資金ショートの危険性がある状態」と判断しているが、申請者は直近期で約 1,700 万円の債務超過であるが、売上高は増加傾向にあり、直近 3 期はいずれも純利益を計上しており、直近期は約 250 万円の黒字となっていた。

また、経営状況が厳しい会社が形式上利益を計上するために減価償却費を計上しないことがあるが、申請者は、直近 3 期ともに減価償却費が計上されており、直近期については、税務上の償却限度額まで減価償却費が計上されていた。減価償却費を計上するということは、減価償却費相当額が、資金として留保されていることを意味している。

流動比率が 2 期連続で 100% を下回っていることは、経営状況が良好でないことを示す指標の 1 つであるが、流動負債が増えている一方、固定負債は減少しており、負債全体が減少していることからすると、長期借入金が短期借入金に振り替えられているということであり、流動比率が 100% を下回っていることのみをもって、「慢性的に資金ショートの危険性がある状態」とは言い難い。

提出されている資料を確認する限り、必ずしも延滞金の納付が困難である状況とは認められなかつた。

延滞金の減免については、決算書の分析など専門的な知識が求められる場合があることから、研修等を行い職員の専門的な実務能力を高めるほか、必要に応じて、専門家に分析を依頼し、意見を求める検討が必要がある。

【意見】

延滞金の減免については、決算書の分析など専門的な知識が求められる場合があることから、研修等を行い職員の専門的な実務能力を高めるほか、必要に応じて、専門家に分析を依頼し、意見を求める検討が必要がある。

③還付事務について

過誤納金の発生から、対象者に還付されるまでの一連の書類及び手続を確認したが、いずれも適正に行われており、問題点は検出されなかった。

9 滞納整理事務

(1) 概要

滞納整理事務とは、収納に係る事務のうち、滞納者の財産及び実態を調査し、差押え、強制換価等の滞納処分、滞納処分の執行停止、不納欠損に至る一連の事務のことである。

①滞納繰越額の過去5年間の推移

【個人市民税】

(単位：件又は千円)

項目	調定額		収入額		不納欠損額				新規滞納繰越額		滞納繰越額	
	(滞納繰越分)		(当年度回収分)		(執行停止)		(消滅時効)		(当年度発生分)		(次年度繰越分)	
年度	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
23年度	105,453	2,411,272	18,920	381,745	1,066	23,659	5,763	68,334	26,226	449,196	105,930	2,386,730
24年度	105,606	2,283,741	20,855	406,569	1,140	22,238	5,883	92,039	26,054	469,454	103,782	2,232,349
25年度	103,307	2,225,669	23,124	436,981	1,205	26,218	6,922	113,894	23,727	450,307	95,783	2,098,883
26年度	95,399	2,089,808	22,885	439,638	1,236	24,395	5,885	88,322	22,303	392,431	87,696	1,929,884
27年度	87,470	1,925,878	22,713	428,343	1,636	29,226	4,476	71,344	20,495	405,774	79,140	1,802,739

【法人市民税】

(単位：件又は千円)

項目	調定額		収入額		不納欠損額				新規滞納繰越額		滞納繰越額	
	(滞納繰越分)		(当年度回収分)		(執行停止)		(消滅時効)		(当年度発生分)		(次年度繰越分)	
年度	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
23年度	1,645	110,011	286	20,156	114	8,040	90	5,336	489	30,416	1,644	106,895
24年度	1,645	106,697	316	23,163	90	6,876	95	4,904	444	43,578	1,588	115,332
25年度	1,588	115,247	336	31,683	82	4,931	105	6,491	419	26,015	1,484	98,157
26年度	1,484	97,537	344	26,710	59	4,805	71	3,495	330	56,984	1,340	119,511
27年度	1,338	119,366	295	18,956	60	3,535	83	6,677	301	17,874	1,201	108,072

【固定資産税】

(単位：件又は千円)

項目	調定額		収入額		不納欠損額				新規滞納繰越額		滞納繰越額	
	(滞納繰越分)		(当年度回収分)		(執行停止)		(消滅時効)		(当年度発生分)		(次年度繰越分)	
年度	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
23年度	64,162	2,535,540	12,999	506,619	761	53,058	2,148	50,644	17,680	763,383	65,934	2,688,602
24年度	65,879	2,688,208	13,722	603,646	710	137,460	1,484	25,305	16,561	617,316	66,524	2,539,113
25年度	66,468	2,536,634	14,682	583,847	1,272	43,408	2,773	44,414	14,981	519,377	62,722	2,384,342
26年度	62,696	2,383,846	15,135	545,753	1,333	141,668	2,460	40,634	14,185	419,627	57,953	2,075,418
27年度	57,826	2,072,857	15,137	487,540	1,278	75,253	2,434	89,637	13,152	348,929	52,129	1,769,356

【軽自動車税】

(単位：件又は千円)

項目	調定額		収入額		不納欠損額				新規滞納繰越額		滞納繰越額	
	(滞納繰越分)		(当年度回収分)		(執行停止)		(消滅時効)		(当年度発生分)		(次年度繰越分)	
年度	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
23年度	17,252	64,401	2,658	11,398	175	780	1,985	7,010	4,941	20,257	17,375	65,470
24年度	16,879	62,425	2,551	10,996	157	546	1,955	6,812	4,428	18,187	16,644	62,258
25年度	16,572	61,851	2,831	12,032	162	623	1,949	6,770	4,393	18,443	16,023	60,869
26年度	15,975	60,633	2,880	12,141	124	555	1,859	6,530	3,925	16,741	15,037	58,148
27年度	14,716	56,198	2,905	12,385	213	895	1,720	6,147	3,574	15,443	13,452	52,214

【市たばこ税】

(単位：件又は千円)

項目 年度	調定額		収入額		不納欠損額				新規滞納繰越額		滞納繰越額	
	(滯納繰越分)		(当年度回収分)		(執行停止)		(消滅時効)		(当年度発生分)		(次年度繰越分)	
件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数
23年度	3	27	0	10	0	—	0	—	1	277	4	294
24年度	4	293	4	293	0	—	0	—	0	—	0	—
25年度	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—
26年度	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—
27年度	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—

【入湯税】

(単位：件又は千円)

項目 年度	調定額		収入額		不納欠損額				新規滞納繰越額		滞納繰越額	
	(滯納繰越分)		(当年度回収分)		(執行停止)		(消滅時効)		(当年度発生分)		(次年度繰越分)	
件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数
23年度	98	5,207	62	3,715	0	—	0	—	27	1,649	63	3,141
24年度	63	3,140	59	2,930	0	—	0	—	36	2,064	40	2,274
25年度	40	2,275	36	1,927	0	—	0	—	38	2,054	42	2,402
26年度	42	2,402	42	2,402	0	—	0	—	0	—	0	—
27年度	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—

【事業所税】

(単位：件又は千円)

項目 年度	調定額		収入額		不納欠損額				新規滞納繰越額		滞納繰越額	
	(滯納繰越分)		(当年度回収分)		(執行停止)		(消滅時効)		(当年度発生分)		(次年度繰越分)	
件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数
23年度	67	59,108	17	16,099	2	9,149	0	—	23	23,653	71	57,513
24年度	71	57,514	16	16,590	2	2,255	0	—	18	17,157	71	55,826
25年度	71	55,825	15	16,623	1	612	2	1,339	15	16,424	68	53,675
26年度	68	53,675	12	17,678	4	7,302	0	—	13	8,545	65	37,240
27年度	65	37,240	13	7,727	4	605	2	180	10	7,029	56	35,757

【都市計画税】

(単位：件又は千円)

項目 年度	調定額		収入額		不納欠損額				新規滞納繰越額		滞納繰越額	
	(滯納繰越分)		(当年度回収分)		(執行停止)		(消滅時効)		(当年度発生分)		(次年度繰越分)	
件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数
23年度	64,162	528,711	12,999	105,640	761	11,064	2,148	10,560	17,661	157,395	65,915	558,842
24年度	65,879	558,764	13,722	125,472	710	28,572	1,484	5,260	16,556	126,816	66,519	526,276
25年度	66,468	525,633	14,682	120,983	1,272	8,995	2,773	9,203	14,985	106,453	62,726	492,905
26年度	62,696	492,771	15,135	112,814	1,333	29,285	2,460	8,400	14,185	85,996	57,953	428,268
27年度	57,826	427,692	15,137	100,594	1,278	15,527	2,434	18,495	13,151	71,631	52,128	364,707

(注) 全ての税目において、更正等があるため、年度末の「滞納繰越額（次年度繰越分）」と翌年度の「調定額（滯納繰越分）」は一致しない。

なお、平成 27 年度における滞納金額別の内訳は、以下のとおりである。

(単位：人又は千円)

区分	滞納者数	滞納金額
10万円未満	10,760	299,299
10万円以上30万円未満	4,540	659,592
30万円以上50万円未満	1,237	395,769
50万円以上100万円未満	970	553,912
100万円以上300万円未満	471	598,776
300万円以上	136	1,625,497
計	18,114	4,132,845

②滞納整理事務の流れ

納期限までに納付がない場合は、督促や催告を行い、それでも納付がなされない場合は、財産調査、差押え等を行うこととなる。

ア 督促

督促とは、納期限を過ぎても納付しない者に対し、督促状により、期限を指定してその履行を促す行為のことである。

督促状は、納期限後 20 日以内に発送しなければならぬとされており、時効中断が認められ、滞納処分執行の要件となっている。

金沢市においては、システムにより、滞納者に対する督促状を作成し、決裁後、発送している。

督促状が送達できない場合は調査を行うが、それでも住所等が明らかでない場合は、公示送達により対応することとなる。

過去 5 年間の督促状の発送件数の推移は、以下のとおりである。

(単位：件)

年度 税目	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
個人市県民税（普通徴収）	65,797	66,392	61,746	60,357	56,539
個人市県民税（特別徴収）	6,965	6,647	6,567	6,550	6,214
法人市民税	1,315	1,428	1,129	1,091	987
固定資産税・都市計画税	77,196	73,170	66,656	64,990	64,063
軽自動車税	26,193	24,103	23,773	23,021	22,168
市たばこ税	5	1	1	0	0
入湯税	95	86	87	79	65
事業所税	54	50	56	38	47
合 計	177,620	171,877	160,015	156,216	150,083

イ 催告

督促状の発送は1回限りであり、その後は隨時催告によって納付を促すこととなる。

催告は、文書の送付、架電、訪問等により行うが、催告についての法律上の規定はない。

督促状を発送しても納付がない場合は、約1か月後に催告書を発送しているが、滞納者に強制執行等の手続が開始された場合においては、徴収を急ぐ必要があるため、催告なしに差押え等の手続を行うことがある。

初期の滞納については、主に徴収嘱託員（非常勤）が訪問し、納付勧奨を実施し、滞納繰越分については、市職員が定期的、また必要に応じて隨時、文書催告を実施している。

日中や夜間、休日に電話等による催告を実施しているが、催告をしても連絡がない場合や連絡先が不明な場合は、財産調査も兼ねて訪問による実態調査等を実施している。

また、平成26年度から月1回、夜間及び休日に納税相談窓口を設け、督促状や呼出状により納税相談を呼びかけている。

過去5年間の催告の推移は、以下のとおりである。

i 催告書の発送件数

(単位：件)

平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
60,971	55,607	58,639	50,032	43,233

ii 電話催告の件数

(単位：件)

平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
3,336	3,432	3,315	12,460	14,419

(注) 平成26年度から折衝率向上のため、夜間のほか、休日にも拡充したため、件数が増加している。

iii 訪問催告の件数

(単位：件)

年度 項目	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
夜間	1,731	2,364	1,914	—	—
休日	1,302	1,437	1,240	—	—
徴収嘱託員	17,785	16,775	16,132	17,201	16,975
応援	4,420	4,496	4,072	—	—

(注)応援とは、資産税課、市民税課及び徴収担当以外の税務課職員が協力して行う夜間訪問催告のことである。平成26年度から、夜間や休日の電話催告に加え、納税相談窓口を開設したため、夜間や休日の訪問催告は実施していない。

iv 納税相談窓口の相談件数

(単位：件)

年度 項目	平成 26 年度	平成 27 年度
来庁	190	143
電話	443	217

ウ 財産調査

督促や催告を行っても、なお納付がない場合、滞納者の財産調査を行うこととなる。

財産調査とは、滞納処分執行のため、滞納者の財産の有無や所有する財産の換価価値を調査することである。調査の対象とする財産は、預貯金、保険、給与、年金、国税還付金、不動産、動産、有価証券、自動車等であり、国税徴収法第 141 条の質問検査権を行使して調査を行い、必要があれば同法第 142 条に基づく捜索を行う。

国税徴収法

(質問及び検査)

第 141 条 徴収職員は、滞納処分のため滞納者の財産を調査する必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、次に掲げる者に質問し、又はその者の財産に関する帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。第 146 条の 2 及び第 188 条第 2 号において同じ。）を検査することができる。

一 滞納者

二 滞納者の財産を占有する第三者及びこれを占有していると認めるに足りる相当の理由がある第三者

三 滞納者に対し債権若しくは債務があり、又は滞納者から財産を取得したと認めるに足りる相当の理由がある者

四 滞納者が株主又は出資者である法人

(捜索の権限及び方法)

第 142 条 徴収職員は、滞納処分のため必要があるときは、滞納者の物又は住居その他の場所につき捜索することができる。

2 徴収職員は、滞納処分のため必要がある場合には、次の各号の一に該当するときに限り、第三者の物又は住居その他の場所につき捜索することができる。

一 滞納者の財産を所持する第三者がその引渡をしないとき。

二 滞納者の親族その他の特殊関係者が滞納者の財産を所持すると認めるに足りる相当の理由がある場合において、その引渡をしないとき。

3 徴収職員は、前二項の捜索に際し必要があるときは、滞納者若しくは第三者に戸若しくは金庫その他の容器の類を開かせ、又は自らこれらを開くため必要な処分をすることができる。

エ 滞納処分の手続

滞納処分とは、市が行う強制徵収手続の総称のことであり、主なものは以下のとおりである。

i 差押え

督促や催告により納付を促しても納付がされない場合に、国税徵収法及び地方税法に基づき滞納者の財産を処分し、これを換価できる状態にしておく強制的な処分のことである。過去5年間の差押え等の状況は以下のとおりである。

(単位：件又は千円)

年度	項目	前年度繰越分		当年度差押分		当年度差押解除分				翌年度繰越分	
						公売	徵収その他				
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
平成23年度	不動産	902	3,846,645	208	404,908	0	—	167	1,465,526	943	2,786,027
	動産	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—
	債権	350	348,948	669	459,099	0	—	555	323,026	464	485,021
	合計	1,252	4,195,593	877	864,007	0	—	722	1,788,552	1,407	3,271,048
平成24年度	不動産	943	2,786,027	140	273,437	0	—	164	549,466	919	2,509,998
	動産	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—
	債権	464	485,021	1,006	705,811	0	—	924	530,319	546	660,513
	合計	1,407	3,271,048	1,146	979,248	0	—	1,088	1,079,785	1,465	3,170,511
平成25年度	不動産	919	2,509,998	69	159,829	1	2,538	86	189,776	901	2,477,513
	動産	1	1,082	2	40,699	2	40,699	1	1,082	0	—
	債権	546	660,513	1,094	541,053	0	—	1,035	498,986	605	702,580
	合計	1,466	3,171,593	1,165	741,581	3	43,237	1,122	689,844	1,506	3,180,093
平成26年度	不動産	901	2,477,512	67	126,773	1	46,779	86	87,184	881	2,470,322
	動産	0	—	1	40,351	1	40,351	0	—	0	—
	債権	605	702,580	717	485,434	0	—	737	445,353	585	742,661
	合計	1,506	3,180,092	785	652,558	2	87,130	823	532,537	1,466	3,212,983
平成27年度	不動産	881	2,470,322	45	133,131	2	5,140	80	100,100	844	2,498,213
	動産	0	—	1	398	0	—	1	398	0	—
	債権	585	742,661	635	738,732	0	—	705	503,983	515	977,410
	合計	1,466	3,212,983	681	872,261	2	5,140	786	604,481	1,359	3,475,623

ii 換価

差押えを行った不動産や動産等を公売したり、給与支払者や金融機関等の第三債務者等へ、給与や預貯金等の差押えを行った債権の取立てにより、差押財産を金銭に換えることである。なお、換価された財産は、国税徵収法等の規定に基づいて債権者に配当されることとなる。過去5年間の公売及び交付要求の状況は、以下のとおりである。

公売の状況

(単位：件又は円)

区分 年度	種別	件数	物件概要	落札価格	滞納処分費	市税充当額	摘要
平成23年度	該当事項なし						
平成24年度	該当事項なし						
平成25年度	不動産	1	アパート	11,120,000	615,930	6,502,571	ネット公売 残額は他の配当等
	動産	26	茶碗、皿、掛軸等	2,728,212	117,435	2,610,777	ネット公売
平成26年度	不動産	1	宅地	5,155,000	323,622	4,831,378	ネット公売
	動産	19	茶碗、皿等	1,195,122	70,700	1,124,422	ネット公売
平成27年度	不動産	4	宅地、山林、事務所	40,252,000	2,172,927	13,459,900	会場公売、ネット公売、 残額は本人に交付

交付要求の状況

(単位：件又は千円)

項目 年度	前年度繰越分		交付要求		配当及び納付額		交付要求失効額		翌年度繰越分	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
平成23年度	1,415	737,608	510	461,725	(21) 158	(36,928) 89,790	219	299,909	1,548	809,634
平成24年度	1,548	809,634	392	391,766	(61) 187	(43,579) 122,209	297	220,888	1,456	858,303
平成25年度	1,456	858,303	449	452,885	(40) 158	(58,633) 116,485	249	286,992	1,498	907,711
平成26年度	1,498	907,711	271	201,053	(37) 122	(15,587) 138,330	130	153,175	1,517	817,259
平成27年度	1,517	817,259	222	179,712	(32) 116	(8,226) 59,191	111	72,494	1,512	865,286

(注) ()内の数値は競売による配当である。

iii 分割納付

やむを得ない事情により一括納付が困難な状況にある納税者については、分割納付を認めることがある。

iv 滞納処分の執行停止等

a 納税の猶予

地方税法第15条から第15条の6の3までの規定に基づき、災害や病気等により納税が困難な場合は原則1年以内の期間、納税を猶予することができる。

b 執行停止

地方税法第15条の7の規定に基づき、財産調査を行っても滞納処分をすることができる財産がない場合等は、滞納処分の執行を停止することができる。執行停止が3年間継続したときは納税義務が消滅するが、徴収できないことが明らかな場合は、納税義務を直ちに消滅させることができる。

過去5年間の執行停止の状況は以下のとおりである。

執行停止の推移（地方税法第15条の7第5項該当分を除く）

(単位：件又は千円)

税目	年度区分	平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
		件数	金額								
個人市民税(普通徴収)		1,843	40,436	2,416	47,287	1,850	29,974	969	18,222	1,142	17,935
個人市民税(特別徴収)		2	16	1	7	39	491	0	—	50	635
法人市民税		0	—	0	—	0	—	2	100	4	436
固定資産税		1,264	21,569	1,334	42,185	1,061	24,406	559	14,833	489	56,909
軽自動車税		179	812	328	1,362	245	966	120	431	123	582
事業所税		0	—	0	—	0	—	0	—	0	—
都市計画税		—	4,494	—	8,757	—	5,014	—	3,065	—	11,742
合 計		3,288	67,327	4,079	99,598	3,195	60,851	1,650	36,651	1,808	88,239
執行停止理由	無財産	1,665	39,933	1,741	63,032	1,221	32,745	766	23,841	880	76,458
	生活困窮	974	14,571	1,525	23,929	1,315	15,461	632	7,824	674	7,999
	所在・財産不明	649	12,823	813	12,637	659	12,645	252	4,986	254	3,782

(注)都市計画税については、固定資産税と併せて取り扱うため、件数を記載していない。

オ 不納欠損

不納欠損とは、滞納分の徴収金が徴収されなくなったとして、それに係る調定額を消滅させることである。

不納欠損が行われるのは、滞納処分の執行停止後3年が経過した場合（地方税法第15条の7第4項）、滞納処分の執行停止をしたもので明らかに徴収できない場合（地方税法第15条の7第5項）、納期限後5年経過により時効となった場合（地方税法第18条第1項）の3パターンがある。過去5年間の不納欠損の状況は以下のとおりである。

(単位：件又は千円)

年度区分 税目	平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		
	件数	金額									
個人市民税(普通徴収)	6,639	88,637	6,680	110,550	7,794	134,017	6,741	107,678	5,780	95,023	
個人市民税(特別徴収)	286	4,751	449	5,103	357	6,616	408	5,320	394	6,312	
法人市民税	205	13,418	186	11,910	190	11,671	130	8,300	144	10,245	
固定資産税	2,964	107,337	2,300	182,950	4,078	90,264	3,821	184,070	3,750	166,760	
軽自動車税	2,174	7,848	2,133	7,396	2,118	7,411	1,993	7,115	1,936	7,057	
特別土地保有税	0	-	1	138	0	-	0	-	0	-	
事業所税	2	9,149	2	2,255	3	1,951	4	7,302	6	785	
都市計画税	-	22,373	-	37,979	-	18,698	-	38,047	-	34,406	
合 計	12,270	253,513	11,751	358,281	14,540	270,628	13,097	357,832	12,010	320,588	
不納欠損事由	無財産	2,243	109,008	2,222	233,768	2,397	90,822	2,641	209,947	2,882	126,425
	生活困窮	832	12,215	909	9,917	1,426	20,348	1,137	16,983	1,121	17,496
	所在・財産不明	374	10,225	358	6,636	646	11,137	737	12,766	579	9,840
	その他	8,821	122,065	8,262	107,960	10,071	148,321	8,582	118,136	7,428	166,827

(注) 1. 都市計画税については、固定資産税と併せて取り扱うため、件数を記載していない。

2. 不納欠損事由「その他」は、法定納期限後5年経過により時効となったものである。

なお、平成27年度における不納欠損額別の内訳は、以下のとおりである。

(単位：件又は千円)

項目 金額	執行停止		消滅時効		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
10万円未満	2,964	55,953	8,471	98,363	11,435	154,316
10万円以上30万円未満	253	33,976	164	21,454	417	55,430
30万円以上50万円未満	60	23,746	23	7,373	83	31,119
50万円以上100万円未満	18	14,434	33	22,410	51	36,844
100万円以上300万円未満	0	-	24	42,879	24	42,879
300万円以上	0	-	0	-	0	-
合 計	3,295	128,109	8,715	192,479	12,010	320,588

(注) 1. 都市計画税については、固定資産税と併せて取り扱うため、件数には含めていない。

2. 消滅時効には、執行停止後に時効により消滅したものを含む。

③滞納整理に係る業務体制

金沢市においては、税務課が全ての税目に係る滞納整理事務を担当している。

ア 業務体制

各係の職員数等は以下のとおりであり、基本的には納税者の住所等に基づいて、地区を担当することになっている。

係等	職員数	担当地区
納税第1係	9人	主に金沢市中部、市外及び県外
納税第2係	9人	主に金沢市南部
納税第3係	10人	主に金沢市北部
収納推進室	7人	市内全域、市外及び県外

(注) 非常勤職員を含む。

なお、滞納未処分案件については滞納額が300万円、滞納処分済案件については100万円を基準として、納税各係と収納推進室の業務を区分しており、高額滞納者に対する滞納整理は収納推進室が行うこととなる。

区分		納税第1～3係	収納推進室
滞納処分	未処分案件	300万円以下	300万円超
	処分済案件	100万円以下	100万円超

イ 滞納情報の管理

滞納情報については、滞納管理システムにより管理しているが、当該システムは、税オンラインシステムと連動しており、納税者の滞納に関する税目や金額等が一元管理できるシステムとなっている。

時効が迫っている滞納者や、分割納付を行っている滞納者については、定期的にリストを出力し、徴収漏れがないよう納税を促している。

(2) 監査手続

①滞納整理事務について、税務課への質問及び関連資料の閲覧を行うことにより、概要を把握した。

②滞納処分について、無作為に数件抽出し、督促から滞納処分までの一連の手続が適正に行われているか検証した。

③執行停止について、無作為に数件抽出し、必要な手続が適正に行われているか検証した。

④不納欠損について、時効の算定などが適正に行われているか検証した。

⑤滞納整理に係る業務体制について、石川県滞納整理機構との比較により、効率的かつ効果的な体制になっているか検証した。

閲覧資料：滞納管理システム説明資料、不動産差押・参加差押関係資料、債権差押等関係資料、
滞納処分の執行停止関係資料、競売・破産交付要求関係資料、石川県ホームページ
(滞納整理機構情報)、平成27年度石川県包括外部監査報告書、総務省ホームページ
(平成27年度個人の市町村民税の納税義務者等に関する調)、滞納処分執行停止基
準等

(3) 監査結果

①滞納処分について

平成27年度の滞納処分案件から、10件を無作為に抽出し、督促から催告及び財産調査を経て、滞納処分に至るまでの一連の書類及び手続を確認したが、以下のとおり、今後対応を検討する必要がある案件が見受けられた。

手続	概要	経過
保険の交付要求	個人市県民税及び固定資産税等について、交付要求により全額回収したもの。	平成12年度から度々滞納を繰り返していたため、平成24年7月に財産調査を行い、平成25年11月に差押えを行った。 その結果、滞納分は一旦完納となつたが、その後も滞納は続いた。 以降、架電や文書催告は行われたが、交付要求が行われたのは、平成28年2月であった。

分割納付の約束をしているにもかかわらず、履行の意思が見られなかつたことから、早期に財産調査及び差押えがなされる必要があつたと考えられる。

長期にわたる滞納や分割納付の不履行が著しいなど、悪質な滞納者に対しては、可能な限り迅速に滞納処分を検討する必要があることから、まずは、滞納の期間や金額が一定の基準に達した者について、速やかに財産調査を行うための体制を構築する必要がある。

【意見】

悪質な滞納者に対しては、可能な限り迅速に滞納処分を検討する必要があることから、滞納の期間や金額が一定の基準に達した者について、速やかに財産調査を行うための体制を構築する必要がある。

②執行停止について

平成27年度の執行停止案件から、無作為に10件を抽出し、一連の書類及び手続を確認したが、以下のとおり、今後対応を検討する案件が見受けられた。

具体的には、地方税法第15条の7第1項第1号及び同条第5項の規定に基づく、相続財産管

理人の任務終了に伴う執行停止であり、それに至るまでの金融機関への預金照会の方法についてである。

地方税法

(滞納処分の停止の要件等)

第15条の7 地方団体の長は、滞納者につき次の各号のいずれかに該当する事実があると認めるときは、滞納処分の執行を停止することができる。

一 滞納処分をすることができる財産がないとき。

(略)

5 第一項第一号の規定により滞納処分の執行を停止した場合において、その地方団体の徴収金が限定承認に係るものであるとき、その他その地方団体の徴収金を徴収することができないことが明らかであるときは、地方団体の長は、前項の規定にかかわらず、その地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務を直ちに消滅させることができる。

金融機関に対する預金照会の際、滞納者の住所については、相続財産管理人の住所を記載し、氏名については「亡〇〇〇〇相続財産」と記載しているが、預金口座は相続財産管理人が名義変更の手続をしない限り、被相続人の住所、氏名のままである。相続財産管理人の住所と「亡〇〇〇〇相続財産」という氏名の特定方法では、被相続人本人の口座があっても「亡〇〇〇〇相続財産」という口座はないことから、「該当なし」という回答となる可能性がある。

今後、同様な事案について、金融機関に預金照会する際は、被相続人本人の口座の照会も含まれていることを明確にするために、相続財産管理人の住所氏名とともに被相続人本人の住所及び氏名も併記するなど、記載方法を見直す必要がある。

【意見】

金融機関に対して預金照会する際、より正確に回答を得るために、相続財産管理人と被相続人本人の住所及び氏名を記載した上で、照会する必要がある。

③不納欠損について

平成27年度に不納欠損処理された案件の関連資料を閲覧し、時効に係る期間の算定等が正確に行われているかを確認したが、適正に行われており、問題点は検出されなかった。

④滞納整理に係る業務体制について

金沢市の滞納整理に係る業務体制について、効率的かつ効果的なものであるか検証するため、関連資料を閲覧するとともに、石川県滞納整理機構との比較を行った。

石川県滞納整理機構（以下「機構」という。）とは、市町が徴収事務を担っている個人市県民税の滞納額が年々増加している問題に対処するため、石川県が、県内を4つの区域に分け、平成24年度から順次、設立した組織である。

設立年度	機構名称	参加市町
平成 24 年度	石川県央地区地方税滞納整理機構	白山市、野々市市、かほく市、津幡町、内灘町
平成 25 年度	南加賀地区地方税滞納整理機構	小松市、加賀市、能美市、川北町
平成 26 年度	中能登地区地方税滞納整理機構	七尾市、羽咋市、宝達志水町、中能登町、志賀町
平成 26 年度	奥能登地区地方税滞納整理機構	輪島市、珠洲市、穴水町、能登町

設立当初は、機構に参加しない市町もあったが、順次、参加市町が増加し、平成 28 年度現在において参加していないのは金沢市ののみとなっている。

機構には、石川県と各市町から担当職員が派遣されており、主として個人市県民税の徵収を対象としているが、他の県税市税も取り扱っている。

機構の事業成果を測る指標である収入率（個人市県民税滞納分の収入額/滞納繰越額）の推移については、以下のとおりである。金沢市に隣接する市町が参加している県央地区機構の状況であるが、機構への参加により、一定の効果が上がっていることが分かる。

自治体名	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	機構参加年度
白山市	19.4%	23.7%	27.1%	31.9%	38.0%	平成 24 年度
野々市市	22.3%	21.9%	28.5%	33.2%	38.2%	平成 24 年度
かほく市	18.2%	20.4%	26.4%	26.2%	29.0%	平成 24 年度
津幡町	22.9%	22.1%	22.7%	22.9%	34.8%	平成 27 年度
内灘町	21.2%	21.1%	22.9%	20.3%	30.7%	平成 27 年度
金沢市	15.8%	17.8%	19.6%	21.0%	22.2%	—

金沢市の滞納繰越分に係る収入率は、機構参加市町と比較すると低く、平成 23 年度から年々上昇しているが、あまり大きな改善は見られない。

これについて、税務課からは「徵収職員 1 人当たりの高額案件や困難案件の占める割合が大きいため、収入率が低いと考えている。個人市県民税の滞納繰越分収入率については県央地区と比較すると最下位であるが、市税全体の収入率については中位である。」との回答を得た。

高額案件や困難案件が都市部に多いことは徵税実務においては一般的であるため、妥当な理由と考えられ、また市税全体の収入率が中位であることを踏まえると、金沢市においても、独自で効果的に徵収が行われていると考えられる。

実際に、金沢市では、自治大学校や東京税務協会主催研修等への職員派遣、それらの伝達研修による手法学習を充実させるなど、他市町と比較し、研修体制が充実していると言える。

また、金沢市の税収規模は突出しており、以下のとおり、徵収職員 1 人当たりの引受額は大きいが、機構と同程度の徵収率を上げていることが分かる。

金沢市と県央地区機構の徴収職員 1人当たり引受額及び徴収額

区分	金沢市	機構
1人当たり引受額	1億3,671万円	6,242万円
1人当たり徴収額	3,403万円	1,656万円
徴収率	24.9%	26.5%

以上のように、金沢市の滞納整理に係る業務体制は、効率的かつ効果的なものとなっていると考えられる。

指摘事項・意見一覧

1. 指摘事項 なし

2. 意見 21件

【個人市民税】

No.	頁	内 容
1	33	・未課税者への対応について① 未課税者の実態を正確に把握するため、長期にわたり課税システムに無職として登録されている者にあっては、年齢等も考慮した上で、必要に応じて現地調査の対象とする必要がある。
2	34	・未課税者への対応について② 未課税者調査の結果、長期にわたって継続調査となっている案件については、重点的かつきめ細かに現地調査を実施する必要がある。
3	36	・特別徴収義務者の捕捉について より安定した税収を確保するため、普通徴収を行っている事業者に対して特別徴収への切替えを積極的に呼びかけるなど、特別徴収の推進に向けた取組を強化する必要がある。
4	39	・家屋敷課税について 家屋敷課税については、対象者からの申告を促すため、ホームページや市税のしおり等において、十分に制度を周知するとともに、効率的な対象者の把握方法について検討する必要がある。

【法人市民税】

No.	頁	内 容
5	45	・課税事務の正確性について 法人市民税の均等割については、前年の申告内容や給与支払報告書の情報を参考に、申告内容の正確性を検証する必要がある。
6	46	・特定非営利活動法人の把握と減免について 特定非営利活動法人の正確な情報把握に努めるとともに、未申告の法人に対しては、税制度を積極的に周知する必要がある。
7	47	・未申告法人への対応について 未申告法人の実態を把握するため、申告期限を過ぎた法人に対して催告状を送付するなどの取組の実施を検討する必要がある。

【固定資産税及び都市計画税】

No.	頁	内 容
8	63	<ul style="list-style-type: none"> ・課税事務の正確性について 減価償却明細書の写しの提出について、所有者の協力をより求めるほか、他都市の取組も参考にした上で、より正確に対象資産を把握するための対策を検討する必要がある。
9	65	<ul style="list-style-type: none"> ・更正について 更正となった原因を十分に究明するとともに、課内研修等により情報共有を図るなど、改めて正確かつ慎重な事務を徹底し、再発防止に努める必要がある。

【軽自動車税】

No.	頁	内 容
10	69	<ul style="list-style-type: none"> ・課税事務の正確性について 小型特殊自動車に係る申告については、販売店等に協力を依頼し、販売時における購入者への説明を徹底するほか、ホームページ等においても申告の必要性を十分に周知する必要がある。
11	70	<ul style="list-style-type: none"> ・減免について 軽自動車税に係る身体障害者等減免の継続審査については、効率性及び正確性の観点から、システムでの一括処理やデータ化を検討する必要がある。
12	71	<ul style="list-style-type: none"> ・ナンバープレートの管理について ナンバープレートの紛失や盗難、不正利用等を防止するため、交付及び回収に係る取扱方針を明確に定めるほか、管理台帳を作成するなど、厳重な管理を徹底する必要がある。

【入湯税】

No.	頁	内 容
13	77	<ul style="list-style-type: none"> ・入湯客数の把握について 特別徴収義務者に対する実地調査を行い、入湯税に係る帳簿と、会計帳簿との突き合わせにより、申告内容の正確性を検証する必要がある。
14	78	<ul style="list-style-type: none"> ・特別徴収義務者の把握について 特別徴収義務者等に対して、分かりやすく丁寧に制度を周知するとともに、実態調査を適宜実施するなど、申告漏れを防ぐための対策を講じる必要がある。

【事業所税】

No.	頁	内 容
15	86	・非課税について 民間団体に対する事業所税の非課税適用については、非課税明細書などの提出を必要に応じて求め、慎重に判断する必要がある。
16	87	・未申告法人等への対応について 事業所税の申告義務があるにもかかわらず、長年にわたり未申告である者に対しては、重点的に訪問し、その必要性を周知することにより、申告を促す必要がある。

【収納事務（滞納整理事務を除く）】

No.	頁	内 容
17	97	・納付方法について① 納税奨励金については、納税協力会の会員数及び取扱税額が減少傾向にあることから、市民行政評価の結果も十分尊重し、制度の抜本的な見直しを検討する必要がある。
18	100	・納付方法について② 納税者の利便性の更なる向上と市税収入を確保する観点から、ペイジー や クレジットカードによる納付が可能となるよう検討を進める必要がある。
19	100	・延滞金の減免について 延滞金の減免については、決算書の分析など専門的な知識が求められる場合があることから、研修等を行い職員の専門的な実務能力を高めるほか、必要に応じて、専門家に分析を依頼し、意見を求めるなどを検討する必要がある。

【滞納整理事務】

No.	頁	内 容
20	112	・滞納処分について 悪質な滞納者に対しては、可能な限り迅速に滞納処分を検討する必要があることから、滞納の期間や金額が一定の基準に達した者について、速やかに財産調査を行うための体制を構築する必要がある。
21	113	・執行停止について 金融機関に対して預金照会する際、より正確に回答を得るため、相続財産管理人と被相続人本人の住所及び氏名を記載した上で、照会する必要がある。